

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2009年6月19日
【事業年度】	第50期(自2008年4月1日至2009年3月31日)
【会社名】	株式会社アイティフォー
【英訳名】	ITFOR Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 東川 清
【本店の所在の場所】	東京都千代田区一番町21番地
【電話番号】	(03)5275-7902
【事務連絡者氏名】	経理部長 内藤 直樹
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区一番町21番地
【電話番号】	(03)5275-7902
【事務連絡者氏名】	経理部長 内藤 直樹
【縦覧に供する場所】	株式会社アイティフォー 西日本事業所 (大阪府大阪市西区新町二丁目4番2号(なにわ筋S I Aビル)) 株式会社アイティフォー 中部事業所 (愛知県名古屋市中村区名駅四丁目10番25号(名駅I M A Iビル)) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

##### (1) 連結経営指標等

回次 決算年月	第46期 2005年3月	第47期 2006年3月	第48期 2007年3月	第49期 2008年3月	第50期 2009年3月
売上高(千円)	-	-	-	11,795,660	11,910,624
経常利益(千円)	-	-	-	1,648,455	1,550,905
当期純利益(千円)	-	-	-	853,173	902,579
純資産額(千円)	-	-	-	7,404,620	7,615,279
総資産額(千円)	-	-	-	11,524,772	11,809,871
1株当たり純資産額(円)	-	-	-	265.73	276.61
1株当たり当期純利益(円)	-	-	-	30.60	32.45
潜在株式調整後1株当たり当期純利益(円)	-	-	-	29.69	-
自己資本比率(%)	-	-	-	64.2	64.3
自己資本利益率(%)	-	-	-	11.77	12.04
株価収益率(倍)	-	-	-	13.46	11.62
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	2,007,521	1,302,851
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	1,732,442	222,934
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	417,806	518,037
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	-	-	-	3,491,756	4,053,635
従業員数(名)	-	-	-	396	417

(注) 1. 第49期より連結財務諸表を作成しているため、第48期以前については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 当連結会計年度において、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次 決算年月	第46期 2005年3月	第47期 2006年3月	第48期 2007年3月	第49期 2008年3月	第50期 2009年3月
売上高(千円)	11,042,554	11,631,902	11,731,737	11,491,158	11,716,729
経常利益(千円)	1,039,221	1,261,650	1,550,635	1,619,269	1,564,242
当期純利益(千円)	612,155	743,413	761,988	790,338	910,173
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金(千円)	983,952	1,012,134	1,124,669	1,124,669	1,124,669
発行済株式総数(株)	5,608,000	28,497,500	29,430,000	29,430,000	29,430,000
純資産額(千円)	5,837,970	6,634,948	7,105,879	7,369,106	7,585,425
総資産額(千円)	9,713,483	10,200,305	11,263,491	11,443,461	11,754,834
1株当たり純資産額(円)	1,104.17	246.88	257.00	264.98	276.14
1株当たり配当額(円)	28.00	8.00	9.00	9.50	10.00
(内1株当たり中間配当額)(円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益(円)	108.70	26.47	27.85	28.35	32.72
潜在株式調整後1株当たり当期純利 益(円)	103.55	24.22	25.92	27.50	-
自己資本比率(%)	60.1	65.0	63.1	64.4	64.5
自己資本利益率(%)	10.64	11.92	11.09	10.92	12.17
株価収益率(倍)	18.86	47.98	20.54	14.53	11.52
配当性向(%)	25.76	30.22	32.32	33.51	30.56
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	816,591	1,571,322	1,003,219	-	-
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	97,744	617,885	357,842	-	-
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	399,560	90,686	10,858	-	-
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	2,057,576	2,920,374	3,576,610	-	-
従業員数(名)	355	371	370	373	396

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 持分法を適用した場合の投資利益については、第48期以前は持分法を適用すべき重要な関連会社が存在しなかつたため、記載しておりません。

3. 第49期より連結財務諸表を作成しているため、持分法を適用した場合の投資利益、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー及び現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。

4. 2005年9月20日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。

5. 当期において、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

## 2 【沿革】

1959年5月 各種事務用機器の輸出入及び販売を目的として大阪市北区に日本システムティック(株)を設立。  
1972年12月 千代田情報機器(株)に商号変更。  
1973年4月 東京都千代田区麹町4丁目に本社を移転。  
1973年9月 大阪市北区に大阪支店を開設。  
1973年10月 東京都千代田区麹町5丁目に本社を移転。  
1975年12月 福岡市中央区に福岡駐在所を開設。  
1976年4月 名古屋市中区に名古屋支店を開設。  
1982年6月 名古屋市中村区(第2豊田ビル東館)に名古屋支店を移転。  
1983年10月 東京都新宿区に技術開発本部を開設。(1986年10月廃止)  
1986年4月 福岡駐在所を福岡営業所に改称。  
1986年11月 東京都豊島区に池袋事業所を開設。(1996年12月廃止)  
1987年5月 第三者保守サービス体制を施行、保守拠点を拡大。  
1989年9月 東京都東村山市にCJKテクノセンターを開設。  
1990年10月 大阪市西区に大阪支店を移転。  
1991年4月 埼玉県所沢市に所沢事業所(CJK所沢ビル)を開設。  
1993年5月 埼玉県所沢市にCJKテクノセンターを移転。  
1994年4月 福岡市博多区に福岡営業所を移転。  
1997年12月 名古屋市中村区(名駅IMAIビル)に名古屋支店を移転。  
2000年2月 日本証券業協会に株式を店頭登録。  
2000年8月 (株)アイティフォーに商号変更。  
2002年12月 東京都千代田区一番町21番地に本社を移転。  
2004年12月 日本証券業協会への店頭登録を取消し、ジャスダック証券取引所に株式を上場。  
2005年4月 東京証券取引所市場第二部に株式を上場。  
2006年3月 東京証券取引所市場第一部銘柄に指定。

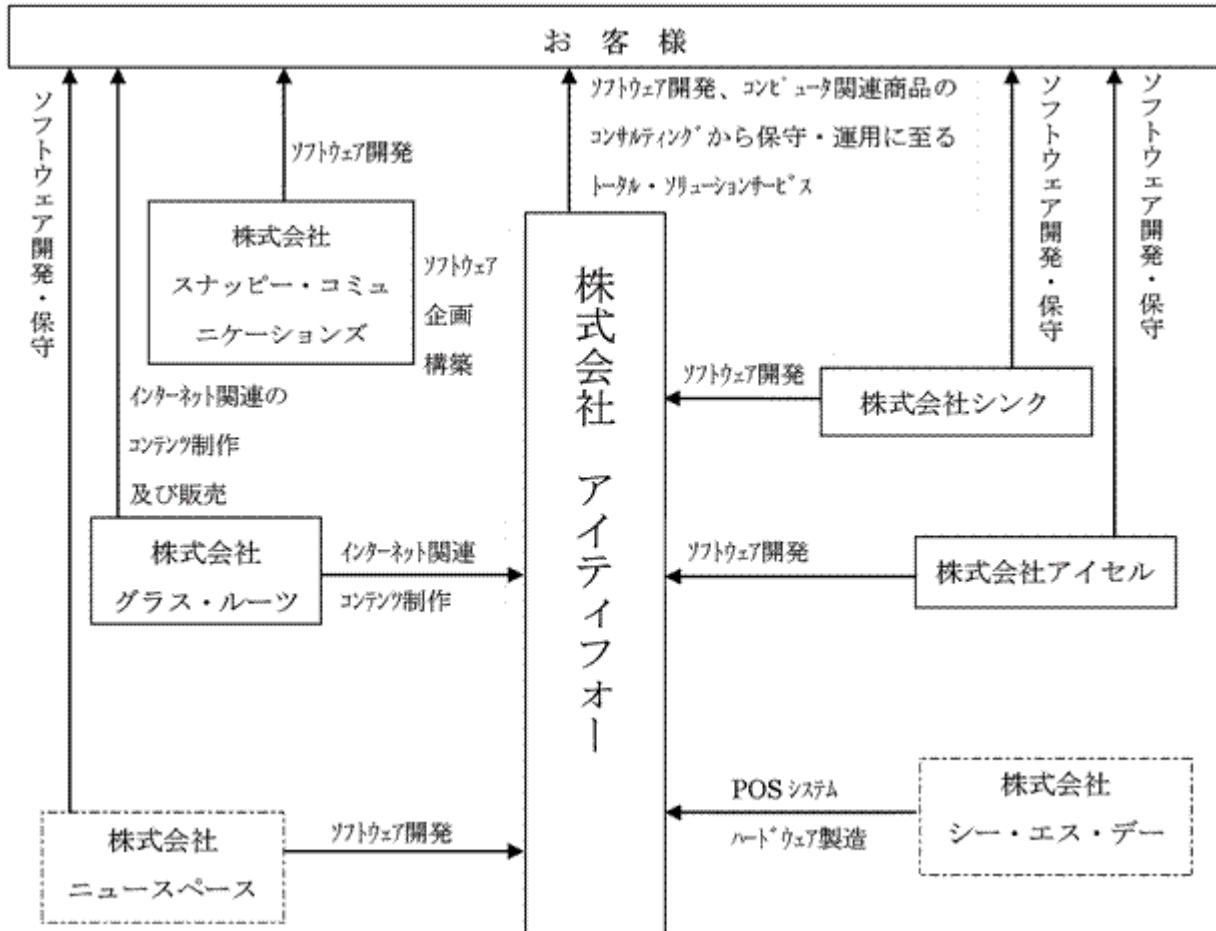
### 3【事業の内容】

当社グループは、当社、子会社2社、及び関連会社4社で構成されており、最新の情報技術とシステムインテグレーターとしての豊富な経験を活かした、コンサルティングからシステム構築、運用管理に至るトータル・ソリューション・サービスを提供する単一セグメントの事業を行っております。

グループ各社の役割は、Webビジネスの分野において、株式会社スナッピー・コミュニケーションズがソフトウェアの企画・構築を担当し、株式会社グラス・ルーツはインターネット関連のコンテンツ制作を担当しております。また、延滞債権管理のパッケージソフトを中心とした債権管理・督促支援の分野においては、当社が民間の金融機関を主要顧客とするのに対し、株式会社シンクが地方公共団体を主要顧客とすることで、「官」・「民」双方へのサービス提供を行っております。さらに株式会社アイセルは、当社が開発したパッケージソフトのカスタマイズの一部を担当しております。

#### 【事業系統図】

当社と、関係会社各社との関係は次のとおりであります。



(注) 実線で囲まれている会社は、連結子会社および持分法適用会社であり、点線で囲まれている会社は、それ以外の関連会社であります。

#### 4【関係会社の状況】

関係会社は、次のとおりであります。

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業内容	議決権の所 有割合(%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社スナッピー・コ ミュニケーションズ	東京都 千代田区	25,000	ソフトウェアの開発 ・販売	66.4	ソフトウェアの開発 役員の兼務
(連結子会社) ㈱グラス・ルーツ(注)	東京都 港区	10,000	インターネット関連 コンテンツ企画・制 作	45.0	インターネット関連 コンテンツの企画・制 作 役員の兼務 資金の貸付
(持分法適用関連会社) ㈱シンク	福岡県 田川市	22,000	ソフトウェアの 開発・販売	50.0	ソフトウェアの開発 役員の兼務
(持分法適用関連会社) ㈱アイセル	大阪府 大阪市	245,100	ソフトウェアの 開発・販売	20.7	ソフトウェアの開発 役員の兼務

(注) 持分は100分の50以下であるが、実質的な影響力をもっているため連結子会社としたものであります。

#### 5【従業員の状況】

##### (1) 連結会社の状況

事業の種類別セグメント情報を記載していないため、事業部門別の従業員を示すと次のとおりであります。

2009年3月31日現在

事業部門の名称	従業員数
システムソリューション	252名
ネットワークソリューション	20名
カスタマーサービス	90名
管理部門	55名
合計	417名

(注) 従業員数は就業人員であり、契約社員を含めて表示しております。

##### (2) 提出会社の状況

2009年3月31日現在

従業員数	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与
396名	38歳 11ヶ月	11年 2ヶ月	6,641,166円

(注) 1. 従業員は就業人員であります。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

##### (3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておきませんが、労使関係は良好であります。

## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

#### (1) 業績

当連結会計年度におけるわが国経済は、世界の金融資本市場危機を契機とした世界経済の減速や株式、為替ほか商品市場の低迷により、輸出産業を中心として大幅に企業収益が悪化し、景気が急速に落ち込みました。

当社グループが属する情報サービス業界におきましても、設備投資を先送りする企業があるなど景気悪化の影響を受けました。しかしながら、当社グループにおきましては、金融機関における業務の効率化のための情報化投資は引き続き底堅く推移しており、製造業などに比べ大幅な業績悪化は回避できました。

このような環境下、当社主力の金融機関向けのファイナンシャルソリューションシステムは引き続き増収となったほか、情報化武装により競争力を確保しようとする地方百貨店のニーズを的確に捉えた流通システムも二桁増収となりました。コンタクトセンターを主要顧客とするCTIシステムなど、設備投資の先送り傾向の影響を受けた分野もありますが、IT基盤構築の新ソリューションが順調に立ち上がってきたカスタマーサービスでは高い付加価値率を維持し、増収を継続しており、グループとしては増収増益を確保いたしました。

利益面では、中国でのオフショア開発を行ったeコマースシステムの新パッケージにおいて、プログラム不具合が発覚し、パッケージの改良に時間とコストをかけたことにより利益率が悪化しました。主力のファイナンシャルソリューションシステムでも一時的に発生した利益率の低い大型案件があったことから、売上高総利益率は37.5%と前期に比べ若干低下しましたが、当連結会計年度は特別損失の発生もなく、当期純利益は期初計画を上回りました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は11,910百万円(前期比101.0%)、経常利益は1,550百万円(前期比94.1%)、当期純利益は、902百万円(前期比105.8%)となりました。

なお、単体ベースでは6期連続増益を達成いたしました。

当連結会計年度における当社グループのサービス部門ごとの業績は、次のとおりであります。

#### (システムソリューション)

主力のファイナンシャルソリューションシステムでは、貸金業における改正貸金業法の総量規制へのシステム投資及び銀行における地方銀行・第二地方銀行の基幹システム共同化への投資、新BIS規制、内部統制対応への投資など環境変化に対応するシステム投資需要が引き続き旺盛に推移いたしました。

このような状況下、受注においては、貸金業におけるWeb個人信用情報照会システム「MICS(ミックス)2.0」が順調に立ち上がり、さらに地方銀行での債権管理システムの新規獲得やマーケットとして注力しているテレフォンバンキング・テレマーケティングシステムの他社システムからの置換えなどに加え、既存顧客の現行システムの規模拡大によるレベルアップや新機能追加により引き続き堅調に推移いたしました。また、新規参入した地方自治体向け滞納管理(電話催告)システム「CARS(キャルス)」のパッケージ開発が完了し、ファーストユーザーにて順調に稼働開始いたしました。

ファイナンシャルソリューションシステムに関する新規ソフトウェア開発につきましては、「MICS2.0」の一次開発を完了し、さらに2009年中に予定されている改正貸金業法の最終施行をにらみ、二次開発に着手いたしました。また、電話催告システム「CARS」のバージョンアップ開発に着手いたしました。

デジタルボイスロギングシステムにつきましては、外資系金融機関や国内大手金融機関での投資見直しの影響を受け、投資時期が一部次年度へずれこみましたが、業界初の音声認識機能を搭載した新製品「NicePerform(ナイスパフォーマンス)」が高い評価を得て、日本で初めて金融機関において採用されました。

映像分析によるセキュリティシステム「NiceVision(ナイスビジョン)」を、空港関連施設、大型マンションなどへ納入いたしました。さらに新たな販路を開拓するため、鉄道関連の安全運行への展開を想定し、実証実験を行いました。

eコマースシステムにつきましては、開発初期に発生したプログラム不具合を完全に修復するとともに、性能、機能を大幅に強化した「ITFOReC(アイティフォレック)2.0」を大手通販会社、大手百貨店に納入し、顧客の大幅な売上げ増加に寄与いたしました。さらに、大手エンターテインメントメーカーやアパレル小売会社などからも受注いたしました。

流通システムにつきましては、百貨店・量販店向けの基幹システムである流通トータルパッケージ「RITS(リッツ)」を、都内大手百貨店および老舗地方百貨店に相次いで納入し、順調に販売を拡大いたしました。また、取引先との情報共有を図るEDI(イーディーアイ)システム「RITS V@gate(リッツ・ヴェイゲート)」を開発・販売し、売上は前期比大幅増となりました。さらに当社独自の専用パッケージ「RITS」と「ITFOReC2.0」のギフトシステムの連携を可能とする「ギフト基幹システム」は、中京地区の老舗地方百貨店より受注を獲得いたしました。

その結果、システムソリューションの受注は7,272百万円(前期比82.1%)、売上は8,335百万円

(前期比99.5%)となりました。

「開発体制」

ノウハウの流出防止およびパッケージソースプログラム資産の管理を目的として「ソフトウェア開発およびソフトウェア資産管理システム」を構築いたしました。これにより、システムエンジニアおよび協力会社からのリモート接続環境における高いセキュリティシステムを実現いたしました。また、要件定義・基本設計の早期確定を目的とし、上級システムエンジニア複数名が、各新規プロジェクトの上流工程に取り組む体制を構築した結果、開発したソフトウェアの品質向上とプロジェクト管理の円滑遂行により、収益向上を図ることが可能となりました。

(ネットワークソリューション)

ネットワークソリューションにつきましては、ネットワークやセキュリティなどの広範囲で総合的なIT基盤の構築案件が増加し、かつ、案件が大型化傾向にあります。下期にはこれらのIT基盤構築案件の大型受注を獲得いたしました。また、近年構築が相次いでいるデータセンター向けのサーバ運用管理システムの販売も底堅く推移いたしました。その結果受注は1,065百万円(前期比114.4%)、売上は1,009百万円(前期比99.3%)となりました。

(カスタマーサービス)

カスタマーサービスにつきましては、IT基盤構築サービスの売上が伸張し、保守サービスとともに堅調に推移した結果、受注は2,652百万円(前期比105.1%)、売上は2,566百万円(前期比106.7%)となりました。

(2)キャッシュ・フロー

当連結会計年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という)は、4,053百万円となり、前連結会計年度末と比べ、561百万円増加いたしました。当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動から得られた資金は1,302百万円(前期比64.9%)となりました。主な増加要因は税金等調整前当期純利益1,550百万円、たな卸資産の減少444百万円、減価償却314百万円であり、主な減少要因は法人税等の支払い564百万円、売上債権の増加422百万円であります。前期と比べ得られた資金が減少した主な要因は、税金等調整前当期純利益が41百万円減少したこと、および売上債権が前期においては1,134百万円減少していたのに対し、当期においては422百万円の増加となったことであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は222百万円(前期比12.9%)となりました。主な増加要因は有価証券の売却による収入3,492百万円であり、主な減少要因は有価証券の取得による支出2,394百万円、無形固定資産の取得による支出500百万円、定期預金の預入れによる支出500百万円であります。前期と比べ使用した資金が減少した主な要因は、前期においては有価証券の売買により差引き1,297百万円の支出であったのに対し、当期においては1,098百万円の獲得であったこと、および投資有価証券の取得による支出が197百万円減少したことあります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は518百万円(前期比124.0%)となりました。主な増加要因は自己株式の処分による収入204百万円であり、主な減少要因は自己株式の取得による支出467百万円、配当金の支払額262百万円であります。前期と比べ使用した資金が増加した主な要因は、自己株式の取得による支出が前期と比べ92百万円増加したこと、および配当金の支払額が15百万円増加したことあります。



## 2【生産、受注及び販売の状況】

### (1)仕入実績

項目	当連結会計年度 (自2008年4月1日 至2009年3月31日)	前年同期比(%)
システムソリューション(千円)	1,842,077	86.2
ネットワークソリューション(千円)	621,024	92.7
カスタマーサービス(千円)	112,740	142.1
合計(千円)	2,575,842	89.2

(注)1.上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2.当社グループは単一のセグメントに属する事業を行っているため、サービス部門ごとの金額を記載していません。

### (2)受注状況

項目	当連結会計年度 (自2008年4月1日 至2009年3月31日)			
	受注高(千円)	前年同期比(%)	受注残高(千円)	前年同期比(%)
システムソリューション	7,272,840	82.1	2,544,554	70.5
ネットワークソリューション	1,065,717	114.4	134,383	171.8
カスタマーサービス	2,652,774	105.1	1,173,435	108.0
合計	10,991,333	89.3	3,852,373	80.7

(注)1.上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2.当社グループは単一のセグメントに属する事業を行っているため、サービス部門ごとの金額を記載していません。

### (3)販売実績

項目	当連結会計年度 (自2008年4月1日 至2009年3月31日)	前年同期比(%)
システムソリューション(千円)	8,335,049	99.5
ネットワークソリューション(千円)	1,009,557	99.3
カスタマーサービス(千円)	2,566,017	106.7
合計(千円)	11,910,624	101.0

(注)1.上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2.当社グループは単一のセグメントに属する事業を行っているため、サービス部門ごとの金額を記載していません。

### 3【対処すべき課題】

#### (1) 対処すべき課題

わが国の情報通信政策につきましては、国家戦略としての高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT戦略本部）のもと、「IT新改革戦略」が策定され、各種の施策が推進されております。本格的な少子高齢化社会の到来を迎え、ICT（Information & Communication Technology）が様々な社会的課題の切り札として期待されております。ICTの可能性を最大限生かすため、総務省では、「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」ネットワークに簡単につながる「ユビキタスネット社会」を実現すべく、体系的なICT政策である「u-Japan政策」を推進しています。

このような状況下、当社グループでは、世界的な経済低迷が続く中、法令改正など市場環境の変化や多様化するお客様のニーズを的確に捉え、独自開発した高品質のパッケージソフトウェアとハイレベルのサービスを提供してまいります。具体的には、システムソリューション分野では、債権管理システムを中心とする金融機関向けのファイナンシャルソリューションシステム、百貨店向けのオープン系基幹システム、最先端機能を取り入れてリニューアルしたeコマースシステムなど、いずれも当社の長年にわたる経験とノウハウをもとに独自開発したアプリケーションパッケージを中心にお客様の売上拡大やコスト削減に役立つシステムを提供してまいります。ネットワークシステムでは、セキュリティ関連商品を中心に、ますます高度化する企業ネットワークの分野で、信頼性の高いシステム構築ソリューションを提供してまいります。また、カスタマーサービスの分野では、保守サービスはもちろんのこと、これまで培ってきた高度なネットワークシステム技術を生かしたIT基盤構築ソリューション、サーバーやネットワークシステムの監視、リモートメンテナンスなど、お客様に満足いただける様々なサービスメニューを提供しております。

システムソリューション分野を中心とするソフトウェア開発におきましては、多様化する顧客ニーズへの対応とともに高度な品質が求められております。当社では、高品質のソフトウェア開発を今後とも維持していくために、優秀な開発委員の確保を継続して実施していくとともに、引き続きM&Aによる開発体制の整備および強化に取り組んでまいります。

リスク対策といたしましては、社長を委員長とする「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、平時よりコンプライアンスの社内徹底と経営リスクを中心とするリスク対策について協議を行っております。また、同委員会の下部組織として、「セキュリティ推進委員会」、「オフィス効率化・環境整備推進委員会」および「品質・安全管理推進委員会」の3委員会を設置し、専門的かつ具体的な活動を行っております。セキュリティ推進委員会では、内部情報、顧客情報などの全ての情報セキュリティ対策を統括しており、役員および社員全員に対するセキュリティ教育の実施、プライバシーマークにおけるマネジメントシステムの周知徹底などの活動を行っております。また、オフィス効率化・環境整備推進委員会では、内部統制システムの運用・改善を中心に、労働衛生問題や経費削減など幅広い活動を行っております。さらに、品質・安全管理推進委員会では、ソフトウェア開発における品質の維持・向上を推進するとともに、顧客満足を得られるようなサービスの提供を目指して活動を行っております。

また、当社グループでは人材が最重要資産であるとの認識のもと、引き続き優秀な人材の確保と育成に注力してまいります。さらに、教育制度の充実と若手人材の積極的な登用により、社員のスキルアップと組織の活性化を図ってまいります。

#### (2) 株式会社の支配に関する基本方針について

2009年6月19日の取締役会におきまして、当社の企業価値および株主共同の利益を確保するために、以下の要領により当社株式の大規模買付行為への対応策（以下「本プラン」といいます。）の継続について決議いたしました。

##### 1. 本プランを必要とする理由

当社はシステムインテグレーターとして、セキュアなシステムを希望するお客様から長期的かつ安定した信頼を得てシステムの納入を行ってきており、またこのような開発・販売を支えるのは、優秀な技術者である社員であります。昨今の動きとして、新たな法制度の整備や企業構造・文化の変化等を背景として対象となる会社の構造や特色に留意せず、経営陣と十分な協議や合意を得ることなく、突然大量の株式買付けを強行するといった動きも顕在化してきております。もちろん大量の株式買付け行為そのものを全て否定するものではなく、会社の企業価値・株主共同の利益を向上させる行為であれば、その判断は最終的には株主の皆様全体の意思に基づいて決められるものと考えております。

しかし、大量の買付行為の中には、その目的等からして企業価値・株主共同の利益に明白な侵害を与えるものや株主の皆様売却を事実上強要するもの、当社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、株主の皆様十分な検討を行うに足りる時間や情報を提供しないもの、当社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするものなど、当社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

このような当社に対する濫用的な買収によって当社の企業価値が毀損されることがあれば、当社の強みである優秀な技術者の流出が懸念されるのみならず、当社のシステムを採用していただいているお客様からの信頼を失い、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益が大きく損なわれるおそれがあります。

こうした事情に鑑み、濫用的な買収者が現れた場合、上述したような不適切な大量買付行為を未然に防止するため、株主の皆様が判断するための必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために交渉すること等により当社の企

業価値ひいては株主共同の利益に反する買付行為を抑止するための枠組みが必要不可欠と判断いたしました。そして、当社の企業価値および株主共同の利益を確保するために、2006年6月23日開催の第47回定時株主総会におきまして「当社株式の大規模買付行為への対応策（以下「本プラン」といいます。）」の導入を決議し、2007年以降、定時株主総会後に開催される取締役会で、本プランの延長を決議いたしております。

なお、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、当該買付行為が長期的視点から当社の企業価値を毀損するものであるかどうかの検討は、中立的な第三者委員会に依頼するものとしております。

本プランの要領は以下のとおりであります。

## 2. 本プランの内容

### (1) 本プランの概要

#### 本プランの発動手続の設定

(ア) 本プランは、まず、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させ、濫用的買収を防止することを目的として、当社株式に対する買付が行われる場合に、買付者または買付提案者（以下、併せて「買付者等」といいます。）に対し、事前に当該買付に関する所定の情報の提供を求め、第三者委員会が当該買付についての情報収集・検討等を行う期間を確保し、必要があれば当社代表取締役等を通じて買付者等との交渉を行うなどの手続を定めています。

また、当社取締役会は、敵対的性質が存する者からの濫用的買収を防止するための事前の防衛策として、停止条件付一部取得条項付差別的行使条件付新株予約権無償割当て（以下「対抗措置」といいます。）を決議いたします。

なお、上記にいう「濫用的買収」は、次のいずれかに該当するものを意味します。

買付等が誠実に会社経営に参加することを目的としていないこと（専ら株価をつり上げ、高値で株式を当社又は当社関係者に買い取らせることを目的としている場合を含む。）

当社を一時的に支配して、当社の重要な従業員や資産、ノウハウ等を買付者等又はその関係者に移転させる等、当社の犠牲の下に買付者等の利益を図ることを目的としていること

当社の資産等を当該買付者等又はその関係者の債務の担保や弁済原資として流用することを目的としていること

当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額な資産等を処分させ、その利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価上昇の機会を狙って売り抜けることを目的としていること

買付の提案が、当社取締役会において買付提案の適否と対案を検討することの可能な時間的余裕を与えていないこと

買付者等が本プランに定める事項を履行した場合であっても、買付案、買付価額等の合理性について株主に誤解を与えるおそれがあること

買付の提案が、株主に対して冷静に株式売却を検討することができるように配慮されておらず、株主に対して当社株式の売り急ぎを強要するおそれがあること

買付の提案の内容が不適切であるため、当社における企業価値の源泉である当社と顧客との長期的な信頼関係および当社の優秀な技術者の雇用の維持を阻害するおそれがあり、当社の長期的な企業価値を損なうものであること

買付者等が、買付内容の検討に必要な情報が含まれた買付提案書を提出せず、または第三者委員会の求めに応じた追加情報を提出しないなど、本プランに定める事項を履行していないこと

また、上記にいう「敵対的性質が存する者」とは、濫用的買収を行う買付者等のうち、次の各条件のいずれかに当たる場合を除いた者を意味します。

当社の子会社（財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則第8条第3項に定義される。）、関連会社（財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則第8条第5項に定義される。）

不注意で、または当社を支配する意図がないのに特定株式保有者となった者と第三者委員会が認めた者で、かつ、特定株式保有者となった後10日以内（ただし、当社取締役会はこの期間を延長できる。）にその保有する株券等を処分等することにより特定株式保有者ではなくなった者

当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、当社の特定株式保有者になった者である旨第三者委員会が認めた者（ただし、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く。）

当社の特定株式保有者となったとしても当社の企業価値または株主共同の利益との関係で、対抗措置をとることが相当でないと第三者委員会が認めた者

(イ) 停止条件付一部取得条項付差別的行使条件付新株予約権無償割当ての概要は次のとおりであります。

#### (a) 停止条件とは

ある者が、特定株式保有者（注）に該当したとして該当者から公表がなされた日もしくは当社取締役会がこれを認めて公表した日のいずれか早い方から10日の期間内（ただし、取締役会が延期することができます。）に、当社取締役会が対抗措置をとることが適切であると判断し、その旨を公表すること

または、

当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）について、買付等の後にその者が特定株式保有者となるような公開買付の公告を行った場合には、当該公告の日から10日の期間内（ただし、取締役会が延期することができます。）に、当社取締役会が対抗措置をとることが適切であると判断し、その旨を公表すること

をいいます。なお、当社取締役会は、その者が敵対的性質が存する者であるか否かに関する第三者委員会による判断を最大限に尊重して、上記対抗措置をとることが適切であるか否かの判断を行うものとし、

（注）「特定株式保有者」とは、当社の株券等の保有者、公開買付者または当該保有者かつ公開買付者である者であって、(a) 当該保有者が保有する当社の株券等と当該保有者の共同保有者が保有する当社の株券等にかかる株券等保有割合の合計、(b) 当該公開買付者が保有しもしくは保有することとなった当社の株券等と当該公開買付者の特別関係者が保有する当社の株券等にかかる株券等保有割合の合計、(c) 当該保有者かつ公開買付者である者が保有しもしくは保有することとなった当社の株券等と当該保有者かつ公開買付者である者の共同保有者及び当該保有者かつ公開買付者である者の特別関係者が保有する当社の株券等保有割合の合計、のいずれかが20%超に相当する者をいう。

(b) 新株予約権無償割当てと差別的行使条件とは

新株予約権無償割当てとは、上記停止条件が成就した場合に、当社取締役会が別途定める一定の日における株主の皆様に対して、新たに申込みや払込みをしていただくことなく、当社の新株予約権を割当ててをいいます。本新株予約権には、特定株式保有者等に該当する者には、本新株予約権の権利行使は認められないとの差別的行使条件を付すものとし、

(c) 一部取得条項付とは

特定株式保有者等に該当する者を除く新株予約権者の新株予約権を、同新株予約権1個について当社普通株式1株を交付することにより、当社が取得するとの条項を付すことをいいます。

この場合、新株予約権者は、行使価格相当の金銭を払い込む必要はありません。

停止条件付一部取得条項付差別的行使条件付新株予約権無償割当てと第三者委員会の利用

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付を行う等、買付者等による買付またはその提案（以下、併せて「買付等」といいます。）が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれがあると認められる場合（その詳細につきましては前記2.（1）（ア）「濫用的買収」をご参照ください。）には、当社は、当該買付者等による権利行使は認められないとの行使条件が付された新株予約権（その詳細につきましては別添2「本プランに係る新株予約権無償割当て要綱」をご参照ください、以下「本新株予約権」といいます。）を、その時点の当社を除く全ての株主の皆様に対して会社法第277条に基づき無償で割当てます。

なお、本新株予約権無償割当ては、停止条件が成就することによりその効力が生ずることになってはいますが、その停止条件を成就させるか否か等の判断につきましては、当社取締役会が行います。ただし、その恣意的判断を排除するため、第三者委員会細則（その概要につきましては別添1をご参照ください。）に従い、当社経営陣から独立した者のみから構成される第三者委員会の勧告を最大限に尊重して判断を行うものとし、

本新株予約権の当社による取得

本プランに従って、本新株予約権無償割当てが実施された場合には、当社による買付者等以外の株主の皆様からの本新株予約権取得と当社普通株式の交付により、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合が実施前と比較して希釈化される可能性があります。

(2) 本プランの発動にかかる手続

対象となる買付等

本プランにおいては、以下に該当する買付等がなされたときに、その対象となります。

当社の株券等の保有者、公開買付者または当該保有者かつ公開買付者である者であって、

- (a) 当該保有者が保有する当社の株券等および当該保有者の共同保有者が保有する当社の株券等に係る株券等保有割合の合計
- (b) 当該公開買付者が保有しもしくは保有することとなる当社の株券等および当該公開買付者の特別関係者が保有する当社の株券等に係る株券等保有割合の合計
- (c) 当該保有者かつ公開買付者である者が保有しもしくは保有することとなる当社の株券等および当該保有者かつ公開買付者である者の共同保有者ならびに当該保有者かつ公開買付者である者の特別関係者が保有する当社の株券等にかかる株券等保有割合の合計

のいずれかが、20%を超える者による買付等、または超えると当社取締役会が認める者による買付等

買付者等に対する情報提供の要求

上記に定める買付等を行う買付者等は、当社取締役会が別段の定めをした場合を除き、買付の実行に先立ち、当社に対して、以下の各号に定める、買付者等の買付内容の検討に必要な情報（以下「本必要情報」といいます。）を含む買付提案を記載した書面（以下「買付提案書」といいます。）を提出していただきます。

第三者委員会は、当該買付提案書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、自らまたは当社取締役会を通して本必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。この場合、買付者においては、当該期限までに、本必要情報を追加的に提出していただきます。

- i 買付者等およびそのグループ（共同保有者、特別関係者および（ファンドの場合は）組合員その他の構成員を含む。）の詳細（具体的名称、資本構成、財務内容等を含む。）  
買付の目的、方法および内容（買付対価の価額・種類、買付の時期、関連する取引の仕組み、買付方法の適法性、買付実行の蓋然性等を含む。）  
買付価格の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報ならびに買付に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額およびその算定根拠等を含む。）  
買付資金の裏付け（買付資金の提供者（実質提供者を含む。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含む。）  
買付後の当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策、買付後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇方針  
その他第三者委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、第三者委員会は、買付者等が本プランに定められた手続に従うことなく買付を開始したものと認められる場合には、引き続き買付提案書および本必要情報の提出を求めて買付者等と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、原則として、下記に記載のとおり、当社取締役会に対して、本新株予約権無償割当ての実施を勧告します。

#### 第三者委員会の検討手続

第三者委員会は、買付者等から提出された買付提案書ならびに第三者委員会が追加提出を求めた本必要情報が提出された場合、当社取締役会に対しても、第三者委員会が定める期間内に買付者等の買付内容に対する意見およびその根拠資料、代替案その他第三者委員会が適宜必要と認める情報・資料を提示するよう要求することができます。

第三者委員会は、買付者等から最初に情報・資料を受領した後、原則として対価を現金（円貨）のみとする公開買付による当社株式の買付の場合は60日以内、またはその他の方法による買付提案の場合には90日以内（以下「第三者委員会検討期間」といいます。）で、買付者等の買付内容の検討、当社取締役会による代替案の検討、買付者と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討等を行います。

また、第三者委員会は、必要があれば当社代表取締役等を通じて、当該買付者等と交渉することなどにより、当該買収提案が当社の利益のために改善されるよう努め、中立・公平な観点から慎重に検討を行います。

更に、第三者委員会は、上記の検討手続を経て、第三者委員会細則（その概要につきましては別添1をご参照ください。）の判断基準（上記2（1）（ア）に記載のとおり。）に従い、当該買付提案が濫用的買収に該当するか否か、および当該買付者等が敵対的性質が存する者であるか否かを審議・決議し、第三者委員会検討期間内に当社取締役会に勧告します。

#### 新株予約権無償割当ての内容

対抗措置としての新株予約権無償割当ての内容は、別添2「本プランに係る新株予約権無償割当て要綱」に記載のとおりです。

### (3) 対抗措置発動後の中止について

本新株予約権無償割当ての停止条件が成就した後、割当対象株主が確定する日までの間に、買付者の買付行為の中止または買付内容の変更等がなされたことにより、当該買付者に敵対的性質が存しないと当社取締役会が認めるに至った場合には、当社取締役会は本新株予約権無償割当ての決議を取り消し、対抗措置の発動を中止することができます。

### 3. 本プランの合理性

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」に定める三原則、すなわち、企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則を完全に充足しています。

また本プランにおいて対抗措置をとるか否かは中立的な第三者委員会の判断を最大限尊重して行われますので、株主の共同利益を損なうものではなく、また取締役の地位の維持を目的とするものではありません。

### 4. 株主の皆様への影響

#### (1) 本プランの導入時に株主の皆様と与える影響

本プランの導入時点においては、本新株予約権無償割当て自体は行われませんので、株主および投資家の皆様の権利・利益に直接的な影響が生じておりません。

#### (2) 本新株予約権無償割当て実施により株主の皆様と与える影響

当社取締役会が本新株予約権無償割当てに際して別途設定する割当期日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき2個の割合で、本新株予約権が無償で割当てられますので、株式の希釈化は生じません。

当社は、買付者等以外の株主の皆様の本新株予約権を取得する手続きを取り、その旨該当する株主の皆様へ通知いたします。株主の皆様は、金銭等を払い込むことなく、当社による本新株予約権の取得の対価として当社普通株式を受領されることとなります。

### 5. 本プランの有効期限と継続について

現在の本プランの有効期限は、2010年6月の定時株主総会終結後に開催される取締役会の終了時までとされており、2010年度以降につきましては、毎年の定時株主総会で新たに選任された取締役による取締役会においてその後1年間の継続の可否を決議し、同決議内容を株主の皆様へ情報開示するとともに当該事業年度の定時株主総会（毎年6月開催予定）において、報告をすることとなっております。なお、当社の取締役の任期は1年となっております。本プランは取締役会の決議において廃止することが可能でありますので、本プランの廃止を希望される株主の皆様は、取締役の選任議案を通じて、株主の皆様へ意思を表明していただきたく存じます。その結果、出席株主の皆様のご賛同の過半数のご賛同を得られなかった等、本プランに対し反対である旨の株主の皆様のご意思が示された場合には、速やかに本プランを廃止いたします。

なお、有効期間満了前であっても、当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。また、当社取締役会が本プランの設計を見直す必要があると判断した場合には、改めて株主総会にお諮りして、株主の皆様のご意思を確認することといたします。

### 6. その他

本新株予約権の割当方法、名義書換方法、当社による新株予約権の取得方法等の詳細につきましては、本新株予約権無償割当ての割当期日の決定が行われた後、株主の皆様に対して公告または通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

なお、本プランの詳細につきましては、当社ホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。

(アドレス <http://www.itfor.co.jp/>)

#### (別添1) 第三者委員会細則の骨子

##### 1. 中立的な判断の確保

(1) 新株予約権無償割当ての停止条件の成就について取締役会の中立的な判断を確保するために、社外監査役、弁護士（顧問契約先の弁護士を除く）、公認会計士（監査契約先の公認会計士を除く）等で当社と利害関係のない者から選任する3名から構成される第三者委員会を設置する。

当社と第三者委員会の各委員との間では、善良なる管理者の注意をもって任務にあたる義務を負うことを含む委任契約を締結する。

(2) 第三者委員会の委員は、取締役会が平時に任命する。ただし、委員の補欠を置くことができる。

(3) 第三者委員会の判断が必要と認められる場合には、常勤監査役が第三者委員会を招集する。

(4) 第三者委員会は、必要な判断を行うために、取締役会に説明や資料の提出を求め、または、企業経営につき見識を有する者、専門職（投資銀行、証券会社、ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の専門家を含む。）等に対して、必要な情報の提出を要請し、または、その意見を求めることができる。

また、第三者委員会は、その判断に必要と考える場合には、取締役会に対して、判断期間の延長を要請することができる。

(5) 第三者委員会の決議は、原則として全員一致によるものとするが、これが困難な場合には、多数決によるものとする。

## 2. 第三者委員会の審議事項

第三者委員会は、原則として以下の各号に定める事項について審議・決議し、その決議の内容を、理由を付して取締役会に勧告する。

- (1) 買付者等についての「敵対的性質が存する者」への該当性
- (2) 上記1.(4)の判断期間の延長の要否
- (3) 「停止条件付一部取得条項付差別的行使条件付新株予約権無償割当て」決議内容における取締役会が判断すべき事項のうち、取締役会が第三者委員会に諮問した事項
- (4) 取締役会が、別途第三者委員会が行うことができるものと定めた事項

## 3. 敵対的性質が存する者の判断基準

買付者等の買付提案が、次の各条件のいずれかに当たる場合には、当該買付者等は敵対的性質が存すると判断するものとする。

i 買付等が誠実に会社経営に参加することを目的としていないこと（専ら株価をつり上げ、高値で株式を当社又は当社関係者に買い取らせることを目的としている場合を含む。）

当社を一時的に支配して、当社の重要な従業員や資産、ノウハウ等を買付者等又はその関係者に移転させる等、当社の犠牲の下に買付者等の利益を図ることを目的としていること

当社の資産等を当該買付者等又はその関係者の債務の担保や弁済原資として流用することを目的としていること

当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額な資産等を処分させ、その利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価上昇の機会を狙って売り抜けることを目的としていること

買付等の提案が、当社取締役会において提案の適否と対案を検討することの可能な時間的余裕を与えていないこと

買付者等が本プランに定める事項を履行した場合であっても、買付案、買付価額等の合理性について株主に誤解を与えるおそれがあること

買付等の提案が、株主に対して冷静に株式売却を検討することができるように配慮されておらず、株主に対して当社株式の売り急ぎを強要するおそれがあること

買付等の提案の内容が不適切であるため、当社における企業価値の源泉である当社と顧客との長期的な信頼関係および当社の優秀な技術者の雇用の維持を阻害するおそれがあり、当社の長期的な企業価値を損なうものであること

買付者等が、買付内容の検討に必要な情報が含まれた買付提案書を提出せず、または第三者委員会の求めに応じた追加情報を提出しないなど、本プランに定める事項を履行していないこと

ただし、買付者等が次の各条件のいずれかに当たる場合には、敵対的性質が存しないと判断するものとする。

当社の子会社（財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則第8条第3項に定義される。）、関連会社（財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則第8条第5項に定義される。）

不注意で、または当社を支配する意図がないのに特定株式保有者となった者と第三者委員会が認めた者で、かつ、特定株式保有者となった後10日以内（ただし、当社取締役会はこの期間を延長できる。）にその保有する株券等を処分等することにより特定株式保有者ではなくなった者

当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、当社の特定株式保有者になった者である旨第三者委員会が認めた者（ただし、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く。）

当社の特定株式保有者となったとしても当社の企業価値または株主共同の利益との関係で、対抗措置をとることが相当でないと第三者委員会が認めた者

## 4. 情報の開示

第三者委員会は、買付者等から買付提案書が提出された事実および買付者等から提出された各種情報その他の情報のうち第三者委員会が適切と判断する事項について、必要と判断する時点において、株主に対して情報開示を行うものとする。

また、上記1.(4)の判断期間を延長する旨の決議を行った場合、第三者委員会は、その理由、延長期間、その他第三者委員会が適切と認める事項について、当該延長の決議後速やかに情報開示を行うものとする。

## (別添2) 本プランに係る新株予約権無償割当て要綱

1. 本新株予約権無償割当ては、以下の停止条件が成就したときから効力を発する。

ある者が、特定株式保有者に該当したとして該当者から公表がなされた日もしくは当社取締役会がこれを認めて公表した日のいずれか早い日から10日の期間内（ただし、取締役会が延期することができる。）に、当社取締役会が対抗措置をとることが適切であると判断し、その旨を公表すること

または、

当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいう。）について、買付等の後にその者が特定株式保有者となるような公開買付の公告を行った場合には、当該公告の日から10日の期間内（ただし、取締役会が延期することができる。）に、当社取締役会が対抗措置をとることが適切であると判断し、その旨を公表すること

なお、当社取締役会は、その者が敵対的性質が存する者であるか否かの第三者委員会による判断を最大限に尊重して、上記対抗措置をとることが適切であるか否かの判断を行うものとする。

## 2. 割当対象株主

本新株予約権無償割当ての停止条件が成就した日の翌日から3週間以内の期間で、当社取締役会が新株予約権無償割当てを行う日として公告した日（以下「割当期日」という。）における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主（ただし当社を除く。以下「割当対象株主」という。）に対し、その保有株式1株につき新株予約権2個の割合で、本新株予約権を無償にて割り当てる。

## 3. 株主に割り当てる新株予約権の数の算定方法

割当期日における最終の発行済株式総数（当社の保有する当社普通株式の数を控除する。）の2倍の数とする。

## 4. 新株予約権無償割当てが効力を生ずる日

上記第2項に定める割当期日とする。

## 5. 新株予約権の目的である株式の数の算定方法

本新株予約権1個当たりの目的である株式数を当社普通株式1株とし、その総数は割当期日における最終の発行済株式総数（当社の保有する当社普通株式の数を控除する。）の2倍の数とする。

## 6. 当該新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の目的となる株式1株につき1円とする。

## 7. 当該新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の割当期日から3週間を経過した日の翌日から1か月間とする。

## 8. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

全額を資本に組み入れる。

## 9. 新株予約権の行使の条件

特定株式保有者、その共同保有者、その特別関係者もしくはこれらの者から新株予約権を承継した者（ただし、承継につき当社取締役会の承認を得た者を除く。）またはこれらの者が実質的に支配し、これらの者を実質的に支配し、これらの者が共同して支配し、もしくはこれらの者と共同して行動する者として当社取締役会が認定した者は新株予約権を行使することができない。

## 10. 新株予約権の行使請求方法および払込の方法

新株予約権の行使請求方法および払込の方法については、別途、当社取締役会において定める。

## 11. 新株予約権行使の効力発生時期等

新株予約権を行使した新株予約権者は、当該新株予約権を行使した日に、当該新株予約権の目的である株式の株主となる。

当社は、新株予約権の行使の効力発生後、すみやかに株券を交付する。

## 12. 譲渡による当該新株予約権の取得について当該株式会社の承認を要するときはその旨

本新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。

## 13. 当社による新株予約権の一部取得

本新株予約権は、割当期日から3週間を経過した日の到来をもって、当社が以下の要領によりこれを取得する。

上記に定める日に、当社は第9項に従い新株予約権を行使することができる者の新株予約権を取得する。

上記の取得にあたって、取得する新株予約権1個と引換えに、当該新株予約権者に対して当社普通株式1株を交付する。

## 14. 新株予約権の当社による取得または行使により新たに当社株式を取得した場合の当該株主の、株主総会における議決権行使

当社が定める基準日後に、当社による新株予約権の取得または新株予約権の行使によって、新たに当社株式を取得した場合の当該株主は、株主総会において議決権を行使できるものとする。

## 15. 新株予約権証券の不発行

新株予約権証券は、発行しない。

## 16. その他

その他、新株予約権無償割当てに関し必要な詳細に関する一切の事項の決定は、当社代表取締役に一任する。



## 4【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

### (1) 競合について

当社グループは、事業戦略展開分野を流通業界向けシステムや、金融業界向けシステム等それに関連する分野に集中することにより他社比優位なシステムノウハウを蓄積し、その分野で独自のソリューションとネットワークインフラを含むハード、ソフト、トータルのサービスを提供しております。

しかしながら、既存の大手コンピュータ・メーカーや専門システムインテグレーターとの競合が厳しくなっております。また、当社グループは質の高いソリューションを提案することにより売上の拡大を図っておりますが、情報通信機器類の価格の低下にともない単価の引き下げ圧力が強まっております。このような企業間競争のさらなる激化と販売価格の下落傾向が続いた場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

### (2) 為替相場の変動について

当社グループの商品仕入の約2割が輸入仕入であり、主に米国ドル建ての取引となっております。当社グループは、為替相場の変動によるリスクを軽減するため、先物為替予約取引を外貨建買掛金等および発注高の範囲内で行っております。先物為替予約取引の契約先は、いずれも信用度の高い国内の銀行であり、相手先の契約不履行による、いわゆる信用リスクはほとんどないと判断しております。

しかしながら、先物為替予約取引により為替相場の変動による影響を緩和することは可能であっても、間接的な影響を含め、すべてを排除することは不可能であり、円安傾向が続くとコストアップ要因となることから、為替相場の変動により当社の業績に影響を受ける可能性があります。

### (3) システム（商品）開発、品質管理について

当社グループの取扱う情報通信機器類のライフサイクルは、年々短くなる傾向にあります。当社グループは、国内外から最新の情報技術および機器類を仕入れ、お客様へ提供しておりますが、技術進歩に遅れをとった場合や商品戦略を誤った場合には、当社グループの業績に影響を受ける可能性があります。また、当社グループが保有する2年以上経過した在庫品については、売却可能性がない場合は廃棄処分とし、在庫水準の適正化に努めております。

当社グループが独自開発し、高いシェアを確保しております特許権が成立していないシステム等で、類似品や競合品の出現により、当社グループの業績に影響を受ける可能性があります。

また、当社グループはニーズにあったパッケージシステムおよびお客様の要求事項に基づくソフトウェアの開発、製造ならびに保守（ハード・ソフト）サービス等を行っておりますが、それらの品質管理を徹底し、お客様に対して品質保証を行うとともに顧客満足度の向上に努めております。さらに、当社では2002年6月に「ISO9001（2000年度版）」の認証を取得し、品質マニュアルおよび品質目標を設定することにより、品質管理の徹底を図っております。また、2004年2月には情報セキュリティマネジメントシステム国内標準規格「ISMS」の認証を取得、その後2007年12月に「ISO27001（2005年版）」の認証を取得し、お客様へのサービス向上に努めております。しかしながら、当社グループの提供するサービス等において品質上のトラブルが発生しないという保証はありません。このような品質上のトラブルが発生した場合には、トラブル対応による追加コストの発生や損害賠償等により、当社グループの業績や財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

### (4) 情報管理について

当社グループは、お客様の了解を得た上で、個人情報を含む重要情報に接する機会があります。

当社では、携帯電話等各種デバイスのロッカー管理と連動した自社開発の「入退室統合システム」を全社に導入したことに加え、入退室記録、PCの操作ログおよびPC本体の集中管理を行う「CATサポーター」の導入等、情報漏洩対策の諸施策を実施しております。セキュリティ推進委員会では、情報管理規程・細則についての勉強会を、役員、従業員および関連会社・協力会社向けに実施し、周知徹底を図っております。各事業部長は情報管理責任者となり担当部門内のセキュリティ管理の責任を負うとともに、各部署に情報管理担当者を配置して管理する体制となっております。さらにプライバシーマークにつきましても、2006年5月に認証取得しております。

引続き情報管理には万全の対応を図ってまいります。万一、当社から重要情報が流出するような事態が生じた場合には、事業の継続に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(5) 災害等について

当社ではデータセンターを東京（本社）、所沢（埼玉）と大阪（西日本事業所）に設置しておりますが、大地震等による災害が発生した場合には、通信回線の障害等により業務の遂行に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 業績の季節変動について

当社グループの属する情報サービス業においては、お客様への出荷や納期が9月および3月に集中する傾向があります。これにより、連結会計年度における各四半期の売上高、営業利益等との間に変動があり、今後も同様の傾向が続く可能性があります。

前連結会計年度および当連結会計年度の業績変動の状況は以下の通りであります。

	前連結会計年度（自 2007年4月1日 至 2008年3月31日）				
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	連結会計年度計
売上高（千円）	1,942,818	3,370,317	2,508,768	3,973,755	11,795,660
（構成比）	（16.4%）	（28.6%）	（21.3%）	（33.7%）	（100.0%）
営業利益（千円）	183,133	476,977	346,416	662,206	1,668,734
（構成比）	（11.0%）	（28.6%）	（20.7%）	（39.7%）	（100.0%）
経常利益（千円）	177,256	517,844	348,232	605,121	1,648,455
（構成比）	（10.8%）	（31.4%）	（21.1%）	（36.7%）	（100.0%）

	当連結会計年度（自 2008年4月1日 至 2009年3月31日）				
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	連結会計年度計
売上高（千円）	2,259,109	2,769,468	2,224,475	4,657,570	11,910,624
（構成比）	（18.9%）	（23.3%）	（18.7%）	（39.1%）	（100.0%）
営業利益（千円）	196,519	241,401	159,697	1,029,540	1,627,159
（構成比）	（12.1%）	（14.8%）	（9.8%）	（63.3%）	（100.0%）
経常利益（千円）	190,841	251,071	166,839	942,152	1,550,905
（構成比）	（12.3%）	（16.2%）	（10.8%）	（60.7%）	（100.0%）

(7) 業務提携等について

当社は、今後も当社事業の拡大と安定を図るための業務提携等を積極的に進めていく方針ですが、当社が当初想定したシナジー効果が生じない場合や提携・出資先企業の業績によっては、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 企業価値が損なわれるような敵対的買収について

企業の将来的な価値を毀損するような企業買収に対して、2006年6月23日開催の定時株主総会の承認を得て、同日開催の取締役会において決議された停止条件付一部取得条項付差別的行使条件付新株予約権無償割当てを有効期限を1年とする事前防衛策として導入し、その後継続しておりますが、実際に敵対的買収が行われた場合には、当社の業績と財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 株式価値の希釈化について

当社は、過去に旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づく新株予約権を発行しておりますが、権利行使がなされた場合、株式価値の希釈化が起り、当社株価に影響が出る可能性があります。

なお、上記(8)につきましても、停止条件付一部取得条項付差別的行使条件付新株予約権無償割当ての諸条件を定めたものでありますが、当該諸条件が満たされない場合は無償割当ては行われませんので、株主および投資家の皆様の権利、利益に直接的な影響が生じることはありません。

当該諸条件が満たされ本新株予約権無償割当てが実施された場合、当社取締役会が別途設定する割当期日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき2個の割合で本新株予約権が割当てられますので、当該株主の皆様につきましても株式価値の希釈化は生じません。

本新株予約権の割当て後、当社は、敵対的性質が存する買付者以外の株主の皆様の本新株予約権を取得する手続きを取り、その旨該当する株主の皆様へ通知いたします。株主の皆様は、金銭等を払い込むことなく、当社による本新株予約権の取得の対価として当社普通株式を受領することになります。一方で、敵対的性質が存する買付者に割当てられた本新株予約権につきましても、当社はこれを取得しません。また、当該買付者が有する本件新株予約権は行使することができません。以上の結果、当該買付者はその保有する当社普通株式について議決権割合が低下するのみならず、株式価値の著しい希釈化が生じることとなります。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

## 6 【研究開発活動】

当連結会計年度におきましては、前期に新規開発を行った商品の量産化への対応を行いました。  
なお、当連結会計年度における研究開発費の総額は、23,793千円となっております。

## 7【財政状態及び経営成績の分析】

文中における将来に関する事項は、連結会計年度末日現在において当社グループが判断したものであります。

### (1) 会計上の見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき記載されております。この連結財務諸表の作成に当たりまして当社グループは、連結会計年度末における資産・負債の報告数値および偶発債務の開示ならびに報告期間における収入・費用の報告数値等会計上の見積りを必要とする事象およびその見積りに影響を与える要因を把握し、適切な仮定を設定し、これに係る適切な情報を収集し、適切な仮定および情報による見積り金額を計算し、継続して評価を行っております。

また、過去の実績や状況に応じ合理的と考えられる様々な要因に基づき、見積りおよび判断を行い、その結果は他の方法では判断しにくい資産・負債の簿価および収入・費用の報告数字についての判断の基礎としております。実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

なお、重要な会計方針のうち、見積りや仮定等により連結財務諸表に重要な影響を与えると考えている項目は、次のとおりであります。

#### 退職給付会計

退職給付債務及び年金資産は、年金数理計算に用いられる仮定に左右されます。仮定となる割引率、将来の給付水準、年金資産の期待運用収益率、退職率及び死亡率については、現在のデータ、年金資産に対する実際の長期収益率その他の要因に基づき設定しております。実際の結果がこれらの仮定と異なる場合、また仮定を変更する必要が生じた場合には、将来の退職給付費用及び退職給付債務は変動する可能性があります。

#### 繰延税金資産

繰延税金資産の回収可能性の判断に際して、将来の課税所得を合理的に見積もっておりますが、将来の課税所得は過去の実績等に基づいて見積もっているため、将来において当社グループを取り巻く環境に大きな変化があった場合や、税制改正によって法定実効税率が変化した場合等においては、繰延税金資産の回収可能性が変動する可能性があります。

### (2) 財政状態

キャッシュ・フローにつきましては、当連結会計年度も増益となっていることなどから、営業活動によるキャッシュ・フローと投資活動によるキャッシュ・フローを合計したフリーキャッシュ・フローはプラスとなっており、将来の投資へ十分対応できる財政状態となっております。

なお、自己資本比率64.3%、流動比率239.6%、固定比率41.5%などの指標が示すように、引続き健全な財務体質を維持しております。

### (3) 当連結会計年度の経営成績の分析

当連結会計年度の売上高は、11,910百万円（前期比101.0%）となり、前期と比べ増収となりました。

金融機関向けのファイナンシャルソリューションシステムが引き続き増収となったほか、流通システムも二桁の増収となりました。さらにカスタマーサービスにおいても、受注・売上ともに堅調に推移した結果、設備投資抑制の影響を受け減収となったeコマースシステム、CTIシステムなどの落ち込みを補うことができました。

eコマースシステムの新パッケージの開発初期に発生した不具合の修復にコストがかかったことや、一部利益率の低い案件の発生もあり、売上高総利益率は若干低下いたしました。その結果、売上総利益は4,468百万円（前期比99.8%）とわずかながら減益となりました。

販売費及び一般管理費は2,840百万円（前期比101.2%）となり、営業利益は1,627百万円（前期比97.5%）となりました。

営業外損益において、契約中途解除損64百万円のほか、投資有価証券評価損が22百万円発生したこともあり、経常利益は1,550百万円（前期比94.1%）となりましたが、当連結会計年度は特別損失の発生がなかったため、当期純利益は902百万円（前期比105.8%）と増益となりました。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資総額は、782百万円であり、その主なものは以下のとおりであります。

事業拡大のための保守用機器および開発用機器等の設備取得 174百万円  
市場販売目的のソフトウェア開発 538百万円

#### 2【主要な設備の状況】

##### (1) 提出会社

2009年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)					合計	従業員数 (人)
		建物	機械及び 装置	土地 (面積㎡)	リース 資産	その他		
本社 (東京都千代田区)	販売・開発・保 守設備 統括業務設備	86,429	-	-	3,004	796,667	886,101	310
所沢事業所 (埼玉県所沢市)	在庫管理設備 研究開発設備	338,267	1,851	149,565 (767㎡)	-	117,650	607,334	20
中部事業所 (名古屋市中村区)	販売・開発・保 守設備	3,098	-	-	-	13,023	16,122	15
西日本事業所 (大阪市西区)	販売・開発・保 守設備	9,975	-	-	-	28,093	38,069	41
福岡営業所 (福岡市博多区)	販売・開発・保 守設備	1,200	-	-	-	94	1,294	5

(注) 帳簿価額のうち、「その他」の主なものは工具器具備品及びソフトウェアであります。

##### (2) 国内子会社

2009年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	事業の種類 別セグメン トの名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					合計	従業員数 (人)
				建物	機械及び 装置	土地 (面積㎡)	リース 資産	その他		
㈱スナッピー・ コミュニケー ションズ	本社 (東京都千代田 区)	-	販売・開発設 備	-	-	-	-	31,477	31,477	7
㈱グラス・ルー ツ	本社 (東京都港区)	-	販売・開発設 備	-	-	-	-	3,541	3,541	14

(注) 帳簿価額のうち、「その他」の主なものは工具器具備品及びソフトウェアであります。

##### (3) 在外子会社

在外子会社はありません。

#### 3【設備の新設、除却等の計画】

##### (1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

##### (2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	110,000,000
計	110,000,000

##### 【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (2009年3月31日)	提出日現在発行数(株) (2009年6月19日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協 会名	内容
普通株式	29,430,000	29,430,000	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	29,430,000	29,430,000	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、2009年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

## (2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

《第2回発行分》2004年6月25日定時株主総会決議

	事業年度末現在 (2009年3月31日)	提出日の前月末現在 (2009年5月31日)
新株予約権の数(個)	1,806	1,800
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	903,000	900,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)	351	同左
新株予約権の行使期間	自 2006年6月26日 至 2011年6月25日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)	発行価格 351 資本組入額 176	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社の取締役、執行役員または従業員の地位にあることを要する。ただし、取締役の任期満了に伴う取締役の再任候補に選ばれない場合の退任、従業員の定年退職の場合、その他取締役会が認める正当な理由がある場合はこの限りではない。</li> <li>・新株予約権の質入その他の処分は認めない。</li> <li>・その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権付与(割当)契約」に定めるところによる。</li> </ul>	同左  同左  同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

なお、甲が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価格を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行(ただし、時価発行として行う公募増資並びに新株予約権および新株予約権証券の行使に伴う株式の発行を除く。)を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

注) 2005年7月5日開催の取締役会決議により、2005年7月29日(金曜日)最終の株主名簿および実質株主名簿に記載された株主の所有する普通株式を2005年9月20日付をもって1株を5株に分割いたしました。こ

れにより第2回新株予約権の行使価額は1,751円から351円、資本組入額は876円から176円となっております。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (千株)	発行済株式総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
2005年9月20日 (注1)	22,798.0	28,497.5	-	1,012,134	-	1,109,134
2006年4月1日～ 2007年3月31日	932.5	29,430.0	112,535	1,124,669	112,055	1,221,189

(注) 1. 株式分割(1:5)によるものであります。

2. 2002年6月27日定時株主総会決議に基づくストックオプションとしての

新株予約権の権利行使による新株発行 452.5千株

発行価格 124円

資本組入額 62円

3. 2004年6月25日定時株主総会決議に基づくストックオプションとしての

新株予約権の権利行使による新株発行 480.0千株

発行価格 351円

資本組入額 176円

(5) 【所有者別状況】

2009年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100株)							計	単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	28	28	54	26	-	7,548	7,684	-
所有株式数 (単元)	-	67,822	2,522	34,478	1,229	-	188,239	294,290	1,000
所有株式数の 割合(%)	-	23.04	0.86	11.72	0.42	-	63.96	100.00	-

(注) 自己株式1,960,300株(19,603単元)は、「個人その他」に含めて記載しております。



(6)【大株主の状況】

2009年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
アイティフォー社員持株会	東京都千代田区一番町21番地	1,712.1	5.82
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(中央三井アセット信託銀行再信託分・ブラザー工業株式会社退職給付信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	1,420.0	4.83
イオンクレジットサービス株式会社	東京都千代田区神田錦町1-1	1,350.0	4.59
株式会社横浜銀行 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	神奈川県横浜市西区みなとみらい3-1-1 (東京都中央区晴海1-8-12)	1,175.0	3.99
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4G)	東京都中央区晴海1-8-11	896.3	3.05
村上 光弘	東京都三鷹市	835.0	2.84
須賀井 孝夫	埼玉県入間市	756.2	2.57
明治安田生命保険相互会社 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内2-1-1 (東京都中央区晴海1-8-12)	650.0	2.21
ブラザー工業株式会社	愛知県名古屋市瑞穂区苗代町15-1	430.0	1.46
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	412.7	1.40
計	-	9,637.3	32.75

- (注) 1. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(中央三井アセット信託銀行再信託分・ブラザー工業株式会社退職給付信託口)の所有株式は、ブラザー工業株式会社が所有していた当社株式を中央三井アセット信託銀行株式会社に信託したものが、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に再信託されたもので、議決権はブラザー工業株式会社に留保されております。
2. 当社は、自己株式1,960,300株を保有しておりますが、上記の大株主から除いております。

## (7)【議決権の状況】

## 【発行済株式】

2009年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 1,960,300	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 27,468,700	274,687	-
単元未満株式	普通株式 1,000	-	-
発行済株式総数	29,430,000	-	-
総株主の議決権	-	274,687	-

## 【自己株式等】

2009年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
(自己保有株式) (株)アイティフォー	東京都千代田区一番 町2 1 番地	1,960,300	-	1,960,300	6.66
計	-	1,960,300	-	1,960,300	6.66

( 8 ) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。当該制度の内容は、以下の通りであります。

( 《第2回発行分》2004年6月25日定時株主総会決議 )

旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき、当社の取締役、執行役員および従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、2004年6月25日の定時株主総会において特別決議され、2005年2月8日の取締役会で決議されたものであります。( 現状につきましては、( 2 ) 新株予約権等の状況をご参照ください。 )

決議年月日	2004年6月25日
付与対象者の区分及び人数	取締役6名、執行役員7名および従業員194名 ( 注1 )
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	500,000株( 5,000個 )
新株予約権の行使時の払込金額	1,751円( 注2 )
新株予約権の行使期間	2006年6月26日から2011年6月25日まで
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権の割当を受けた者( 以下「新株予約権者」という。 ) は、権利行使時においても、当社の取締役、執行役員または従業員の地位にあることを要する。ただし、取締役の任期満了に伴う取締役の再任候補に選ばれない場合の退任、従業員の定年退職の場合、その他取締役会が認める正当な理由がある場合はこの限りでない。</li> <li>・新株予約権の質入その他の処分は認めない。</li> <li>・その他の条件については、第45回定時株主総会および新株予約権発行に関する取締役会議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与( 割当 ) 」に定めるところによる。</li> </ul>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

( 注 ) 1 . 2005年2月8日開催の取締役会決議に基づき、新株予約権を発行。

2 . 新株予約権1個当たりの払込金額は、1,751円とする。

新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行( ただし、時価発行として行う公募増資並びに新株予約権および新株予約権証券の行使に伴う株式の発行を除く。 ) を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

(2009年6月19日定時株主総会決議)

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社の取締役、執行役員および従業員に対し、特に有利な条件をもってストックオプションとして新株予約権を発行すること、ならびにかかる新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することについて、2009年6月19日の定時株主総会で特別決議されております。

なお、当社取締役会に委任された募集事項の決定は、本有価証券報告書提出日現在、未だ行われておりません。

発行する新株予約権の総数	15,000個（新株予約権1個当たりの目的となる株式数は100株）を上限とする。
新株予約権の行使期間	2011年6月20日から2016年6月19日まで

## 2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号に該当する普通株式の取得

【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2008年2月19日)での決議状況 (取得期間 2008年2月20日~2008年9月19日)	1,000,000	600,000,000
当事業年度前における取得自己株式	196,000	85,606,500
当事業年度における取得自己株式	804,000	319,413,900
残存決議株式の総数及び価額の総額	-	194,979,600
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	-	32.5
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	-	32.5

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2009年2月10日)での決議状況 (取得期間 2009年2月12日~2009年6月23日)	600,000	300,000,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	399,700	148,474,400
残存決議株式の総数及び価額の総額	200,300	151,525,600
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	33.4	50.5
当期間における取得自己株式	107,500	42,010,200
提出日現在の未行使割合(%)	15.5	36.5

【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (ストック・オプションの権利行使によるもの)	863,500	204,911,000	-	-
保有自己株式数	1,960,300	-	2,067,800	-

### 3【配当政策】

当社は、剰余金の配当につきましては、期末配当1回を基本方針としております。なお、当社では、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会において剰余金の配当ができる旨を定款で定めております。

当社の配当政策は、2004年3月期より株主の皆様との一体感をより一層高めるため、配当性向に連動する方針としております。

2009年3月期につきましても、従来同様、株主の皆様への利益還元を重視し、公約どおり配当性向30%で算出した数値を切り上げ、1株当たりの配当額は前期比50銭増配の10円00銭とさせていただきます。

基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)
2009年5月1日取締役会決議	274,697	10.00

内部留保資金の用途につきましては、今後の事業展開への備えと商品開発費用等として投入してまいりたいと考えております。

また、当社は、毎年9月30日を基準日として、会社法第454条第5項の中間配当ができる旨、定款で定めております。

### 4【株価の推移】

#### (1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第46期	第47期	第48期	第49期	第50期
決算年月	2005年3月	2006年3月	2007年3月	2008年3月	2009年3月
最高(円)	2,480	3,500 1,930	1,530	631	450
最低(円)	1,180	1,760 500	540	301	201

(注) 1. 最高・最低株価は、2006年3月1日より東京証券取引所市場第一部におけるものであり、2005年4月8日より2006年2月28日までは東京証券取引所市場第二部、2004年12月13日より2005年4月7日まではジャスダック証券取引所、それ以前は日本証券業協会の公表のものです。

2. 印は、株式分割権利落後の株価であります。

#### (2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2008年10月	11月	12月	2009年1月	2月	3月
最高(円)	330	275	285	310	354	435
最低(円)	201	230	244	260	273	350

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものです。

5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役会長 代表取締役		須賀井 孝夫	1943年2月 19日生	1973年7月 当社入社 1987年6月 当社取締役 1991年4月 当社常務取締役 1994年6月 当社専務取締役 1995年4月 当社代表取締役社長 2009年6月 当社代表取締役会長(現任)	(注)3	756.2
取締役社長 代表取締役	事業本部長	東川 清	1950年11月 26日生	1973年7月 当社入社 1998年6月 当社取締役ソリューションシステム 事業部長 2003年6月 当社取締役常務執行役員ソリュー ションシステム事業部長 2005年6月 当社取締役専務執行役員営業本部長 2006年4月 当社取締役専務執行役員事業本部長 当社代表取締役副社長事業本部長 2008年7月 当社代表取締役社長事業本部長(現 2009年6月 任)	(注)3	158.2
取締役 常務執行役員	ソリューション システム事業部 長	大枝 博隆	1957年7月23 日生	1981年4月 当社入社 2004年6月 当社執行役員西日本事業所長 2005年4月 当社執行役員ソリューションシステ ム事業部長 2006年6月 当社取締役執行役員ソリューション システム事業部長 2007年6月 当社取締役常務執行役員ソリュー ションシステム事業部長(現任)	(注)3	67.4
取締役 執行役員	ネットワークソ リューション事 業部長	宮川 基	1949年9月 12日生	1983年3月 当社入社 1999年1月 当社テクニカルサポート事業部長 1999年9月 当社C T Iシステム事業部長 2004年6月 当社取締役執行役員C T Iシステム 事業部長 2005年6月 当社取締役常務執行役員ネットワ ークソリューション事業部長 2007年6月 当社取締役執行役員ネットワークソ リューション事業部長(現任)	(注)3	111.0
取締役 執行役員	C T I事業部長	神谷 和美	1952年2月 4日生	1974年4月 当社入社 2003年6月 当社執行役員テクニカルサポート事 業部長 2004年6月 当社取締役執行役員テクニカルサ ポート事業部長 2009年6月 当社取締役執行役員C T I事業部長 (現任)	(注)3	102.0

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
常勤監査役		前澤 俊一	1939年12月 11日生	1973年7月 当社入社 1982年6月 当社取締役 1990年6月 当社常務取締役 1994年6月 当社常勤監査役(現任)	2007年6月の 定時株主総会 から4年間	323.2
監査役		中山 かつお	1965年5月 9日生	1991年10月 太田昭和監査法人(現新日本有限責任 監査法人)入所 1992年3月 公認会計士登録 2000年12月 太田昭和監査法人(現新日本有限責任 監査法人)退所 2001年1月 中山公認会計士事務所開設(現任) 2003年6月 当社監査役(現任) 2005年6月 株式会社フラクタリスト監査役(現 任) 2006年10月 株式会社総合臨床薬理研究所 (現 総合臨床ホールディングス)監 査役 2007年6月 日本コンピュータ・ダイナミクス株式 会社監査役(現任) 2007年6月 株式会社ネットエイジグループ(現 ngi group株式会社)取締役(現任) 株式会社総合臨床薬理研究所 2008年10月 (現 総合臨床ホールディングス)取 締役(現任)	2007年6月の 定時株主総会 から4年間	11.9
監査役		今泉 敏榮	1937年7月 20日生	1962年7月 前川公認会計士事務所入所 1964年2月 公認会計士開業登録 1969年12月 昭和監査法人(現新日本有限責任監査 法人)入所 2003年6月 新日本監査法人(現新日本有限責任監 査法人)退所 2004年12月 エスエヌコーポレートアドバイザー 株式会社監査役(現任) 2006年6月 当社監査役(現任) 2008年9月 宇部興産株式会社監査役(現任)	2006年6月定 時株主総会か ら4年間	3.5
計						1,533.4

(注) 1. 監査役中山かつお、今泉敏榮は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

2. 当社では経営環境の変化に迅速に対応するため執行役員制度を導入しております。執行役員は11名(内、取締役の兼務者が3名)であります。

3. 取締役の任期は、2009年6月の定時株主総会から1年間であります。



## 6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、監査役制度を採用しており、取締役会と監査役・監査役会により取締役の業務執行の監督および監査を行っております。コーポレート・ガバナンスの充実を図るため、社内におけるコンプライアンスの徹底やディスクロージャーの強化等公正かつ透明性の高い経営を実施することを重要な課題と位置づけております。また、取締役の責任の明確化を図るとともに機動的な体制構築を可能とするため、取締役の任期を1年としております。

#### 1. 会社の経営上の意思決定、執行および監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

##### (1) 会社の機関の内容（取締役会と執行役員制度および監査役会）

経営の意思決定・監督機関である取締役会は、全員社内取締役であり、代表取締役2名、取締役4名の計6名で構成されております。

取締役会は、月1回の定例取締役会のほか随時必要に応じ開催し機動的かつ迅速な意思決定を行っております。当事業年度におきましては、定例取締役会を18回、臨時取締役会を4回開催いたしました。

経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、経営環境の変化に迅速に対応するため、2003年6月27日より執行役員制度を導入しております。取締役4名が執行役員を兼任しております。

代表取締役および執行役員で構成される業務執行委員会は、原則月2回の定例業務執行委員会のほか随時必要に応じて開催し、業務の執行方針に関する事項の審議決定を行っております。当事業年度におきましては、定例業務執行委員会を21回開催いたしました。

監査役会は、監査役4名で構成されており、うち2名は社外監査役であります。

監査役4名は監査役会が定めた監査の方針に従い、「業務監査」「会計監査」「決算監査」の職務分担を決め、執行役員及び各事業部、部門の業務の試査を行うとともに、取締役会や業務執行委員会等の重要な会議に出席し積極的な発言により、取締役の業務遂行の監査を実施しております。監査役会は、毎月1回開催し、監査役間での情報交換を緊密にし、経営監査機能の充実を図っております。当事業年度におきましては、監査役会を臨時を含め15回開催いたしました。また、会計監査人から年次監査計画概要書を受領するとともに監査結果の講評時には情報交換・意見交換を行っております。

なお、社外監査役と当社との取引等利害関係はありません。

##### (2) 内部統制システムの整備の状況

当社は、内部統制システムを充実させるため、「コンプライアンス・リスク管理委員会」のもと、「セキュリティ推進委員会」、「オフィス効率化・環境整備推進委員会」、「品質・安全管理推進委員会」の各推進委員会が、それぞれ専門的な立場から、情報セキュリティ面、環境面、労働衛生面、製品の安全および品質面等で水準の維持・向上に取り組んでおります。なお、当社では、取締役会において以下のとおり「内部統制システムの構築に関する基本方針」を決議しております。

取締役の職務の執行に係わる情報の保存および管理に関する体制

- ・当社は、職務執行上必要な文書、その他重要情報に関しては、文書管理に関する規程に基づき、適切に保存および管理し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。
- ・社内の重要情報や顧客情報に関しては、情報管理に関する規程に基づき保存および管理を行う。
- ・業務執行上必要な個人情報に関しては、個人情報保護規程に基づき情報の取扱を行う。

損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社は、リスク管理全体を統括する組織として、「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設け、有事においては社長を本部長とする「緊急対策本部」が統括して危機管理にあたることとする。
- ・平時においては、情報セキュリティ面、環境面、労働衛生面、製品安全面、品質面等で有するリスクを分析し、リスク管理に関する規程に基づき、そのリスクの軽減に取り組む。
- ・「コンプライアンス・リスク管理委員会」の下部組織として、「セキュリティ推進委員会」、「オフィス効率化・環境整備推進委員会」、「品質・安全管理推進委員会」を設け、各推進委員会が専門的な立場から、業務運営上のリスクを分析し、「コンプライアンス・リスク管理委員会」に報告するとともに、社内での研修等を随時実施しリスク管理の浸透を図る。

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・ 当社は、取締役会を毎月適宜開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行う。
- ・ 取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、全取締役および全執行役員が出席する業務執行委員会を毎月適宜開催し、業務執行に関する基本的事項および重要事項に係わる意思決定を機動的に行う。
- ・ 業務の運営においては、各年度予算を立案し全社的な目標を設定し、各部門においては、職務分掌および職務権限に関する規程に基づき、その目標達成に向け具体策を立案、実行する。

当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ・ 当社は、当社企業グループ各社にコンプライアンス担当者を置くとともに、「コンプライアンス・リスク管理委員会」がグループ全体のコンプライアンスを統括・推進する体制とする。
- ・ グループ企業の経営については、その自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と協議を行う。
- ・ 監査役は、当社企業グループの連結経営に対応したグループ全体の監視・監査を、実効的かつ適正に行えるよう会計監査人との緊密な体制を構築する。

監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制

監査役が必要とした場合は、監査役の職務を補助する使用人を置くものとし、その人事については、監査役の意見を尊重した上で行う。

補助使用人の取締役からの独立性

補助使用人は、監査の補助業務を遂行するにあたり、取締役からの指揮命令を受けないものとする。

取締役および使用人が監査役に報告するための体制

取締役および使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に報告する。

その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、会計監査人、内部監査部門、顧問弁護士、グループ各社の監査役と情報交換に努め、連携して当社及びグループ各社の監査の実効性を確保するものとする。

< 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方 >

当社は、反社会的勢力とは一切の関係を持たず、不当な要求にも妥協せず毅然とした態度で対処いたします。

< 反社会的勢力排除に向けた整備状況 >

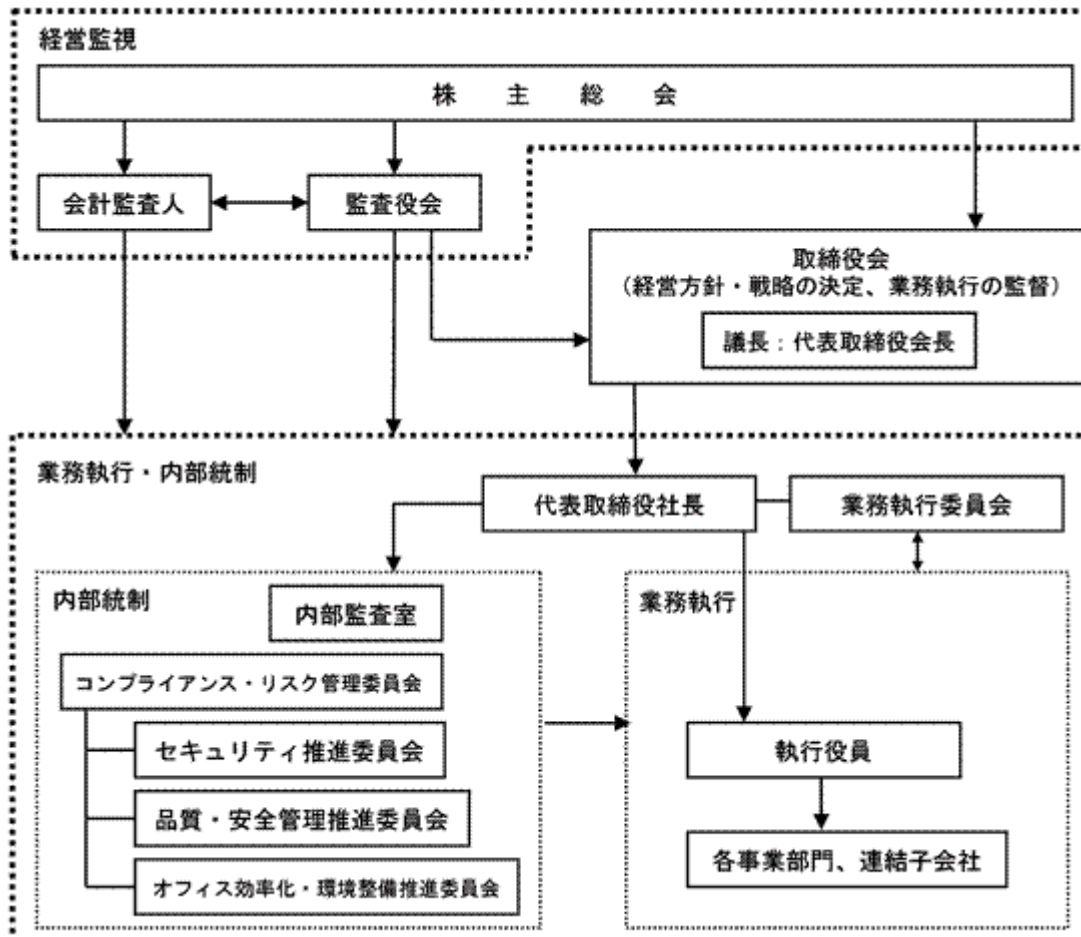
当社は、企業行動規範において、社会秩序や安全に脅威を与える反社会的な勢力とは一切の関係を持たず、不当な要求にも妥協せず、毅然とした態度で対処する旨を定めております。また、コンプライアンス規程を制定し、役員及び従業員は法令を誠実に遵守することはもとより、企業倫理を十分に認識し、社会人としての良識と責任をもって業務の遂行に努めることを徹底しております。

## 2. コンプライアンス・リスク管理体制の整備

リスク管理全体を統括する組織として「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置しており、リスクの分析とその軽減に取り組んでおります。また、災害等が発生した場合には、迅速かつ適切に対応するため、社長を本部長とする緊急対策本部が統括して危機管理にあたることとしております。

「コンプライアンス・リスク管理委員会」の下部組織として「セキュリティ推進委員会」、「品質・安全管理推進委員会」、「オフィス効率化・環境整備推進委員会」を設置しております。なお、「セキュリティ推進委員会」は重要情報、顧客情報等のリスク管理および情報漏洩対策全般を統括しております。

会社の機関・内部統制の関係を示す図表



## 3. 内部監査の内容

社長直轄の内部監査室（3名）が内部監査を担当しております。当社の内部監査は、社内諸規程、マニュアル等の遵守状況および事務処理の正確性を監査することにより、内部統制の確立を目標としております。監査対象業務別に諸規程、マニュアル等の「業務処理の監査チェックリスト」を整備作成し監査の効率化を図っております。

内部監査室は内部監査計画立案時において常勤監査役との間で意見交換を行うとともに、内部監査結果につきましても、報告しております。また、監査法人との間で情報の共有と意見交換を行うほか、会計監査後に行われる監査結果の講評の場に参加し、以後の内部監査活動の参考にしております。

4. 会計監査の内容

当社は、会社法に基づく会計監査人および金融商品取引法に基づく会計監査に新日本有限責任監査法人を選任しておりますが、同監査法人および当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には特別の利害関係はありません。

・業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人名及び継続監査年数

公認会計士の氏名等		所属する監査法人名	継続監査年数
指定有限責任社員	麻生 和孝	新日本有限責任監査法人	-
業務執行社員	石川 純夫		-

(注) 継続監査年数については、7年以内であるため記載を省略しております。

・監査業務に係る補助者の構成  
公認会計士 7名、その他 7名

5. 社外取締役および社外監査役との関係

社外取締役はおりません。また、社外監査役と当社との間に利害関係はありません。

6. 社外取締役および社外監査役との責任限定契約

当社は、2006年6月23日開催の第47回定時株主総会で定款を変更し、社外取締役および社外監査役の責任限定契約に関する規程を設けております。

当該定款に基づき当社が社外監査役の全員と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

当社は、社外監査役としての職務遂行に際して、会社法第423条第1項に該当し、会社に損害を生じさせた場合、同条項に基づいて社外監査役に対し損害の賠償を請求できる。

2006年6月23日以後の社外監査役としての職務遂行によって前項の事態が生じた場合、当該社外監査役がその職務を行うにつき善意でかつ重過失がないときは、当社に対する損害賠償責任の限度は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする。

7. 取締役の定数

当社の取締役は20名以内とする旨定款に定めております。

8. 役員報酬の内容

(1) 取締役および監査役の年間報酬総額

取締役	8名	167,442千円	(当社には社外取締役はおりません。)
監査役	4名	30,795千円	(うち社外監査役 2名 5,706千円)

(2) 当事業年度中の株主総会決議により支給した役員退職慰労金

当事業年度に退任した取締役2名に対し、退職慰労金49,280千円を支給しております。

上記のほか、2008年6月20日開催の第49回定時株主総会において承認されている、役員退職慰労引当金制度廃止に伴う打切り支給議案に基づき、取締役会決議により確定した取締役6名に対する退職慰労金打切り支給額は264,831千円であり、また、監査役の協議の結果、確定した監査役4名(うち社外監査役2名)に対する退職慰労金打切り支給額は25,174千円(うち社外監査役1,413千円)であります。

9. 剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨および当該事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によっては定めない旨を定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、当社の利益状況に適した配当の水準及び時期を機動的に決定し、当社経営の成果を適切に株主の皆様へ還元することを目的とするものであります。

10. 中間配当の決定機関

当社は、株主の皆様への機動的な利益還元を行うため、会社法454条第5項の定めにより、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

11. 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

12. 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

13. 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(円)	非監査業務に基づく報酬(円)	監査証明業務に基づく報酬(円)	非監査業務に基づく報酬(円)
提出会社	-	-	23,000,000	-
連結子会社	-	-	-	-
計	-	-	23,000,000	-

【その他重要な報酬の内容】

該当する事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当する事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

該当する事項はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号、以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前連結会計年度（2007年4月1日から2008年3月31日まで）は、改正前の連結財務諸表規則に基づき、当連結会計年度（2008年4月1日から2009年3月31日まで）は、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前事業年度（2007年4月1日から2008年3月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（2008年4月1日から2009年3月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度（2007年4月1日から2008年3月31日まで）の連結財務諸表及び前事業年度（2007年4月1日から2008年3月31日まで）の財務諸表については、新日本監査法人により監査を受け、当連結会計年度（2008年4月1日から2009年3月31日まで）の連結財務諸表及び当事業年度（2008年4月1日から2009年3月31日まで）の財務諸表については、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

なお、新日本監査法人は、監査法人の種類の変更により、2008年7月1日をもって新日本有限責任監査法人となっております。

1【連結財務諸表等】  
(1)【連結財務諸表】  
【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2008年3月31日)	当連結会計年度 (2009年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	2,144,479	1,908,004
受取手形及び売掛金	2,540,455	2,962,936
有価証券	2,745,547	2,944,878
たな卸資産	883,659	1 374,713
繰延税金資産	287,796	300,586
その他	152,298	166,067
貸倒引当金	259	405
流動資産合計	8,753,977	8,656,781
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	987,323	1,012,182
減価償却累計額	540,837	573,210
建物及び構築物(純額)	446,486	438,972
機械装置及び運搬具	23,103	23,103
減価償却累計額	19,090	20,047
機械装置及び運搬具(純額)	4,012	3,055
土地	149,565	149,565
リース資産	-	3,278
減価償却累計額	-	273
リース資産(純額)	-	3,004
建設仮勘定	9,570	548
その他	1,391,917	1,499,361
減価償却累計額	1,113,567	1,210,171
その他(純額)	278,350	289,189
有形固定資産合計	887,984	884,336
無形固定資産	210,611	697,216
投資その他の資産		
投資有価証券	2 993,503	2 891,744
繰延税金資産	272,314	288,234
その他	406,380	391,845
貸倒引当金	-	285
投資その他の資産合計	1,672,198	1,571,538
固定資産合計	2,770,794	3,153,090
資産合計	11,524,772	11,809,871

	前連結会計年度 (2008年3月31日)	当連結会計年度 (2009年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	2,004,369	1,819,090
リース債務	-	1,018
未払法人税等	454,871	575,214
賞与引当金	396,150	416,700
前受金	406,170	418,198
繰延税金負債	-	28
その他	325,174	382,820
流動負債合計	3,586,736	3,613,071
固定負債		
リース債務	-	2,164
退職給付引当金	254,425	277,301
役員退職慰労引当金	278,990	12,050
長期未払金	-	290,005
固定負債合計	533,415	581,520
負債合計	4,120,152	4,194,591
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,124,669	1,124,669
資本剰余金	1,221,189	1,221,189
利益剰余金	5,723,318	6,189,955
自己株式	708,957	800,186
株主資本合計	7,360,219	7,735,626
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	33,842	138,830
繰延ヘッジ損益	4,162	1,702
評価・換算差額等合計	29,680	137,127
少数株主持分	14,720	16,780
純資産合計	7,404,620	7,615,279
負債純資産合計	11,524,772	11,809,871



## 【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2007年 4月 1日 至 2008年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2008年 4月 1日 至 2009年 3月 31日)
売上高	11,795,660	11,910,624
売上原価	7,318,355	7,442,578 <sup>4</sup>
売上総利益	4,477,305	4,468,045
販売費及び一般管理費	2,808,570 <sup>1, 2</sup>	2,840,885 <sup>1, 2</sup>
営業利益	1,668,734	1,627,159
営業外収益		
受取利息	18,516	26,409
受取配当金	8,604	10,416
負ののれん償却額	-	11
持分法による投資利益	35,570	1,203
その他	14,892	13,306
営業外収益合計	77,584	51,347
営業外費用		
支払利息	117	63
支払手数料	8,276	10,418
投資有価証券評価損	-	22,941
固定資産除却損	79,908	7,904
契約中途解除損	-	64,026
その他	9,560	22,246
営業外費用合計	97,863	127,601
経常利益	1,648,455	1,550,905
特別損失		
のれん償却額	55,699 <sup>3</sup>	-
特別損失合計	55,699	-
税金等調整前当期純利益	1,592,755	1,550,905
法人税、住民税及び事業税	677,864	684,031
法人税等調整額	62,625	27,777
法人税等合計	740,489	656,253
少数株主損失( )	907	7,928
当期純利益	853,173	902,579

## 【連結株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2007年 4月 1日 至 2008年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2008年 4月 1日 至 2009年 3月 31日)
<b>株主資本</b>		
<b>資本金</b>		
前期末残高	1,124,669	1,124,669
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	1,124,669	1,124,669
<b>資本剰余金</b>		
前期末残高	1,221,189	1,221,189
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	1,221,189	1,221,189
<b>利益剰余金</b>		
前期末残高	5,278,354	5,723,318
当期変動額		
剰余金の配当	248,841	264,194
当期純利益	853,173	902,579
新規連結に伴う減少高	21,187	-
持分法適用会社増加に伴う減少高	20,853	-
自己株式の処分	117,327	171,747
当期変動額合計	444,964	466,637
当期末残高	5,723,318	6,189,955
<b>自己株式</b>		
前期末残高	660,852	708,957
当期変動額		
自己株式の取得	375,185	467,888
自己株式の処分	327,080	376,658
当期変動額合計	48,105	91,229
当期末残高	708,957	800,186
<b>株主資本合計</b>		
前期末残高	6,963,360	7,360,219
当期変動額		
剰余金の配当	248,841	264,194
当期純利益	853,173	902,579
新規連結に伴う減少高	21,187	-
持分法適用会社増加に伴う減少高	20,853	-
自己株式の取得	375,185	467,888
自己株式の処分	209,753	204,911
当期変動額合計	396,858	375,407
当期末残高	7,360,219	7,735,626

	前連結会計年度 (自 2007年 4月 1日 至 2008年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2008年 4月 1日 至 2009年 3月 31日)
<b>評価・換算差額等</b>		
<b>その他有価証券評価差額金</b>		
前期末残高	141,235	33,842
<b>当期変動額</b>		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	107,393	172,673
<b>当期変動額合計</b>	107,393	172,673
<b>当期末残高</b>	33,842	138,830
<b>繰延ヘッジ損益</b>		
前期末残高	1,283	4,162
<b>当期変動額</b>		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	5,445	5,864
<b>当期変動額合計</b>	5,445	5,864
<b>当期末残高</b>	4,162	1,702
<b>評価・換算差額等合計</b>		
前期末残高	142,519	29,680
<b>当期変動額</b>		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	112,838	166,808
<b>当期変動額合計</b>	112,838	166,808
<b>当期末残高</b>	29,680	137,127
<b>少数株主持分</b>		
前期末残高	-	14,720
<b>当期変動額</b>		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	14,720	2,060
<b>当期変動額合計</b>	14,720	2,060
<b>当期末残高</b>	14,720	16,780
<b>純資産合計</b>		
前期末残高	7,105,879	7,404,620
<b>当期変動額</b>		
剰余金の配当	248,841	264,194
当期純利益	853,173	902,579
新規連結に伴う減少高	21,187	-
持分法適用会社増加に伴う減少高	20,853	-
自己株式の取得	375,185	467,888
自己株式の処分	209,753	204,911
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	98,118	164,748
<b>当期変動額合計</b>	298,740	210,659
<b>当期末残高</b>	7,404,620	7,615,279

## 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2007年 4月 1日 至 2008年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2008年 4月 1日 至 2009年 3月 31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益	1,592,755	1,550,905
減価償却費	313,676	314,775
のれん償却額	55,699	-
負ののれん償却額	-	11
賞与引当金の増減額 ( は減少 )	3,200	20,550
退職給付引当金の増減額 ( は減少 )	19,933	22,875
役員退職慰労引当金の増減額 ( は減少 )	33,533	266,940
長期未払金の増減額 ( は減少 )	-	290,005
貸倒引当金の増減額 ( は減少 )	7,936	432
受取利息及び受取配当金	27,121	36,825
支払利息	117	63
持分法による投資損益 ( は益 )	35,570	1,203
投資有価証券評価損益 ( は益 )	-	22,941
固定資産除却損	79,908	7,904
契約中途解除損	-	64,026
会員権評価損	-	8,402
売上債権の増減額 ( は増加 )	1,134,642	422,767
たな卸資産の増減額 ( は増加 )	318,722	444,919
仕入債務の増減額 ( は減少 )	180,488	185,278
その他	7,623	8,736
小計	2,671,251	1,826,037
利息及び配当金の受取額	27,178	36,141
利息の支払額	122	63
持分法適用会社からの配当金の受取額	-	5,500
法人税等の支払額	690,786	564,763
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>2,007,521</b>	<b>1,302,851</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の預入による支出	-	500,000
定期預金の払戻による収入	100,000	-
有価証券の取得による支出	3,093,673	2,394,192
有価証券の売却による収入	1,796,253	3,492,287
有形固定資産の取得による支出	85,365	222,960
無形固定資産の取得による支出	150,811	500,442
投資有価証券の取得による支出	300,509	103,079
保険積立金の積立による支出	-	468
保険積立金の払戻による収入	-	17,200
敷金及び保証金の差入による支出	-	11,008
その他	1,664	269
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>1,732,442</b>	<b>222,934</b>

	前連結会計年度 (自 2007年 4月 1日 至 2008年 3月31日)	当連結会計年度 (自 2008年 4月 1日 至 2009年 3月31日)
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
少数株主からの払込みによる収入	-	10,000
自己株式の取得による支出	375,185	467,888
自己株式の処分による収入	209,753	204,911
配当金の支払額	247,010	262,805
リース債務の返済による支出	-	270
その他	5,364	1,984
財務活動によるキャッシュ・フロー	417,806	518,037
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	142,727	561,879
現金及び現金同等物の期首残高	3,576,610	3,491,756
新規連結子会社の現金及び現金同等物の期首残高	57,873	-
現金及び現金同等物の期末残高	3,491,756	4,053,635

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

項目	前連結会計年度 (自 2007年 4月 1日 至 2008年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2008年 4月 1日 至 2009年 3月 31日)
1. 連結の範囲に関する事項	<p>連結子会社の数 2社</p> <p>連結子会社の名称 株式会社スナッピー・コミュニケーションズ 株式会社グラス・ルーツ</p> <p>なお、前期までは、子会社の資産、売上高等からみて、企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結財務諸表を作成しておりませんでした。当連結会計年度より、子会社の資産、売上高等からみて重要性が増したため、連結財務諸表を作成しております。</p>	<p>連結子会社の数 2社</p> <p>連結子会社の名称 株式会社スナッピー・コミュニケーションズ 株式会社グラス・ルーツ</p>
2. 持分法の適用に関する事項	<p>持分法を適用した関連会社の数 1社</p> <p>関連会社の名称 株式会社シンク</p> <p>持分法を適用しない関連会社の数 2社 持分法を適用しない関連会社(株式会社シー・エス・デー、株式会社ニュースベース)は、当期純利益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外いたしました。</p>	<p>持分法を適用した関連会社の数 2社</p> <p>関連会社の名称 株式会社シンク 株式会社アイセル</p> <p>当期より、株式会社アイセルは、新たに株式を取得したため、持分法の適用範囲に含めております。</p> <p>持分法を適用しない関連会社の数 2社 持分法を適用しない関連会社(株式会社シー・エス・デー、株式会社ニュースベース)は、当期純利益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外いたしました。</p>
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項	すべての連結子会社の決算期の末日は、連結決算日と一致しております。	同左

項目	前連結会計年度 (自 2007年 4月 1日 至 2008年 3月31日)	当連結会計年度 (自 2008年 4月 1日 至 2009年 3月31日)
<p>4. 会計処理基準に関する事項</p> <p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p>	<p>有価証券</p> <p>満期保有目的の債券 償却原価法(定額法)によっております。</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの 連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法</p> <p>デリバティブ 時価法によっております。</p> <p>たな卸資産 商品・貯蔵品 総平均法に基づく原価法によっております。</p> <p>仕掛品 個別法に基づく原価法によっております。</p>	<p>有価証券</p> <p>満期保有目的の債券 同左</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの 同左</p> <p>時価のないもの 同左</p> <p>デリバティブ 同左</p> <p>たな卸資産 商品・貯蔵品 総平均法に基づく原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。</p> <p>仕掛品 個別法に基づく原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。</p> <p>(会計方針の変更) 当連結会計年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分)を適用しております。 これにより、営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益は、それぞれ32,531千円減少しております。</p>



項目	前連結会計年度 (自 2007年 4月 1日 至 2008年 3月31日)	当連結会計年度 (自 2008年 4月 1日 至 2009年 3月31日)
(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法	<p>有形固定資産</p> <p>定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については定額法)によっております。</p> <p>なお、取得価額の10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間の均等償却をしています。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p>建物 3年～50年 工具器具備品 2年～15年</p> <p>無形固定資産</p> <p>市場販売目的のソフトウェア 見込販売期間(3年間)における見込販売数量に基づく償却額と販売可能な残存有効期間に基づく均等配分を比較し、いずれか大きい金額を計上しております。</p> <p>自社利用目的のソフトウェア 社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。</p> <p>その他 定額法によっております。 なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間の均等償却をしております。</p>	<p>有形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については定額法)によっております。</p> <p>なお、取得価額の10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間の均等償却をしています。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p>建物 3年～50年 工具器具備品 2年～15年</p> <p>無形固定資産</p> <p>市場販売目的のソフトウェア 見込販売期間(3年間)における見込販売数量に基づく償却額と販売可能な残存有効期間に基づく均等配分を比較し、いずれか大きい金額を計上しております。</p> <p>自社利用目的のソフトウェア 社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。</p> <p>その他 定額法によっております。 なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間の均等償却をしております。</p> <p>リース資産</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>

項目	前連結会計年度 (自 2007年 4月 1日 至 2008年 3月31日)	当連結会計年度 (自 2008年 4月 1日 至 2009年 3月31日)
(3) 重要な引当金の計上基準	<p>貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒れ実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。</p> <p>賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額基準に基づき計上しております。</p> <p>退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。 数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。</p> <p>役員退職慰労引当金 当社及び連結子会社の一部は役員の退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づき当連結会計年度末要支給額を計上しております。</p>	<p>貸倒引当金 同左</p> <p>賞与引当金 同左</p> <p>退職給付引当金 同左</p> <p>役員退職慰労引当金 連結子会社の一部は役員の退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づき当連結会計年度末要支給額を計上しております。 (追加情報) 当社においては、役員の報酬制度改正の一環として、2008年6月20日開催の第49回定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止いたしました。これに伴い当該制度廃止日までの期間に対応する役員退職慰労金相当額290,005千円を固定負債「長期未払金」に含めて計上しております。</p>
(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準	<p>外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。 なお、為替予約等の振当処理の対象となっている外貨建金銭債権債務については、当該為替予約等の円貨額に換算しております。</p>	同左

項目	前連結会計年度 (自 2007年 4月 1日 至 2008年 3月31日)	当連結会計年度 (自 2008年 4月 1日 至 2009年 3月31日)
<p>(5) 重要なリース取引の処理方法</p> <p>(6) 重要なヘッジ会計の方法</p> <p>(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項</p>	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。 なお、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務については、振当処理を採用しております。</p> <p>ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 為替予約 ヘッジ対象 外貨建買掛金、外貨建未払金及び外貨建予定取引</p> <p>ヘッジ方針 当社の内規である「為替リスク管理規程」に基づき、為替変動リスクをヘッジしております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ手段の変動額の累計額とヘッジ対象の変動額の累計額を比較して有効性の判定を行っております。</p> <p>消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。</p>	<p>ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 同左 ヘッジ対象 同左</p> <p>ヘッジ方針 同左</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法 同左</p> <p>消費税等の会計処理 同左</p>
<p>5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項</p>	<p>連結子会社の資産および負債の評価方法は、全面時価評価法によっております。</p>	<p>同左</p>
<p>6. のれん及び負ののれんの償却に関する事項</p>	<p>のれん及び負ののれんは、発生年度より、その効果の及ぶ年数を実質的判断により見積り、その見積年数の定額法により償却しております。</p>	<p>同左</p>
<p>7. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲</p>	<p>連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりしかを負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p>	<p>同左</p>

## 【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前連結会計年度 (自 2007年 4月 1日 至 2008年 3月31日)	当連結会計年度 (自 2008年 4月 1日 至 2009年 3月31日)
	<p>(リース取引に関する会計基準)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当連結会計年度より、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)平成19年3月30日改正))および「リース取引に関する会計基準の適応指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。これによる影響は軽微であります。</p>

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (2008年3月31日)	当連結会計年度 (2009年3月31日)
<p>2. 非連結子会社及び関連会社に対するものは次のとおりであります。</p> <p>投資有価証券(株式) 376,167千円</p> <p>3. コミットメントライン(特定融資枠契約)                      運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行7行とコミットメントライン(特定融資枠契約)を締結しております。この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。</p> <p>コミットメントラインの総額 2,000,000千円                      借入実行残高 - 千円                      差額 2,000,000千円</p>	<p>1. たな卸資産の内訳</p> <p>商品 113,717千円                      仕掛品 242,824千円                      貯蔵品 18,171千円</p> <p>なお、前連結会計年度における、たな卸資産の内訳は次のとおりです。</p> <p>商品 187,503千円                      仕掛品 680,038千円                      貯蔵品 16,117千円</p> <p>2. 非連結子会社及び関連会社に対するものは次のとおりであります。</p> <p>投資有価証券(株式) 474,823千円</p> <p>3. コミットメントライン(特定融資枠契約)                      運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行7行とコミットメントライン(特定融資枠契約)を締結しております。この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。</p> <p>コミットメントラインの総額 2,000,000千円                      借入実行残高 - 千円                      差額 2,000,000千円</p> <p>4. 偶発債務                      売掛債権売却残高 76.329千円</p>

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自 2007年4月1日 至 2008年3月31日)	当連結会計年度 (自 2008年4月1日 至 2009年3月31日)
<p>1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <p>従業員給料手当 1,235,125千円                      賞与引当金繰入額 213,724千円                      退職給付費用 71,209千円                      役員退職慰労引当金繰入額 33,533千円</p> <p>2 一般管理費及び売上原価に含まれる研究開発費 41,667千円</p> <p>3 当社の個別財務諸表上、評価減を行った関係会社株式に係るのれんは、これに伴い償却処理をしております。</p>	<p>1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <p>従業員給料手当 1,103,865千円                      賞与引当金繰入額 219,285千円                      退職給付費用 79,838千円                      役員退職慰労引当金繰入額 9,640千円</p> <p>2 一般管理費及び売上原価に含まれる研究開発費 23,793千円</p> <p>4 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。</p> <p style="text-align: right;">32,531千円</p>

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2007年4月1日 至 2008年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(千株)	当連結会計年度増 加株式数(千株)	当連結会計年度減 少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	29,430			29,430
合計	29,430			29,430
自己株式				
普通株式(注)	1,781	720	881	1,620
合計	1,781	720	881	1,620

(注) 自己株式の増加720千株は、取締役会決議による自己株式の取得であり、自己株式の減少881千株はストック・オプションの行使によるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当 額(円)	基準日	効力発生日
2007年4月27日 取締役会	普通株式	248,841	9.0	2007年3月31日	2007年6月25日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
2008年5月2日 取締役会	普通株式	264,194	利益剰余金	9.5	2008年3月31日	2008年6月23日

当連結会計年度(自2008年4月1日至2009年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(千株)	当連結会計年度増 加株式数(千株)	当連結会計年度減 少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	29,430			29,430
合計	29,430			29,430
自己株式				
普通株式(注)	1,620	1,203	863	1,960
合計	1,620	1,203	863	1,960

(注)自己株式の増加1,203千株は、取締役会決議による自己株式の取得であり、自己株式の減少863千株はストック・オプションの行使によるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
2008年5月2日 取締役会	普通株式	264,194	9.5	2008年3月31日	2008年6月23日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
2009年5月1日 取締役会	普通株式	274,697	利益剰余金	10.0	2009年3月31日	2009年6月22日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自2007年4月1日 至2008年3月31日)		当連結会計年度 (自2008年4月1日 至2009年3月31日)	
現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲 記されている科目の金額との関係		現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲 記されている科目の金額との関係	
現金及び預金勘定	2,144,479千円	現金及び預金勘定	1,908,004千円
有価証券勘定	2,745,547千円	有価証券勘定	2,944,878千円
計	4,890,026千円	計	4,852,883千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	-千円	預入期間が3ヶ月を超える定期預金	500,000千円
償還期間が3ヶ月を超える債券等	1,398,270千円	償還期間が3ヶ月を超える債券等	299,247千円
現金及び現金同等物	3,491,756千円	現金及び現金同等物	4,053,635千円

(リース取引関係)

前連結会計年度 (自 2007年 4月 1日 至 2008年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2008年 4月 1日 至 2009年 3月 31日)																								
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	ファイナンス・リース取引(借主側) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース資産の内容 有形固定資産 事務用機器(工具器具備品)であります。 リース資産の減価償却方法 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 「4.会計処理基準に関する事項」(2)重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。																								
1.借主側	(1)リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (千円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (千円)</th> <th>期末残高相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">4,850</td> <td style="text-align: right;">1,973</td> <td style="text-align: right;">2,877</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">4,850</td> <td style="text-align: right;">1,973</td> <td style="text-align: right;">2,877</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)	その他	4,850	1,973	2,877	合計	4,850	1,973	2,877	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (千円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (千円)</th> <th>期末残高相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">4,842</td> <td style="text-align: right;">2,939</td> <td style="text-align: right;">1,903</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">4,842</td> <td style="text-align: right;">2,939</td> <td style="text-align: right;">1,903</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)	その他	4,842	2,939	1,903	合計	4,842	2,939	1,903
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)																						
その他	4,850	1,973	2,877																						
合計	4,850	1,973	2,877																						
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)																						
その他	4,842	2,939	1,903																						
合計	4,842	2,939	1,903																						
(2)未経過リース料期末残高相当額	(2)未経過リース料期末残高相当額																								
1年内 965千円	1年内 833千円																								
1年超 1,941千円	1年超 1,108千円																								
合計 2,907千円	合計 1,941千円																								
(3)支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額	(3)支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額																								
支払リース料 1,016千円	支払リース料 1,016千円																								
減価償却費相当額 975千円	減価償却費相当額 968千円																								
支払利息相当額 42千円	支払利息相当額 50千円																								
(4)減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法	(4)減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法																								
減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。																								
利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。																								



(有価証券関係)

1. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	前連結会計年度(2008年3月31日)			当連結会計年度(2009年3月31日)		
		取得原価 (千円)	連結貸借対照 表計上額 (千円)	差額(千円)	取得原価 (千円)	連結貸借対照 表計上額 (千円)	差額(千円)
連結貸借対照 表計上額が取 得原価を超え るもの	(1) 株式	66,198	156,650	90,452	86,911	131,861	44,950
	小計	66,198	156,650	90,452	86,911	131,861	44,950
連結貸借対照 表計上額が取 得原価を超え ないもの	(1) 株式	392,064	358,672	33,391	391,310	225,945	165,365
	小計	392,064	358,672	33,391	391,310	225,945	165,365
合計		458,262	515,323	57,060	478,221	357,806	120,414

(注) 減損処理にあたっては、その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、原則として時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって連結貸借対照表価額とし、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は原則として以下の通りであります。

- ・ 時価が取得原価の50%以上下落したもの。
- ・ 時価が取得原価の30%超50%未満下落したもので、かつ市場価格が一定水準以下で推移している等の条件を満たすもの。

2. 前連結会計年度及び当連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自2007年4月1日至2008年3月31日)			当連結会計年度(自2008年4月1日至2009年3月31日)		
売却額(千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)	売却額(千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
4,952	3,021	2,938	-	-	-

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容

	前連結会計年度(2008年3月31日)		当連結会計年度(2009年3月31日)	
	連結貸借対照表計上額(千円)		連結貸借対照表計上額(千円)	
(1)満期保有目的の債券				
コマーシャル・ペーパー		1,898,061		2,296,494
その他		699,545		499,878
(2)その他有価証券				
マネー・マネジメント・				
ファンド		147,940		148,504
非上場株式		102,013		59,113

4. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の今後の償還予定額

	前連結会計年度(2008年3月31日)		当連結会計年度(2009年3月31日)	
	1年以内	1年超5年以内	1年以内	1年超5年以内
その他				
コマーシャル・ペーパー				
(千円)	1,898,061	-	2,296,494	-
その他				
(千円)	699,545	-	499,878	-
合計(千円)	2,597,607	-	2,796,373	-

(注) 5年超のものはありません。

(デリバティブ取引関係)

1 取引の状況に関する事項

前連結会計年度 (自 2007年4月1日 至 2008年3月31日)	当連結会計年度 (自 2008年4月1日 至 2009年3月31日)
<p>取引の内容及び利用目的等 当社は、通常の営業過程における輸入取引の為替相場の変動によるリスクを軽減するため、先物為替予約取引をおこなっております。</p> <p>取引に対する取組方針 先物為替予約取引については、主としてドル建ての仕入契約をヘッジするためのものであるため、外貨建買掛金等及び発注高の範囲内で行うこととし、投機目的のための先物為替予約取引は行わない方針であります。</p> <p>取引に係るリスクの内容 先物為替予約取引には、為替相場の変動によるリスクを有しております。当社の為替予約取引の契約先は、いずれも信用度の高い国内の銀行であるため、相手先の契約不履行による、いわゆる信用リスクは、ほとんどないと判断しております。</p> <p>取引に係るリスク管理体制 先物為替予約取引の実行および管理は、管理本部経理部にて行っておりますが、取引限度額は業務執行委員会で決定されております。さらに、管理本部長は、月ごとの定例業務執行委員会に先物為替予約取引を含んだ財務報告を行っております。</p>	<p>取引の内容及び利用目的等 同左</p> <p>取引に対する取組方針 同左</p> <p>取引に係るリスクの内容 同左</p> <p>取引に係るリスク管理体制 同左</p>

2 取引の時価等に関する事項

前連結会計年度 (2008年3月31日)	当連結会計年度 (2009年3月31日)
<p>デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益 ヘッジ会計が適用されているものについては記載の対象から除いているため、当期において注記すべき事項はありません。</p>	<p>デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益 同左</p>

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として適格退職年金制度及び退職一時金制度、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。また、一部子会社においては簡便法を採用しており、一部子会社においては、中小企業退職金共済に加入しております。

2. 退職給付債務に関する事項

	前連結会計年度 (2008年3月31日)	当連結会計年度 (2009年3月31日)
退職給付債務(千円)	866,919	864,978
年金資産(千円)	538,054	429,962
未積立退職給付債務(千円)	328,865	435,016
未認識数理計算上の差異 (千円)	74,439	157,714
退職給付引当金(千円)	254,425	277,301

3. 退職給付費用に関する事項

	前連結会計年度 (自2007年4月1日 至2008年3月31日)	当連結会計年度 (自2008年4月1日 至2009年3月31日)
勤務費用(千円)	60,183	63,137
利息費用(千円)	17,284	17,319
期待運用収益(減算) (千円)	12,531	10,761
数理計算上の差異の費用処理額 (千円)	8,437	16,351
確定拠出年金掛金(千円)	53,981	55,326
退職給付費用(千円)	127,356	141,374

4. 退職給付債務等の計算基礎に関する事項

	前連結会計年度 (2008年3月31日)	当連結会計年度 (2009年3月31日)
割引率	2.00%	2.00%
期待運用収益率	2.00%	2.00%
退職給付見込額の期間配分方法	ポイント基準	ポイント基準
数理計算上の差異の処理年数	10年	10年
	各期の発生時における従業員の平均残 存勤務期間以内の一定の年数による定 額法により按分した額をそれぞれ発生 の翌期から費用処理することとしてお ります。	同左

(ストック・オプション等関係)

- 前連結会計年度(自 2007年4月1日 至 2008年3月31日)

ストックオプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストックオプションの内容

	2002年 ストックオプション	2005年 ストックオプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 9名 当社従業員 115名	当社取締役 6名 当社執行役員 7名 当社従業員 194名
ストックオプション数(注)	普通株式 2,500,000株	普通株式 2,500,000株
付与日	2002年11月12日	2005年2月8日
権利確定条件	権利行使時においても、当社の取締役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、取締役の任期満了に伴う取締役の再任候補に選ばれない場合の退任及び従業員の定年退職の場合はこの限りではない。	同左
対象勤務期間	2002年11月12日から 2004年6月27日まで	2005年2月8日から 2006年6月25日まで
権利行使期間	2004年6月28日から 2009年6月27日まで	2006年6月26日から 2011年6月25日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストックオプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストックオプションを対象とし、ストックオプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストックオプションの数

	2002年 ストックオプション	2005年 ストックオプション
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	-	-
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	-	-
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	885,000	1,888,000
権利確定	-	-
権利行使	439,000	442,500
失効	13,500	76,000
未行使残	432,500	1,369,500

単価情報

	2002年 ストックオプション	2005年 ストックオプション
権利行使価格 (円)	124	351
行使時平均株価 (円)	541	541
公正な評価単価(付与日)(円)	-	-

当連結会計年度(自 2008年4月1日 至 2009年3月31日)

ストックオプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストックオプションの内容

	2002年 ストックオプション	2005年 ストックオプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 9名 当社従業員 115名	当社取締役 6名 当社執行役員 7名 当社従業員 194名
ストックオプション数(注)	普通株式 2,500,000株	普通株式 2,500,000株
付与日	2002年11月12日	2005年2月8日
権利確定条件	権利行使時においても、当社の取締役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、取締役の任期満了に伴う取締役の再任候補に選ばれない場合の退任及び従業員の定年退職の場合はこの限りではない。	同左
対象勤務期間	2002年11月12日から 2004年6月27日まで	2005年2月8日から 2006年6月25日まで
権利行使期間	2004年6月28日から 2009年6月27日まで	2006年6月26日から 2011年6月25日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストックオプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストックオプションを対象とし、ストックオプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストックオプションの数

	2002年 ストックオプション	2005年 ストックオプション
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	-	-
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	-	-
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	432,500	1,369,500
権利確定	-	-
権利行使	432,500	431,000
失効	-	35,500
未行使残	-	903,000

単価情報

	2002年 ストックオプション	2005年 ストックオプション
権利行使価格 (円)	124	351
行使時平均株価 (円)	410	410
公正な評価単価(付与日)(円)	-	-

## ( 税効果会計関係 )

前連結会計年度(2008年3月31日)	当連結会計年度(2009年3月31日)																																														
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産の発生の主な原因</p> <table> <tr><td>未払事業税</td><td>35,283千円</td></tr> <tr><td>会員権評価損</td><td>14,006千円</td></tr> <tr><td>事業用土地評価損</td><td>112,459千円</td></tr> <tr><td>賞与引当金</td><td>161,239千円</td></tr> <tr><td>退職給付引当金</td><td>103,538千円</td></tr> <tr><td>役員退職慰労引当金</td><td>113,535千円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>161,005千円</td></tr> <tr><td>小計</td><td>701,068千円</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td>117,731千円</td></tr> </table> <p>繰延税金資産合計 583,337千円</p> <p>繰延税金負債の発生の主な原因</p> <table> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td>23,217千円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>8千円</td></tr> </table> <p>繰延税金負債合計 23,226千円</p> <p>繰延税金資産の純額 560,111千円</p>	未払事業税	35,283千円	会員権評価損	14,006千円	事業用土地評価損	112,459千円	賞与引当金	161,239千円	退職給付引当金	103,538千円	役員退職慰労引当金	113,535千円	その他	161,005千円	小計	701,068千円	評価性引当額	117,731千円	その他有価証券評価差額金	23,217千円	その他	8千円	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産の発生の主な原因</p> <table> <tr><td>未払事業税</td><td>43,985千円</td></tr> <tr><td>会員権評価損</td><td>17,425千円</td></tr> <tr><td>事業用土地評価損</td><td>112,459千円</td></tr> <tr><td>賞与引当金</td><td>169,578千円</td></tr> <tr><td>退職給付引当金</td><td>112,858千円</td></tr> <tr><td>役員退職慰労引当金</td><td>5,067千円</td></tr> <tr><td>長期未払金</td><td>118,003千円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>154,557千円</td></tr> <tr><td>小計</td><td>733,935千円</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td>125,655千円</td></tr> </table> <p>繰延税金資産合計 608,279千円</p> <p>繰延税金負債の発生の主な原因</p> <table> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td>18,290千円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>1,196千円</td></tr> </table> <p>繰延税金負債合計 19,486千円</p> <p>繰延税金資産の純額 588,792千円</p>	未払事業税	43,985千円	会員権評価損	17,425千円	事業用土地評価損	112,459千円	賞与引当金	169,578千円	退職給付引当金	112,858千円	役員退職慰労引当金	5,067千円	長期未払金	118,003千円	その他	154,557千円	小計	733,935千円	評価性引当額	125,655千円	その他有価証券評価差額金	18,290千円	その他	1,196千円
未払事業税	35,283千円																																														
会員権評価損	14,006千円																																														
事業用土地評価損	112,459千円																																														
賞与引当金	161,239千円																																														
退職給付引当金	103,538千円																																														
役員退職慰労引当金	113,535千円																																														
その他	161,005千円																																														
小計	701,068千円																																														
評価性引当額	117,731千円																																														
その他有価証券評価差額金	23,217千円																																														
その他	8千円																																														
未払事業税	43,985千円																																														
会員権評価損	17,425千円																																														
事業用土地評価損	112,459千円																																														
賞与引当金	169,578千円																																														
退職給付引当金	112,858千円																																														
役員退職慰労引当金	5,067千円																																														
長期未払金	118,003千円																																														
その他	154,557千円																																														
小計	733,935千円																																														
評価性引当額	125,655千円																																														
その他有価証券評価差額金	18,290千円																																														
その他	1,196千円																																														
<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <table> <tr><td></td><td>(%)</td></tr> <tr><td>法定実効税率</td><td>40.69</td></tr> <tr><td>(調整)</td><td></td></tr> <tr><td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td>0.29</td></tr> <tr><td>受取配当等永久に益金に算入されない項目</td><td>0.11</td></tr> <tr><td>住民税均等割額</td><td>0.71</td></tr> <tr><td>評価性引当額の増減</td><td>4.49</td></tr> <tr><td>持分法投資損益</td><td>0.91</td></tr> <tr><td>のれん償却</td><td>1.66</td></tr> <tr><td>その他</td><td>0.33</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td>46.49</td></tr> </table>		(%)	法定実効税率	40.69	(調整)		交際費等永久に損金に算入されない項目	0.29	受取配当等永久に益金に算入されない項目	0.11	住民税均等割額	0.71	評価性引当額の増減	4.49	持分法投資損益	0.91	のれん償却	1.66	その他	0.33	税効果会計適用後の法人税等の負担率	46.49	<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <p>法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。</p>																								
	(%)																																														
法定実効税率	40.69																																														
(調整)																																															
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.29																																														
受取配当等永久に益金に算入されない項目	0.11																																														
住民税均等割額	0.71																																														
評価性引当額の増減	4.49																																														
持分法投資損益	0.91																																														
のれん償却	1.66																																														
その他	0.33																																														
税効果会計適用後の法人税等の負担率	46.49																																														

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度(自 2007年4月1日 至 2008年3月31日)

当社グループは、システムインテグレーターとして、同一セグメントに属するソフトウェアの開発、コンピュータ及び関連商品のコンサルティングから保守・運用管理に至る事業を行っており、当該事業以外に事業の種類がないため該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2008年4月1日 至 2009年3月31日)

当社グループは、システムインテグレーターとして、同一セグメントに属するソフトウェアの開発、コンピュータ及び関連商品のコンサルティングから保守・運用管理に至る事業を行っており、当該事業以外に事業の種類がないため該当事項はありません。

【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度(自 2007年4月1日 至 2008年3月31日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店がないため、該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2008年4月1日 至 2009年3月31日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

前連結会計年度(自 2007年4月1日 至 2008年3月31日)

海外売上高は、連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2008年4月1日 至 2009年3月31日)

海外売上高は、連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。



## 【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 2007年 4月 1日 至 2008年 3月 31日）

## 1 子会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)	
						役員の兼任等	事業上の関係					
関連会社	(株)ニュースペース	東京都中央区	20,000	ソフトウェアの開発・販売	(所有) 直接 30.0%	-	ソフトウェアの開発	営業取引	売上	98	売掛金	-
									ソフトウェア外注	83,905	買掛金	15,393
									派遣社員の受入	3,194	未払金	859
関連会社	(株)シー・エス・デー	愛知県瀬戸市	13,500	コンピュータ応用機器の製造・販売	(所有) 直接 24.1% (被所有) 直接 0.2%	兼任1名	当社仕様の機器の製造	営業取引	商品の購入及びソフトウェア外注	125,625	買掛金	60,911

(注) 1. 上記金額のうち取引金額は消費税等を含まず、残高には消費税等を含んで表示しております。

## 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案し、価格交渉の上で決定しております。

当連結会計年度（自 2008年 4月 1日 至 2009年 3月 31日）

## 1 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
関連会社	(株)シンク	福岡県田川市	22,000	ソフトウェアの開発・販売	(所有) 直接50.0%	ソフトウェアの開発 役員の兼任	営業取引 ソフトウェア外注	2,032	買掛金	-
関連会社	(株)アイセル	大阪府大阪市	245,100	ソフトウェアの開発・販売	(所有) 直接20.7%	ソフトウェアの開発 役員の兼任	営業取引 ソフトウェア外注	109,035	買掛金 未払金	3,942 35,658
関連会社	(株)ニュースペース	東京都中央区	20,000	ソフトウェアの開発・販売	(所有) 直接 30.0%	ソフトウェアの開発	営業取引 ソフトウェア外注	40,776	買掛金	7,360
関連会社	(株)シー・エス・デー	愛知県瀬戸市	13,500	コンピュータ応用機器の製造・販売	(所有) 直接 24.1% (被所有) 直接 0.2%	当社仕様の機器の製造 役員の兼任	営業取引 商品の購入 ソフトウェア外注	138,591 10,073	買掛金	17,987

(注) 1. 上記金額のうち取引金額は消費税等を含まず、残高には消費税等を含んで表示しております。

## 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案し、価格交渉の上で決定しております。

## (追加情報)

当連結会計年度より、「関連当事者の開示における会計基準」(企業会計基準第11号 平成18年10月17日)及び「関連当事者の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日)を適用しております。なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

## ( 1株当たり情報 )

前連結会計年度 (自 2007年 4月 1日 至 2008年 3月 31日)		当連結会計年度 (自 2008年 4月 1日 至 2009年 3月 31日)	
1株当たり純資産額	265.73円	1株当たり純資産額	276.61円
1株当たり当期純利益金額	30.60円	1株当たり当期純利益金額	32.45円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	29.69円	潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	-円

(注) 1. 当連結会計年度において、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2007年 4月 1日 至 2008年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2008年 4月 1日 至 2009年 3月 31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	853,173	902,579
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	853,173	902,579
期中平均株式数(株)	27,878,253	27,815,300
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
普通株式増加数(株)	860,343	-
(うち新株予約権)	(860,343)	-
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権(停止条件付一部取得条項付差別的行使条件付新株予約権無償割当て) 55,619,800株	新株予約権(停止条件付一部取得条項付差別的行使条件付新株予約権無償割当て) 54,939,400株 第2回新株予約権 なお、概要は「第4提出会社の状況1株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前連結会計年度 (自 2007年 4月 1日 至 2008年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2008年 4月 1日 至 2009年 3月 31日)
<p>2008年 6月20日開催の定時株主総会終了後の取締役会におきまして、当社の企業価値および株主共同の利益を確保するために、以下の要領により当社株式の大規模買付行為への対応策（以下「本プラン」といいます。）の継続について決議いたしました。</p> <p>1. 本プランを必要とする理由</p> <p>当社はシステムインテグレーターとして、セキュアなシステムを希望するお客様から長期的かつ安定した信頼を得てシステムの納入を行ってきており、またこのような開発・販売を支えるのは、優秀な技術者である社員であります。昨今の動きとして、新たな法制度の整備や企業構造・文化の変化等を背景として対象となる会社の構造や特色に留意せず、経営陣と十分な協議や合意を得ることなく、突然大量の株式買付けを強行するといった動きも顕在化してきております。もちろん大量の株式買付け行為そのものを全て否定するものではなく、会社の企業価値・株主共同の利益を向上させる行為であれば、その判断は最終的には株主の皆様全体の意思に基づいて決められるものであると考えております。</p> <p>しかし、大量の買付行為の中には、その目的等からして企業価値・株主共同の利益に明白な侵害を与えるものや株主の皆様売却を事実上強要するもの、当社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、株主の皆様十分な検討を行うに足りる時間や情報を提供しないもの、当社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするものなど、当社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。</p> <p>このような当社に対する濫用的な買収によって当社の企業価値が毀損されることがあれば、当社の強みである優秀な技術者の流出が懸念されるのみならず、当社のシステムを採用していただいているお客様からの信頼を失い、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益が大きく損なわれるおそれがあります。</p> <p>こうした事情に鑑み、濫用的な買収者が現れた場合、上述したような不適切な大量買付行為を未然に防止するため、株主の皆様が判断するための必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために交渉すること等により当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する買付行為を抑止するための枠組みが必要不可欠と判断いたしました。そして、2006年 6月23日開催の第47回定時株主総会におきまして、当社の企業価値および株主共同の利益を確保するために、本プランの導入を決議いたしました。</p>	<p>2009年 6月19日開催の定時株主総会終了後の取締役会におきまして、当社の企業価値および株主共同の利益を確保するために、以下の要領により当社株式の大規模買付行為への対応策（以下「本プラン」といいます。）の継続について決議いたしました。</p> <p>1. 本プランを必要とする理由</p> <p>当社はシステムインテグレーターとして、セキュアなシステムを希望するお客様から長期的かつ安定した信頼を得てシステムの納入を行ってきており、またこのような開発・販売を支えるのは、優秀な技術者である社員であります。昨今の動きとして、新たな法制度の整備や企業構造・文化の変化等を背景として対象となる会社の構造や特色に留意せず、経営陣と十分な協議や合意を得ることなく、突然大量の株式買付けを強行するといった動きも顕在化してきております。もちろん大量の株式買付け行為そのものを全て否定するものではなく、会社の企業価値・株主共同の利益を向上させる行為であれば、その判断は最終的には株主の皆様全体の意思に基づいて決められるものであると考えております。</p> <p>しかし、大量の買付行為の中には、その目的等からして企業価値・株主共同の利益に明白な侵害を与えるものや株主の皆様売却を事実上強要するもの、当社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、株主の皆様十分な検討を行うに足りる時間や情報を提供しないもの、当社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするものなど、当社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。</p> <p>このような当社に対する濫用的な買収によって当社の企業価値が毀損されることがあれば、当社の強みである優秀な技術者の流出が懸念されるのみならず、当社のシステムを採用していただいているお客様からの信頼を失い、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益が大きく損なわれるおそれがあります。</p> <p>こうした事情に鑑み、濫用的な買収者が現れた場合、上述したような不適切な大量買付行為を未然に防止するため、株主の皆様が判断するための必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために交渉すること等により当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する買付行為を抑止するための枠組みが必要不可欠と判断いたしました。そして、当社の企業価値および株主共同の利益を確保するために、2006年 6月23日開催の第47回定時株主総会におきまして「当社株式の大規模買付行為への対応策（以下「本プラン」といいます。）」の導入を決議し、2007年以降、定時株主総会後に開催される取締役会で、本プランの延長を決議いたしております。</p>

前連結会計年度 (自 2007年 4月 1日 至 2008年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2008年 4月 1日 至 2009年 3月 31日)
<p>なお、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、当該買付行為が長期的視点から当社の企業価値を毀損するものであるかどうかの検討は、中立的な第三者委員会に依頼するものとしております。</p> <p>2. 本プランの内容</p> <p>(1) 本プランの概要</p> <p>本プランの発動手続の設定</p> <p>(ア) 本プランは、まず、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させ、濫用的買収を防止することを目的として、当社株式に対する買付が行われる場合に、買付者または買付提案者（以下、併せて「買付者等」といいます。）に対し、事前に当該買付に関する所定の情報の提供を求め、第三者委員会が当該買付についての情報収集・検討等を行う期間を確保し、必要があれば当社代表取締役等を通じて買付者等との交渉を行うなどの手続を定めています。</p> <p>また、当社取締役会は、敵対的性質が存する者からの濫用的買収を防止するための事前の防衛策として、停止条件付一部取得条項付差別的行使条件付新株予約権無償割当て（以下「対抗措置」といいます。）を決議いたします。</p> <p>なお、上記にいう「濫用的買収」は、次のいずれかに該当するものを意味します。</p> <p>買付等が誠実に会社経営に参加することを目的としていないこと（専ら株価をつり上げ、高値で株式を当社又は当社関係者に買い取らせることを目的としている場合を含む。）</p> <p>当社を一時的に支配して、当社の重要な従業員や資産、ノウハウ等を買付者等又はその関係者に移転させる等、当社の犠牲の下に買付者等の利益を図ることを目的としていること</p> <p>当社の資産等を当該買付者等又はその関係者の債務の担保や弁済原資として流用することを目的としていること</p> <p>当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額な資産等を処分させ、その利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価上昇の機会を狙って売り抜けることを目的としていること</p> <p>買付の提案が、当社取締役会において買付提案の適否と対案を検討することの可能な時間的余裕を与えていないこと</p>	<p>なお、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、当該買付行為が長期的視点から当社の企業価値を毀損するものであるかどうかの検討は、中立的な第三者委員会に依頼するものとしております。</p> <p>本プランの要領は以下のとおりであります。</p> <p>2. 本プランの内容</p> <p>(1) 本プランの概要</p> <p>本プランの発動手続の設定</p> <p>(ア) 本プランは、まず、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させ、濫用的買収を防止することを目的として、当社株式に対する買付が行われる場合に、買付者または買付提案者（以下、併せて「買付者等」といいます。）に対し、事前に当該買付に関する所定の情報の提供を求め、第三者委員会が当該買付についての情報収集・検討等を行う期間を確保し、必要があれば当社代表取締役等を通じて買付者等との交渉を行うなどの手続を定めています。</p> <p>また、当社取締役会は、敵対的性質が存する者からの濫用的買収を防止するための事前の防衛策として、停止条件付一部取得条項付差別的行使条件付新株予約権無償割当て（以下「対抗措置」といいます。）を決議いたします。</p> <p>なお、上記にいう「濫用的買収」は、次のいずれかに該当するものを意味します。</p> <p>買付等が誠実に会社経営に参加することを目的としていないこと（専ら株価をつり上げ、高値で株式を当社又は当社関係者に買い取らせることを目的としている場合を含む。）</p> <p>当社を一時的に支配して、当社の重要な従業員や資産、ノウハウ等を買付者等又はその関係者に移転させる等、当社の犠牲の下に買付者等の利益を図ることを目的としていること</p> <p>当社の資産等を当該買付者等又はその関係者の債務の担保や弁済原資として流用することを目的としていること</p> <p>当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額な資産等を処分させ、その利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価上昇の機会を狙って売り抜けることを目的としていること</p> <p>買付の提案が、当社取締役会において買付提案の適否と対案を検討することの可能な時間的余裕を与えていないこと</p>

前連結会計年度 (自 2007年 4月 1日 至 2008年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2008年 4月 1日 至 2009年 3月 31日)
<p>買付者等が本プランに定める事項を履行した場合であっても、買付案、買付価額等の合理性について株主に誤解を与えるおそれがあること</p> <p>買付の提案が、株主に対して冷静に株式売却を検討することができるように配慮されおらず、株主に対して当社株式の売り急ぎを強要するおそれがあること</p> <p>買付の提案の内容が不適切であるため、当社における企業価値の源泉である当社と顧客との長期的な信頼関係および当社の優秀な技術者の雇用の維持を阻害するおそれがあり、当社の長期的な企業価値を損なうものであること</p> <p>買付者等が、買付内容の検討に必要な情報が含まれた買付提案書を提出せず、または第三者委員会の求めに応じた追加情報を提出しないなど、本プランに定める事項を履行していないこと</p> <p>また、上記にいう「敵対的性質が存する者」とは、濫用的買収を行う買付者等のうち、次の各条件のいずれかに当たる場合を除いた者を意味します。</p> <p>当社の子会社（財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則第8条第3項に定義される。）、関連会社（財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則第8条第5項に定義される。）</p> <p>不注意で、または当社を支配する意図がないのに特定株式保有者となった者と第三者委員会が認めた者で、かつ、特定株式保有者となった後10日以内（ただし、当社取締役会はこの期間を延長できる。）にその保有する株券等を処分等することにより特定株式保有者ではなくなった者</p> <p>当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、当社の特定株式保有者になった者である旨第三者委員会が認めた者（ただし、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く。）</p>	<p>買付者等が本プランに定める事項を履行した場合であっても、買付案、買付価額等の合理性について株主に誤解を与えるおそれがあること</p> <p>買付の提案が、株主に対して冷静に株式売却を検討することができるように配慮されおらず、株主に対して当社株式の売り急ぎを強要するおそれがあること</p> <p>買付の提案の内容が不適切であるため、当社における企業価値の源泉である当社と顧客との長期的な信頼関係および当社の優秀な技術者の雇用の維持を阻害するおそれがあり、当社の長期的な企業価値を損なうものであること</p> <p>買付者等が、買付内容の検討に必要な情報が含まれた買付提案書を提出せず、または第三者委員会の求めに応じた追加情報を提出しないなど、本プランに定める事項を履行していないこと</p> <p>また、上記にいう「敵対的性質が存する者」とは、濫用的買収を行う買付者等のうち、次の各条件のいずれかに当たる場合を除いた者を意味します。</p> <p>当社の子会社（財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則第8条第3項に定義される。）、関連会社（財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則第8条第5項に定義される。）</p> <p>不注意で、または当社を支配する意図がないのに特定株式保有者となった者と第三者委員会が認めた者で、かつ、特定株式保有者となった後10日以内（ただし、当社取締役会はこの期間を延長できる。）にその保有する株券等を処分等することにより特定株式保有者ではなくなった者</p> <p>当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、当社の特定株式保有者になった者である旨第三者委員会が認めた者（ただし、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く。）</p>

前連結会計年度 (自 2007年 4月 1日 至 2008年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2008年 4月 1日 至 2009年 3月 31日)
<p>当社の特定株式保有者となったとしても当社の企業価値または株主共同の利益との関係で、対抗措置をとることが相当でないと第三者委員会が認めた者</p> <p>(イ) 停止条件付一部取得条項付差別的行使条件付新株予約権無償割当ての概要は次のとおりであります。</p> <p>(a) 停止条件とは</p> <p>ある者が、特定株式保有者(注)に該当したとして該当者から公表がなされた日もしくは当社取締役会がこれを認めて公表した日のいずれか早い方から10日の期間内(ただし、取締役会が延期することができます。)に、当社取締役会が対抗措置をとることが適切であると判断し、その旨を公表すること</p> <p>または、</p> <p>当社が発行者である株券等(金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)について、買付等の後にその者が特定株式保有者となるような公開買付の公告を行った場合には、当該公告の日から10日の期間内(ただし、取締役会が延期することができます。)に、当社取締役会が対抗措置をとることが適切であると判断し、その旨を公表すること</p> <p>をいいます。なお、当社取締役会は、その者が敵対的性質が存する者であるか否かに関する第三者委員会による判断を最大限に尊重して、上記対抗措置をとることが適切であるか否かの判断を行うものとします。</p> <p>(注)「特定株式保有者」とは、当社の株券等の保有者、公開買付者または当該保有者かつ公開買付者である者であって、(a) 当該保有者が保有する当社の株券等と当該保有者の共同保有者が保有する当社の株券等にかかる株券等保有割合の合計、(b) 当該公開買付者が保有しもしくは保有することとなった当社の株券等と当該公開買付者の特別関係者が保有する当社の株券等にかかる株券等保有割合の合計、(c) 当該保有者かつ公開買付者である者が保有しもしくは保有することとなった当社の株券等と当該保有者かつ公開買付者である者の共同保有者及び当該保有者かつ公開買付者である者の特別関係者が保有する当社の株券等保有割合の合計、のいずれかが20%超に相当する者をいう。</p>	<p>当社の特定株式保有者となったとしても当社の企業価値または株主共同の利益との関係で、対抗措置をとることが相当でないと第三者委員会が認めた者</p> <p>(イ) 停止条件付一部取得条項付差別的行使条件付新株予約権無償割当ての概要は次のとおりであります。</p> <p>(a) 停止条件とは</p> <p>ある者が、特定株式保有者(注)に該当したとして該当者から公表がなされた日もしくは当社取締役会がこれを認めて公表した日のいずれか早い方から10日の期間内(ただし、取締役会が延期することができます。)に、当社取締役会が対抗措置をとることが適切であると判断し、その旨を公表すること</p> <p>または、</p> <p>当社が発行者である株券等(金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)について、買付等の後にその者が特定株式保有者となるような公開買付の公告を行った場合には、当該公告の日から10日の期間内(ただし、取締役会が延期することができます。)に、当社取締役会が対抗措置をとることが適切であると判断し、その旨を公表すること</p> <p>をいいます。なお、当社取締役会は、その者が敵対的性質が存する者であるか否かに関する第三者委員会による判断を最大限に尊重して、上記対抗措置をとることが適切であるか否かの判断を行うものとします。</p> <p>(注)「特定株式保有者」とは、当社の株券等の保有者、公開買付者または当該保有者かつ公開買付者である者であって、(a) 当該保有者が保有する当社の株券等と当該保有者の共同保有者が保有する当社の株券等にかかる株券等保有割合の合計、(b) 当該公開買付者が保有しもしくは保有することとなった当社の株券等と当該公開買付者の特別関係者が保有する当社の株券等にかかる株券等保有割合の合計、(c) 当該保有者かつ公開買付者である者が保有しもしくは保有することとなった当社の株券等と当該保有者かつ公開買付者である者の共同保有者及び当該保有者かつ公開買付者である者の特別関係者が保有する当社の株券等保有割合の合計、のいずれかが20%超に相当する者をいう。</p>

前連結会計年度 (自 2007年 4月 1日 至 2008年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2008年 4月 1日 至 2009年 3月 31日)
<p>(b) 新株予約権無償割当てと差別的行使条件とは</p> <p>新株予約権無償割当てとは、上記停止条件が成就した場合に、当社取締役会が別途定める一定の日における株主の皆様に対して、新たに申込みや払込みをしていただくことなく、当社の新株予約権を割当てることをいいます。本新株予約権には、特定株式保有者等に該当する者には、本新株予約権の権利行使は認められないとの差別的行使条件を付すものとします。</p> <p>(c) 一部取得条項付とは</p> <p>特定株式保有者等に該当する者を除く新株予約権者の新株予約権を、同新株予約権 1 個について当社普通株式 1 株を交付することにより、当社が取得するとの条項を付すことをいいます。</p> <p>この場合、新株予約権者は、行使価格相当の金銭を払い込む必要はありません。</p> <p>停止条件付一部取得条項付差別的行使条件付新株予約権無償割当てと第三者委員会の利用</p> <p>買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付を行う等、買付者等による買付またはその提案（以下、併せて「買付等」といいます。）が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれがあると認められる場合（その詳細につきましては前記 2 . (1) (ア)「濫用的買収」をご参照ください。）には、当社は、当該買付者等による権利行使は認められないとの行使条件が付された新株予約権（その詳細につきましては別添 2「本プランに係る新株予約権無償割当て要綱」をご参照ください、以下「本新株予約権」といいます。）を、その時点の当社を除く全ての株主の皆様に対して会社法第 277 条に基づき無償で割当てます。</p> <p>なお、本新株予約権無償割当ては、停止条件が成就することによりその効力が生ずることになっていますが、その停止条件を成就させるか否か等の判断につきましては、当社取締役会が行います。ただし、その恣意的判断を排除するため、第三者委員会細則（その概要につきましては別添 1 をご参照ください。）に従い、当社経営陣から独立した者のみから構成される第三者委員会の勧告を最大限に尊重して判断を行うものとします。</p>	<p>(b) 新株予約権無償割当てと差別的行使条件とは</p> <p>新株予約権無償割当てとは、上記停止条件が成就した場合に、当社取締役会が別途定める一定の日における株主の皆様に対して、新たに申込みや払込みをしていただくことなく、当社の新株予約権を割当てることをいいます。本新株予約権には、特定株式保有者等に該当する者には、本新株予約権の権利行使は認められないとの差別的行使条件を付すものとします。</p> <p>(c) 一部取得条項付とは</p> <p>特定株式保有者等に該当する者を除く新株予約権者の新株予約権を、同新株予約権 1 個について当社普通株式 1 株を交付することにより、当社が取得するとの条項を付すことをいいます。</p> <p>この場合、新株予約権者は、行使価格相当の金銭を払い込む必要はありません。</p> <p>停止条件付一部取得条項付差別的行使条件付新株予約権無償割当てと第三者委員会の利用</p> <p>買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付を行う等、買付者等による買付またはその提案（以下、併せて「買付等」といいます。）が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれがあると認められる場合（その詳細につきましては前記 2 . (1) (ア)「濫用的買収」をご参照ください。）には、当社は、当該買付者等による権利行使は認められないとの行使条件が付された新株予約権（その詳細につきましては別添 2「本プランに係る新株予約権無償割当て要綱」をご参照ください、以下「本新株予約権」といいます。）を、その時点の当社を除く全ての株主の皆様に対して会社法第 277 条に基づき無償で割当てます。</p> <p>なお、本新株予約権無償割当ては、停止条件が成就することによりその効力が生ずることになっていますが、その停止条件を成就させるか否か等の判断につきましては、当社取締役会が行います。ただし、その恣意的判断を排除するため、第三者委員会細則（その概要につきましては別添 1 をご参照ください。）に従い、当社経営陣から独立した者のみから構成される第三者委員会の勧告を最大限に尊重して判断を行うものとします。</p>



前連結会計年度 (自 2007年 4月 1日 至 2008年 3月31日)	当連結会計年度 (自 2008年 4月 1日 至 2009年 3月31日)
<p>本新株予約権の当社による取得 本プランに従って、本新株予約権無償割当てが実施された場合には、当社による買付者等以外の株主の皆様からの本新株予約権取得と当社普通株式の交付により、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合が実施前と比較して希釈化される可能性があります。</p> <p>(2) 本プランの発動にかかる手続 対象となる買付等 本プランにおいては、以下に該当する買付等がなされたときに、その対象となります。 当社の株券等の保有者、公開買付者または当該保有者かつ公開買付者である者であって、</p> <p>(a) 当該保有者が保有する当社の株券等および当該保有者の共同保有者が保有する当社の株券等に係る株券等保有割合の合計</p> <p>(b) 当該公開買付者が保有しもしくは保有することとなる当社の株券等および当該公開買付者の特別関係者が保有する当社の株券等に係る株券等保有割合の合計</p> <p>(c) 当該保有者かつ公開買付者である者が保有しもしくは保有することとなる当社の株券等および当該保有者かつ公開買付者である者の共同保有者ならびに当該保有者かつ公開買付者である者の特別関係者が保有する当社の株券等にかかる株券等保有割合の合計</p> <p>のいずれかが、20%を超える者による買付等、または超えると当社取締役会が認める者による買付等買付者等に対する情報提供の要求 上記 に定める買付等を行う買付者等は、当社取締役会が別段の定めをした場合を除き、買付の実行に先立ち、当社に対して、以下の各号に定める、買付者等の買付内容の検討に必要な情報（以下「本必要情報」といいます。）を含む買付提案を記載した書面（以下「買付提案書」といいます。）を提出していただきます。</p> <p>第三者委員会は、当該買付提案書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、自らまたは当社取締役会を通して本必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。この場合、買付者においては、当該期限までに、本必要情報を追加的に提出していただきます。</p> <p>i 買付者等およびそのグループ（共同保有者、特別関係者および（ファンドの場合は）組合員その他の構成員を含む。）の詳細（具体的名称、資本構成、財務内容等を含む。）</p>	<p>本新株予約権の当社による取得 本プランに従って、本新株予約権無償割当てが実施された場合には、当社による買付者等以外の株主の皆様からの本新株予約権取得と当社普通株式の交付により、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合が実施前と比較して希釈化される可能性があります。</p> <p>(2) 本プランの発動にかかる手続 対象となる買付等 本プランにおいては、以下に該当する買付等がなされたときに、その対象となります。 当社の株券等の保有者、公開買付者または当該保有者かつ公開買付者である者であって、</p> <p>(a) 当該保有者が保有する当社の株券等および当該保有者の共同保有者が保有する当社の株券等に係る株券等保有割合の合計</p> <p>(b) 当該公開買付者が保有しもしくは保有することとなる当社の株券等および当該公開買付者の特別関係者が保有する当社の株券等に係る株券等保有割合の合計</p> <p>(c) 当該保有者かつ公開買付者である者が保有しもしくは保有することとなる当社の株券等および当該保有者かつ公開買付者である者の共同保有者ならびに当該保有者かつ公開買付者である者の特別関係者が保有する当社の株券等にかかる株券等保有割合の合計</p> <p>のいずれかが、20%を超える者による買付等、または超えると当社取締役会が認める者による買付等買付者等に対する情報提供の要求 上記 に定める買付等を行う買付者等は、当社取締役会が別段の定めをした場合を除き、買付の実行に先立ち、当社に対して、以下の各号に定める、買付者等の買付内容の検討に必要な情報（以下「本必要情報」といいます。）を含む買付提案を記載した書面（以下「買付提案書」といいます。）を提出していただきます。</p> <p>第三者委員会は、当該買付提案書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、自らまたは当社取締役会を通して本必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。この場合、買付者においては、当該期限までに、本必要情報を追加的に提出していただきます。</p> <p>i 買付者等およびそのグループ（共同保有者、特別関係者および（ファンドの場合は）組合員その他の構成員を含む。）の詳細（具体的名称、資本構成、財務内容等を含む。）</p>

前連結会計年度 (自 2007年 4月 1日 至 2008年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2008年 4月 1日 至 2009年 3月 31日)
<p>買付の目的、方法および内容（買付対価の価額・種類、買付の時期、関連する取引の仕組み、買付方法の適法性、買付実行の蓋然性等を含む。） 買付価格の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報ならびに買付に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額およびその算定根拠等を含む。） 買付資金の裏付け（買付資金の提供者（実質提供者を含む。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含む。） 買付後の当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策、買付後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇方針 その他第三者委員会が合理的に必要と判断する情報</p> <p>なお、第三者委員会は、買付者等が本プランに定められた手続に従うことなく買付を開始したものと認められる場合には、引き続き買付提案書および本必要情報の提出を求めて買付者等と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、原則として、下記に記載のとおり、当社取締役会に対して、本新株予約権無償割当ての実施を勧告します。</p> <p>第三者委員会の検討手続 第三者委員会は、買付者等から提出された買付提案書ならびに第三者委員会が追加提出を求めた本必要情報が提出された場合、当社取締役会に対しても、第三者委員会が定める期間内に買付者等の買付内容に対する意見およびその根拠資料、代替案その他第三者委員会が適宜必要と認める情報・資料を提示するよう要求することができます。</p> <p>第三者委員会は、買付者等から最初に情報・資料を受領した後、原則として対価を現金（円貨）のみとする公開買付による当社株式の買付の場合は60日以内、またはその他の方法による買付提案の場合には90日以内（以下「第三者委員会検討期間」といいます。）で、買付者等の買付内容の検討、当社取締役会による代替案の検討、買付者と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討等を行います。</p> <p>また、第三者委員会は、必要があれば当社代表取締役等を通じて、当該買付者等と交渉することなどにより、当該買収提案が当社の利益のために改善されるよう努め、中立・公平な観点から慎重に検討を行います。</p>	<p>買付の目的、方法および内容（買付対価の価額・種類、買付の時期、関連する取引の仕組み、買付方法の適法性、買付実行の蓋然性等を含む。） 買付価格の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報ならびに買付に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額およびその算定根拠等を含む。） 買付資金の裏付け（買付資金の提供者（実質提供者を含む。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含む。） 買付後の当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策、買付後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇方針 その他第三者委員会が合理的に必要と判断する情報</p> <p>なお、第三者委員会は、買付者等が本プランに定められた手続に従うことなく買付を開始したものと認められる場合には、引き続き買付提案書および本必要情報の提出を求めて買付者等と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、原則として、下記に記載のとおり、当社取締役会に対して、本新株予約権無償割当ての実施を勧告します。</p> <p>第三者委員会の検討手続 第三者委員会は、買付者等から提出された買付提案書ならびに第三者委員会が追加提出を求めた本必要情報が提出された場合、当社取締役会に対しても、第三者委員会が定める期間内に買付者等の買付内容に対する意見およびその根拠資料、代替案その他第三者委員会が適宜必要と認める情報・資料を提示するよう要求することができます。</p> <p>第三者委員会は、買付者等から最初に情報・資料を受領した後、原則として対価を現金（円貨）のみとする公開買付による当社株式の買付の場合は60日以内、またはその他の方法による買付提案の場合には90日以内（以下「第三者委員会検討期間」といいます。）で、買付者等の買付内容の検討、当社取締役会による代替案の検討、買付者と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討等を行います。</p> <p>また、第三者委員会は、必要があれば当社代表取締役等を通じて、当該買付者等と交渉することなどにより、当該買収提案が当社の利益のために改善されるよう努め、中立・公平な観点から慎重に検討を行います。</p>

前連結会計年度 (自 2007年 4月 1日 至 2008年 3月31日)	当連結会計年度 (自 2008年 4月 1日 至 2009年 3月31日)
<p>更に、第三者委員会は、上記の検討手続を経て、第三者委員会細則（その概要につきましては別添 1 をご参照ください。）の判断基準（上記 2（1）（ア）に記載のとおり。）に従い、当該買付提案が濫用的買収に該当するか否か、および当該買付者等が敵対的性質が存する者であるか否かを審議・決議し、第三者委員会検討期間内に当社取締役会に勧告します。</p> <p>新株予約権無償割当ての内容</p> <p>対抗措置としての新株予約権無償割当ての内容は、別添 2「本プランに係る新株予約権無償割当て要綱」に記載のとおりです。</p> <p>(3) 対抗措置発動後の中止について</p> <p>本新株予約権無償割当ての停止条件が成就した後、割当対象株主が確定する日までの間に、買付者の買付行為の中止または買付内容の変更等がなされたことにより、当該買付者に敵対的性質が存しないと当社取締役会が認めるに至った場合には、当社取締役会は本新株予約権無償割当ての決議を取り消し、対抗措置の発動を中止することができるものとします。</p> <p>3. 本プランの合理性</p> <p>本プランは、経済産業省および法務省が平成17年 5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」に定める三原則、すなわち、企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則を完全に充足しています。</p> <p>また本プランにおいて対抗措置をとるか否かは中立的な第三者委員会の判断を最大限尊重して行われますので、株主の共同利益を損なうものではありません。</p> <p>4. 株主の皆様への影響</p> <p>(1) 本プランの導入時に株主の皆様にご与える影響</p> <p>本プランの導入時点においては、本新株予約権無償割当て自体は行われませんので、株主および投資家の皆様の権利・利益に直接的な影響が生じておりません。</p> <p>(2) 本新株予約権無償割当て実施により株主の皆様にご与える影響</p> <p>当社取締役会が本新株予約権無償割当てに際して別途設定する割当期日における株主の皆様に対し、その保有する株式 1 株につき 2 個の割合で、本新株予約権が無償で割当てられますので、株式の希釈化は生じません。</p> <p>当社は、買付者等以外の株主の皆様の本新株予約権を取得する手続を取り、その旨該当する株主の皆様へ通知いたします。株主の皆様は、金銭等を払い込むことなく、当社による本新株予約権の取得の対価として当社普通株式を受領されることとなります。</p>	<p>更に、第三者委員会は、上記の検討手続を経て、第三者委員会細則（その概要につきましては別添 1 をご参照ください。）の判断基準（上記 2（1）（ア）に記載のとおり。）に従い、当該買付提案が濫用的買収に該当するか否か、および当該買付者等が敵対的性質が存する者であるか否かを審議・決議し、第三者委員会検討期間内に当社取締役会に勧告します。</p> <p>新株予約権無償割当ての内容</p> <p>対抗措置としての新株予約権無償割当ての内容は、別添 2「本プランに係る新株予約権無償割当て要綱」に記載のとおりです。</p> <p>(3) 対抗措置発動後の中止について</p> <p>本新株予約権無償割当ての停止条件が成就した後、割当対象株主が確定する日までの間に、買付者の買付行為の中止または買付内容の変更等がなされたことにより、当該買付者に敵対的性質が存しないと当社取締役会が認めるに至った場合には、当社取締役会は本新株予約権無償割当ての決議を取り消し、対抗措置の発動を中止することができるものとします。</p> <p>3. 本プランの合理性</p> <p>本プランは、経済産業省および法務省が平成17年 5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」に定める三原則、すなわち、企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則を完全に充足しています。</p> <p>また本プランにおいて対抗措置をとるか否かは中立的な第三者委員会の判断を最大限尊重して行われますので、株主の共同利益を損なうものではありません。</p> <p>4. 株主の皆様への影響</p> <p>(1) 本プランの導入時に株主の皆様にご与える影響</p> <p>本プランの導入時点においては、本新株予約権無償割当て自体は行われませんので、株主および投資家の皆様の権利・利益に直接的な影響が生じておりません。</p> <p>(2) 本新株予約権無償割当て実施により株主の皆様にご与える影響</p> <p>当社取締役会が本新株予約権無償割当てに際して別途設定する割当期日における株主の皆様に対し、その保有する株式 1 株につき 2 個の割合で、本新株予約権が無償で割当てられますので、株式の希釈化は生じません。</p> <p>当社は、買付者等以外の株主の皆様の本新株予約権を取得する手続を取り、その旨該当する株主の皆様へ通知いたします。株主の皆様は、金銭等を払い込むことなく、当社による本新株予約権の取得の対価として当社普通株式を受領されることとなります。</p>

<p>前連結会計年度 (自 2007年 4月 1日 至 2008年 3月 31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 2008年 4月 1日 至 2009年 3月 31日)</p>
<p>5. 本プランの有効期限と継続について</p> <p>現在の本プランの有効期限は、2009年 6月の定時株主総会終結後に開催される取締役会の終了時までとされており、2009年度以降につきましては、毎年の定時株主総会で新たに選任された取締役による取締役会においてその後 1年間の継続の可否を決議し、同決議内容を株主の皆様へ情報開示するとともに当該事業年度の定時株主総会（毎年 6月開催予定）において、報告をすることと致します。なお、当社の取締役の任期は 1年となっており、本プランは取締役会の決議において廃止することが可能でありますので、本プランの廃止を希望される株主の皆様は、取締役の選任議案を通じて株主の皆様の意思を表明していただきたく存じます。その結果、出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得られなかった等、本プランに対し反対である旨の株主の皆様の総体的意思が示された場合には、速やかに本プランを廃止いたします。</p> <p>なお、有効期間満了前であっても、当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。また、当社取締役会が本プランの設計を見直す必要があると判断した場合には、改めて株主総会にお諮りして、株主の皆様のご意思を確認することといたします。</p> <p>6. その他</p> <p>本新株予約権の割当方法、名義書換方法、当社による新株予約権の取得方法等の詳細につきましては、本新株予約権無償割当ての割当期日の決定が行われた後、株主の皆様に対して公告または通知いたしますので、当該内容をご確認ください。</p> <p>なお、本プランの詳細につきましては、当社ホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。 (アドレス <a href="http://www.itfor.co.jp/">http://www.itfor.co.jp/</a>)</p> <p>(別添 1) 第三者委員会細則の骨子</p> <p>1. 中立的な判断の確保</p> <p>(1) 新株予約権無償割当ての停止条件の成就について取締役会の中立的な判断を確保するために、社外監査役、弁護士（顧問契約先の弁護士を除く）、公認会計士（監査契約先の公認会計士を除く）等で当社と利害関係のない者から選任する 3名から構成される第三者委員会を設置する。</p> <p>当社と第三者委員会の各委員との間では、善良なる管理者の注意をもって任務にあたる義務を負うことを含む委任契約を締結する。</p> <p>(2) 第三者委員会の委員は、取締役会が平時に任命する。ただし、委員の補欠を置くことが出来る。</p> <p>(3) 第三者委員会の判断が必要と認められる場合には、常勤監査役が第三者委員会を招集する。</p>	<p>5. 本プランの有効期限と継続について</p> <p>現在の本プランの有効期限は、2010年 6月の定時株主総会終結後に開催される取締役会の終了時までとされており、2010年度以降につきましては、毎年の定時株主総会で新たに選任された取締役による取締役会においてその後 1年間の継続の可否を決議し、同決議内容を株主の皆様へ情報開示するとともに当該事業年度の定時株主総会（毎年 6月開催予定）において、報告をすることと致します。なお、当社の取締役の任期は 1年となっており、本プランは取締役会の決議において廃止することが可能でありますので、本プランの廃止を希望される株主の皆様は、取締役の選任議案を通じて株主の皆様の意思を表明していただきたく存じます。その結果、出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得られなかった等、本プランに対し反対である旨の株主の皆様の総体的意思が示された場合には、速やかに本プランを廃止いたします。</p> <p>なお、有効期間満了前であっても、当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。また、当社取締役会が本プランの設計を見直す必要があると判断した場合には、改めて株主総会にお諮りして、株主の皆様のご意思を確認することといたします。</p> <p>6. その他</p> <p>本新株予約権の割当方法、名義書換方法、当社による新株予約権の取得方法等の詳細につきましては、本新株予約権無償割当ての割当期日の決定が行われた後、株主の皆様に対して公告または通知いたしますので、当該内容をご確認ください。</p> <p>なお、本プランの詳細につきましては、当社ホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。 (アドレス <a href="http://www.itfor.co.jp/">http://www.itfor.co.jp/</a>)</p> <p>(別添 1) 第三者委員会細則の骨子</p> <p>1. 中立的な判断の確保</p> <p>(1) 新株予約権無償割当ての停止条件の成就について取締役会の中立的な判断を確保するために、社外監査役、弁護士（顧問契約先の弁護士を除く）、公認会計士（監査契約先の公認会計士を除く）等で当社と利害関係のない者から選任する 3名から構成される第三者委員会を設置する。</p> <p>当社と第三者委員会の各委員との間では、善良なる管理者の注意をもって任務にあたる義務を負うことを含む委任契約を締結する。</p> <p>(2) 第三者委員会の委員は、取締役会が平時に任命する。ただし、委員の補欠を置くことが出来る。</p> <p>(3) 第三者委員会の判断が必要と認められる場合には、常勤監査役が第三者委員会を招集する。</p>

<p>前連結会計年度 (自 2007年 4月 1日 至 2008年 3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 2008年 4月 1日 至 2009年 3月31日)</p>
<p>(4) 第三者委員会は、必要な判断を行うために、取締役会に説明や資料の提出を求め、または、企業経営につき見識を有する者、専門職（投資銀行、証券会社、ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の専門家を含む。）等に対して、必要な情報の提出を要請し、または、その意見を求めることができる。</p> <p>また、第三者委員会は、その判断に必要と考える場合には、取締役会に対して、判断期間の延長を要請することができる。</p> <p>(5) 第三者委員会の決議は、原則として全員一致によるものとするが、これが困難な場合には、多数決によるものとする。</p> <p>2. 第三者委員会の審議事項</p> <p>第三者委員会は、原則として以下の各号に定める事項について審議・決議し、その決議の内容を、理由を付して取締役会に勧告する。</p> <p>(1) 買付者等についての「敵対的性質が存する者」への該当性</p> <p>(2) 上記1.(4)の判断期間の延長の要否</p> <p>(3) 「停止条件付一部取得条項付差別的行使条件付新株予約権無償割当て」決議内容における取締役会が判断すべき事項のうち、取締役会が第三者委員会に諮問した事項</p> <p>(4) 取締役会が、別途第三者委員会が行うことができるものと定めた事項</p> <p>3. 敵対的性質が存する者の判断基準</p> <p>買付者等の買付提案が、次の各条件のいずれかに当たる場合には、当該買付者等は敵対的性質が存すると判断するものとする。</p> <p>i 買付等が誠実に会社経営に参加することを目的としていないこと（専ら株価をつり上げ、高値で株式を当社又は当社関係者に買い取らせることを目的としている場合を含む。）</p> <p>当社を一時的に支配して、当社の重要な従業員や資産、ノウハウ等を買付者等又はその関係者に移転させる等、当社の犠牲の下に買付者等の利益を図ることを目的としていること</p> <p>当社の資産等を当該買付者等又はその関係者の債務の担保や弁済原資として流用することを目的としていること</p> <p>当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額な資産等を処分させ、その利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価上昇の機会を狙って売り抜けることを目的としていること</p>	<p>(4) 第三者委員会は、必要な判断を行うために、取締役会に説明や資料の提出を求め、または、企業経営につき見識を有する者、専門職（投資銀行、証券会社、ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の専門家を含む。）等に対して、必要な情報の提出を要請し、または、その意見を求めることができる。</p> <p>また、第三者委員会は、その判断に必要と考える場合には、取締役会に対して、判断期間の延長を要請することができる。</p> <p>(5) 第三者委員会の決議は、原則として全員一致によるものとするが、これが困難な場合には、多数決によるものとする。</p> <p>2. 第三者委員会の審議事項</p> <p>第三者委員会は、原則として以下の各号に定める事項について審議・決議し、その決議の内容を、理由を付して取締役会に勧告する。</p> <p>(1) 買付者等についての「敵対的性質が存する者」への該当性</p> <p>(2) 上記1.(4)の判断期間の延長の要否</p> <p>(3) 「停止条件付一部取得条項付差別的行使条件付新株予約権無償割当て」決議内容における取締役会が判断すべき事項のうち、取締役会が第三者委員会に諮問した事項</p> <p>(4) 取締役会が、別途第三者委員会が行うことができるものと定めた事項</p> <p>3. 敵対的性質が存する者の判断基準</p> <p>買付者等の買付提案が、次の各条件のいずれかに当たる場合には、当該買付者等は敵対的性質が存すると判断するものとする。</p> <p>i 買付等が誠実に会社経営に参加することを目的としていないこと（専ら株価をつり上げ、高値で株式を当社又は当社関係者に買い取らせることを目的としている場合を含む。）</p> <p>当社を一時的に支配して、当社の重要な従業員や資産、ノウハウ等を買付者等又はその関係者に移転させる等、当社の犠牲の下に買付者等の利益を図ることを目的としていること</p> <p>当社の資産等を当該買付者等又はその関係者の債務の担保や弁済原資として流用することを目的としていること</p> <p>当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額な資産等を処分させ、その利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価上昇の機会を狙って売り抜けることを目的としていること</p>

前連結会計年度 (自 2007年 4月 1日 至 2008年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2008年 4月 1日 至 2009年 3月 31日)
<p>買付等の提案が、当社取締役会において提案の適否と対案を検討することの可能な時間的余裕を与えていないこと</p> <p>買付者等が本プランに定める事項を履行した場合であっても、買付案、買付価額等の合理性について株主に誤解を与えるおそれがあること</p> <p>買付等の提案が、株主に対して冷静に株式売却を検討することができるように配慮されておらず、株主に対して当社株式の売り急ぎを強要するおそれがあること</p> <p>買付等の提案の内容が不適切であるため、当社における企業価値の源泉である当社と顧客との長期的な信頼関係および当社の優秀な技術者の雇用の維持を阻害するおそれがあり、当社の長期的な企業価値を損なうものであること</p> <p>買付者等が、買付内容の検討に必要な情報が含まれた買付提案書を提出せず、または第三者委員会の求めに応じた追加情報を提出しないなど、本プランに定める事項を履行していないこと</p> <p>ただし、買付者等が次の各条件のいずれかに当たる場合には、敵対的性質が存しないと判断するものとする。</p> <p>当社の子会社（財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則第8条第3項に定義される。）、関連会社（財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則第8条第5項に定義される。）不注意で、または当社を支配する意図がないのに特定株式保有者となった者と第三者委員会が認めた者で、かつ、特定株式保有者となった後10日以内（ただし、当社取締役会はこの期間を延長できる。）にその保有する株券等を処分等することにより特定株式保有者ではなくなった者</p> <p>当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、当社の特定株式保有者になった者である旨第三者委員会が認めた者（ただし、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く。）</p> <p>当社の特定株式保有者となったとしても当社の企業価値または株主共同の利益との関係で、対抗措置をとることが相当でないと第三者委員会が認めた者</p>	<p>買付等の提案が、当社取締役会において提案の適否と対案を検討することの可能な時間的余裕を与えていないこと</p> <p>買付者等が本プランに定める事項を履行した場合であっても、買付案、買付価額等の合理性について株主に誤解を与えるおそれがあること</p> <p>買付等の提案が、株主に対して冷静に株式売却を検討することができるように配慮されておらず、株主に対して当社株式の売り急ぎを強要するおそれがあること</p> <p>買付等の提案の内容が不適切であるため、当社における企業価値の源泉である当社と顧客との長期的な信頼関係および当社の優秀な技術者の雇用の維持を阻害するおそれがあり、当社の長期的な企業価値を損なうものであること</p> <p>買付者等が、買付内容の検討に必要な情報が含まれた買付提案書を提出せず、または第三者委員会の求めに応じた追加情報を提出しないなど、本プランに定める事項を履行していないこと</p> <p>ただし、買付者等が次の各条件のいずれかに当たる場合には、敵対的性質が存しないと判断するものとする。</p> <p>当社の子会社（財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則第8条第3項に定義される。）、関連会社（財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則第8条第5項に定義される。）不注意で、または当社を支配する意図がないのに特定株式保有者となった者と第三者委員会が認めた者で、かつ、特定株式保有者となった後10日以内（ただし、当社取締役会はこの期間を延長できる。）にその保有する株券等を処分等することにより特定株式保有者ではなくなった者</p> <p>当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、当社の特定株式保有者になった者である旨第三者委員会が認めた者（ただし、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く。）</p> <p>当社の特定株式保有者となったとしても当社の企業価値または株主共同の利益との関係で、対抗措置をとることが相当でないと第三者委員会が認めた者</p>

<p>前連結会計年度 (自 2007年 4月 1日 至 2008年 3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 2008年 4月 1日 至 2009年 3月31日)</p>
<p>4. 情報の開示</p> <p>第三者委員会は、買付者等から買付提案書が提出された事実および買付者等から提出された各種情報その他の情報のうち第三者委員会が適切と判断する事項について、必要と判断する時点において、株主に対して情報開示を行うものとする。</p> <p>また、上記1.(4)の判断期間を延長する旨の決議を行った場合、第三者委員会は、その理由、延長期間、その他第三者委員会が適切と認める事項について、当該延長の決議後速やかに情報開示を行うものとする。</p> <p>(別添2) 本プランに係る新株予約権無償割当要綱</p> <p>1. 本新株予約権無償割当ては、以下の停止条件が成就したときから効力を発する。</p> <p>ある者が、特定株式保有者に該当したとして該当者から公表がなされた日もしくは当社取締役会がこれを認めて公表した日のいずれか早い方から10日の期間内(ただし、取締役会が延期することができる。)に、当社取締役会が対抗措置をとることが適切であると判断し、その旨を公表すること</p> <p>または、 当社が発行者である株券等(金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいう。)について、買付等の後にその者が特定株式保有者となるような公開買付の公告を行った場合には、当該公告の日から10日の期間内(ただし、取締役会が延期することができる。)に、当社取締役会が対抗措置をとることが適切であると判断し、その旨を公表すること</p> <p>なお、当社取締役会は、その者が敵対的の性質が存する者であるか否かの第三者委員会による判断を最大限に尊重して、上記対抗措置をとることが適切であるか否かの判断を行うものとする。</p> <p>2. 割当対象株主</p> <p>本新株予約権無償割当ての停止条件が成就した日の翌日から3週間以内の期間で、当社取締役会が新株予約権無償割当てを行う日として公告した日(以下「割当期日」という。)における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主(ただし当社を除く。以下「割当対象株主」という。)に対し、その保有株式1株につき新株予約権2個の割合で、本新株予約権を無償にて割り当てる。</p> <p>3. 株主に割り当てる新株予約権の数の算定方法</p> <p>割当期日における最終の発行済株式総数(当社の保有する当社普通株式の数を控除する。)の2倍の数とする。</p> <p>4. 新株予約権無償割当てが効力を生ずる日</p> <p>上記第2項に定める割当期日とする。</p>	<p>4. 情報の開示</p> <p>第三者委員会は、買付者等から買付提案書が提出された事実および買付者等から提出された各種情報その他の情報のうち第三者委員会が適切と判断する事項について、必要と判断する時点において、株主に対して情報開示を行うものとする。</p> <p>また、上記1.(4)の判断期間を延長する旨の決議を行った場合、第三者委員会は、その理由、延長期間、その他第三者委員会が適切と認める事項について、当該延長の決議後速やかに情報開示を行うものとする。</p> <p>(別添2) 本プランに係る新株予約権無償割当要綱</p> <p>1. 本新株予約権無償割当ては、以下の停止条件が成就したときから効力を発する。</p> <p>ある者が、特定株式保有者に該当したとして該当者から公表がなされた日もしくは当社取締役会がこれを認めて公表した日のいずれか早い方から10日の期間内(ただし、取締役会が延期することができる。)に、当社取締役会が対抗措置をとることが適切であると判断し、その旨を公表すること</p> <p>または、 当社が発行者である株券等(金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいう。)について、買付等の後にその者が特定株式保有者となるような公開買付の公告を行った場合には、当該公告の日から10日の期間内(ただし、取締役会が延期することができる。)に、当社取締役会が対抗措置をとることが適切であると判断し、その旨を公表すること</p> <p>なお、当社取締役会は、その者が敵対的の性質が存する者であるか否かの第三者委員会による判断を最大限に尊重して、上記対抗措置をとることが適切であるか否かの判断を行うものとする。</p> <p>2. 割当対象株主</p> <p>本新株予約権無償割当ての停止条件が成就した日の翌日から3週間以内の期間で、当社取締役会が新株予約権無償割当てを行う日として公告した日(以下「割当期日」という。)における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主(ただし当社を除く。以下「割当対象株主」という。)に対し、その保有株式1株につき新株予約権2個の割合で、本新株予約権を無償にて割り当てる。</p> <p>3. 株主に割り当てる新株予約権の数の算定方法</p> <p>割当期日における最終の発行済株式総数(当社の保有する当社普通株式の数を控除する。)の2倍の数とする。</p> <p>4. 新株予約権無償割当てが効力を生ずる日</p> <p>上記第2項に定める割当期日とする。</p>

前連結会計年度 (自 2007年 4月 1日 至 2008年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2008年 4月 1日 至 2009年 3月 31日)
<p>5. 新株予約権の目的である株式の数の算定方法 本新株予約権 1個当たりの目的である株式数を当社普通株式 1株とし、その総数は割当期日における最終の発行済株式総数(当社の保有する当社普通株式の数を控除する。)の2倍の数とする。</p> <p>6. 当該新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 本新株予約権の目的となる株式 1株につき 1円とする。</p> <p>7. 当該新株予約権を行使することができる期間 本新株予約権の割当期日から 3週間を経過した日の翌日から 1か月間とする。</p> <p>8. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 全額を資本に組み入れる。</p> <p>9. 新株予約権の行使の条件 特定株式保有者、その共同保有者、その特別関係者もしくはこれらの者から新株予約権を承継した者(ただし、承継につき当社取締役会の承認を得た者を除く。)またはこれらの者が実質的に支配し、これらの者を実質的に支配し、これらの者が共同して支配し、もしくはこれらの者と共同して行動する者として当社取締役会が認定した者は新株予約権を行使することができない。</p> <p>10. 新株予約権の行使請求方法および払込の方法 新株予約権の行使請求方法および払込の方法については、別途、当社取締役会において定める。</p> <p>11. 新株予約権行使の効力発生時期等 新株予約権を行使した新株予約権者は、当該新株予約権を行使した日に、当該新株予約権の目的である株式の株主となる。 当社は、新株予約権の行使の効力発生後、すみやかに株券を交付する。</p> <p>12. 譲渡による当該新株予約権の取得について当該株式会社の承認を要するときはその旨 本新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。</p> <p>13. 当社による新株予約権の一部取得 本新株予約権は、割当期日から 3週間を経過した日の到来をもって、当社が以下の要領によりこれを取得する。 上記 に定める日に、当社は第 9 項に従い新株予約権を行使することができる者の新株予約権を取得する。 上記 の取得にあたって、取得する新株予約権 1個と引換えに、当該新株予約権者に対して当社普通株式 1株を交付する。</p>	<p>5. 新株予約権の目的である株式の数の算定方法 本新株予約権 1個当たりの目的である株式数を当社普通株式 1株とし、その総数は割当期日における最終の発行済株式総数(当社の保有する当社普通株式の数を控除する。)の2倍の数とする。</p> <p>6. 当該新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 本新株予約権の目的となる株式 1株につき 1円とする。</p> <p>7. 当該新株予約権を行使することができる期間 本新株予約権の割当期日から 3週間を経過した日の翌日から 1か月間とする。</p> <p>8. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 全額を資本に組み入れる。</p> <p>9. 新株予約権の行使の条件 特定株式保有者、その共同保有者、その特別関係者もしくはこれらの者から新株予約権を承継した者(ただし、承継につき当社取締役会の承認を得た者を除く。)またはこれらの者が実質的に支配し、これらの者を実質的に支配し、これらの者が共同して支配し、もしくはこれらの者と共同して行動する者として当社取締役会が認定した者は新株予約権を行使することができない。</p> <p>10. 新株予約権の行使請求方法および払込の方法 新株予約権の行使請求方法および払込の方法については、別途、当社取締役会において定める。</p> <p>11. 新株予約権行使の効力発生時期等 新株予約権を行使した新株予約権者は、当該新株予約権を行使した日に、当該新株予約権の目的である株式の株主となる。 当社は、新株予約権の行使の効力発生後、すみやかに株券を交付する。</p> <p>12. 譲渡による当該新株予約権の取得について当該株式会社の承認を要するときはその旨 本新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。</p> <p>13. 当社による新株予約権の一部取得 本新株予約権は、割当期日から 3週間を経過した日の到来をもって、当社が以下の要領によりこれを取得する。 上記 に定める日に、当社は第 9 項に従い新株予約権を行使することができる者の新株予約権を取得する。 上記 の取得にあたって、取得する新株予約権 1個と引換えに、当該新株予約権者に対して当社普通株式 1株を交付する。</p>

前連結会計年度 (自 2007年 4月 1日 至 2008年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2008年 4月 1日 至 2009年 3月 31日)
<p>14. 新株予約権の当社による取得または行使により新たに当社株式を取得した場合の当該株主の、株主総会における議決権行使 当社が定める基準日後に、当社による新株予約権の取得または新株予約権の行使によって、新たに当社株式を取得した場合の当該株主は、株主総会において議決権を行使できるものとする。</p>	<p>14. 新株予約権の当社による取得または行使により新たに当社株式を取得した場合の当該株主の、株主総会における議決権行使 当社が定める基準日後に、当社による新株予約権の取得または新株予約権の行使によって、新たに当社株式を取得した場合の当該株主は、株主総会において議決権を行使できるものとする。</p>



前連結会計年度 (自 2007年 4月 1日 至 2008年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2008年 4月 1日 至 2009年 3月 31日)
15. 新株予約権証券の不発行 新株予約権証券は、発行しない。 16. その他 その他、新株予約権無償割当てに関し必要な詳細に関する一切の事項の決定は、当社代表取締役に一任する。	15. 新株予約権証券の不発行 新株予約権証券は、発行しない。 16. その他 その他、新株予約権無償割当てに関し必要な詳細に関する一切の事項の決定は、当社代表取締役に一任する。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定の長期借入金	1,984	-	3.0	-
1年以内に返済予定のリース債務	-	1,018	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	-	-	-	-
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	-	2,164	-	-
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	1,984	3,183	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

3. リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
リース債務	1,159	1,005	-	-

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報

	第1四半期 自2008年4月1日 至2008年6月30日	第2四半期 自2008年7月1日 至2008年9月30日	第3四半期 自2008年10月1日 至2008年12月31日	第4四半期 自2009年1月1日 至2009年3月31日
売上高(千円)	2,259,109	2,769,468	2,224,475	4,657,570
税金等調整前四半期純利益金額 (千円)	190,841	251,071	166,839	942,152
四半期純利益金額 (千円)	110,642	146,873	95,969	549,094
1株当たり四半期純利益金額 (円)	3.98	5.27	3.44	19.79

2【財務諸表等】  
(1)【財務諸表】  
【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2008年3月31日)	当事業年度 (2009年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	2,102,302	1,862,913
受取手形	250,326	318,977
売掛金	2,246,020	2,611,664
有価証券	2,745,547	2,944,878
商品	187,503	113,717
仕掛品	669,190	235,127
貯蔵品	16,117	18,171
前払費用	147,556	157,412
繰延税金資産	286,722	299,145
その他	61,321	19,102
貸倒引当金	-	210
流動資産合計	8,712,610	8,580,900
固定資産		
有形固定資産		
建物	986,814	1,012,182
減価償却累計額	540,328	573,210
建物(純額)	446,486	438,972
機械及び装置	19,565	19,565
減価償却累計額	17,321	17,713
機械及び装置(純額)	2,243	1,851
工具、器具及び備品	1,380,612	1,489,660
減価償却累計額	1,104,941	1,202,058
工具、器具及び備品(純額)	275,670	287,601
土地	149,565	149,565
リース資産	-	3,278
減価償却累計額	-	273
リース資産(純額)	-	3,004
建設仮勘定	9,570	548
有形固定資産合計	883,535	881,543
無形固定資産		
のれん	15,000	-
商標権	5,136	2,900
ソフトウェア	161,663	364,355
ソフトウェア仮勘定	12,235	292,405
その他	7,858	7,751
無形固定資産合計	201,893	667,412
投資その他の資産		
投資有価証券	617,336	416,920

	前事業年度 (2008年3月31日)	当事業年度 (2009年3月31日)
関係会社株式	375,546	494,032
関係会社長期貸付金	-	60,000
破産更生債権等	0	285
長期前払費用	2,881	2,185
繰延税金資産	270,374	288,253
敷金及び保証金	283,847	293,753
会員権	32,982	24,580
保険積立金	62,452	45,252
貸倒引当金	-	285
投資その他の資産合計	1,645,421	1,624,978
固定資産合計	2,730,851	3,173,934
資産合計	11,443,461	11,754,834
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
買掛金	1,992,999	1,809,237
リース債務	-	1,018
未払金	173,357	244,726
未払費用	45,978	50,178
未払法人税等	452,700	575,000
未払消費税等	47,990	52,232
前受金	406,170	417,778
預り金	14,329	14,911
賞与引当金	391,000	415,000
その他	26,046	21,663
流動負債合計	3,550,572	3,601,745
<b>固定負債</b>		
リース債務	-	2,164
長期未払金	-	290,005
退職給付引当金	253,503	275,494
役員退職慰労引当金	270,280	-
固定負債合計	523,783	567,663
負債合計	4,074,355	4,169,409

	前事業年度 (2008年3月31日)	当事業年度 (2009年3月31日)
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	1,124,669	1,124,669
<b>資本剰余金</b>		
資本準備金	1,221,189	1,221,189
資本剰余金合計	1,221,189	1,221,189
<b>利益剰余金</b>		
利益準備金	94,356	94,356
<b>その他利益剰余金</b>		
別途積立金	4,812,500	5,112,500
繰越利益剰余金	795,668	969,900
利益剰余金合計	5,702,524	6,176,756
自己株式	708,957	800,186
株主資本合計	7,339,425	7,722,427
<b>評価・換算差額等</b>		
その他有価証券評価差額金	33,842	138,704
繰延ヘッジ損益	4,162	1,702
評価・換算差額等合計	29,680	137,001
<b>純資産合計</b>	<b>7,369,106</b>	<b>7,585,425</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>11,443,461</b>	<b>11,754,834</b>

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2007年 4月 1日 至 2008年 3月 31日)	当事業年度 (自 2008年 4月 1日 至 2009年 3月 31日)
<b>売上高</b>		
システム売上高	9,086,764	9,150,711
カスタマーサービス収入	2,404,394	2,566,017
売上高合計	11,491,158	11,716,729
<b>売上原価</b>		
システム売上原価	6,138,423	6,302,763
カスタマーサービス原価	978,038	1,009,987
売上原価合計	7,116,461	7,312,751
<b>売上総利益</b>	4,374,696	4,403,977
販売費及び一般管理費	1, 2 2,700,796	1, 2 2,764,290
<b>営業利益</b>	1,673,899	1,639,686
<b>営業外収益</b>		
受取利息	4,549	3,266
有価証券利息	15,461	24,269
受取配当金	8,604	15,916
為替差益	611	-
投資有価証券売却益	82	-
貸倒引当金戻入額	5,677	-
雑収入	8,128	13,271
営業外収益合計	43,115	56,723
<b>営業外費用</b>		
支払利息	-	36
固定資産除却損	79,908	7,904
支払手数料	8,276	10,418
投資有価証券評価損	-	22,941
契約中途解除損	-	64,026
雑損失	9,560	26,840
営業外費用合計	97,746	132,168
<b>経常利益</b>	1,619,269	1,564,242
<b>特別損失</b>		
関係会社株式評価損	92,428	-
特別損失合計	92,428	-
<b>税引前当期純利益</b>	1,526,840	1,564,242
法人税、住民税及び事業税	674,348	683,467
法人税等調整額	62,153	29,398
法人税等合計	736,501	654,068
<b>当期純利益</b>	790,338	910,173

【製造原価明細書】

システム売上原価

区分	注記 番号	前事業年度 (自2007年4月1日 至2008年3月31日)		当事業年度 (自2008年4月1日 至2009年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
労務費	1	1,043,146	26.9	1,086,351	27.1
経費		2,835,703	73.1	2,915,919	72.9
当期総製造費用		3,878,849	100.0	4,002,271	100.0
期首仕掛品たな卸高	2	404,822		666,090	
計		4,283,672		4,668,362	
期末仕掛品たな卸高		666,090		230,904	
他勘定への振替高	3	142,755		650,485	
当期製品製造原価		3,474,826		3,786,972	
期首商品たな卸高		116,516		187,404	
当期商品仕入高	3	2,734,930		2,452,140	
計		2,851,447		2,639,544	
期末商品たな卸高		187,404		113,168	
他勘定への振替高	3	445		10,584	
当期商品売上原価		2,663,597		2,515,791	
システム売上原価		6,138,423		6,302,763	

1 経費の主な内訳は次の通りであります。

項目	前事業年度	当事業年度
外注加工費(千円)	2,421,001	2,490,116
減価償却費(千円)	135,727	152,957
賃借料(千円)	103,169	105,656

2 他勘定への振替高の内容は次の通りであります。

項目	前事業年度	当事業年度
ソフトウェア(千円)	138,109	534,453
営業外費用(千円)	-	116,026
その他(千円)	4,645	6
合計(千円)	142,755	650,485

3 他勘定への振替高の内容は次の通りであります。

項目	前事業年度	当事業年度
貯蔵品(千円)	236	4,822
建設仮勘定(千円)	-	5,787
その他(千円)	209	24
合計(千円)	445	10,584

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、個別原価計算による実際原価計算であります。

## カスタマーサービス原価

区分	注記 番号	前事業年度 (自2007年4月1日 至2008年3月31日)		当事業年度 (自2008年4月1日 至2009年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
労務費	1	335,399	37.7	354,817	39.8
経費		553,624	62.3	536,157	60.2
当期総製造費用		889,023	100.0	890,975	100.0
期首仕掛品たな卸高		1,185		3,099	
計		890,209		894,074	
期末仕掛品たな卸高		3,099		4,222	
当期製品製造原価		887,110		889,851	
期首商品たな卸高		488		99	
当期商品仕入高		91,058		121,292	
計		91,547		121,392	
期末商品たな卸高	2	99		548	
他勘定への振替高		520		707	
当期商品売上原価		90,927		120,136	
カスタマーサービス原価		978,038		1,009,987	

1 経費の主な内訳は次の通りであります。

項目	前事業年度	当事業年度
外注加工費(千円)	434,663	426,621
減価償却費(千円)	81,033	73,879
保守消耗品費(千円)	12,232	8,850

2 他勘定への振替高の内容は次の通りであります。

項目	前事業年度	当事業年度
その他(千円)	520	707
合計(千円)	520	707

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、個別原価計算による実際原価計算であります。



【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2007年 4月 1日 至 2008年 3月 31日)	当事業年度 (自 2008年 4月 1日 至 2009年 3月 31日)
<b>株主資本</b>		
<b>資本金</b>		
前期末残高	1,124,669	1,124,669
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	1,124,669	1,124,669
<b>資本剰余金</b>		
<b>資本準備金</b>		
前期末残高	1,221,189	1,221,189
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	1,221,189	1,221,189
<b>利益剰余金</b>		
<b>利益準備金</b>		
前期末残高	94,356	94,356
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	94,356	94,356
<b>その他利益剰余金</b>		
<b>別途積立金</b>		
前期末残高	4,312,500	4,812,500
当期変動額		
別途積立金の積立	500,000	300,000
当期変動額合計	500,000	300,000
当期末残高	4,812,500	5,112,500
<b>繰越利益剰余金</b>		
前期末残高	871,498	795,668
当期変動額		
別途積立金の積立	500,000	300,000
剰余金の配当	248,841	264,194
当期純利益	790,338	910,173
自己株式の処分	117,327	171,747
当期変動額合計	75,829	174,231
当期末残高	795,668	969,900
<b>利益剰余金合計</b>		
前期末残高	5,278,354	5,702,524
当期変動額		
別途積立金の積立	-	-
剰余金の配当	248,841	264,194
当期純利益	790,338	910,173

	前事業年度 (自 2007年 4月 1日 至 2008年 3月 31日)	当事業年度 (自 2008年 4月 1日 至 2009年 3月 31日)
自己株式の処分	117,327	171,747
当期変動額合計	424,170	474,231
当期末残高	5,702,524	6,176,756
自己株式		
前期末残高	660,852	708,957
当期変動額		
自己株式の取得	375,185	467,888
自己株式の処分	327,080	376,658
当期変動額合計	48,105	91,229
当期末残高	708,957	800,186
株主資本合計		
前期末残高	6,963,360	7,339,425
当期変動額		
剰余金の配当	248,841	264,194
当期純利益	790,338	910,173
自己株式の取得	375,185	467,888
自己株式の処分	209,753	204,911
当期変動額合計	376,065	383,002
当期末残高	7,339,425	7,722,427
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	141,235	33,842
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	107,393	172,547
当期変動額合計	107,393	172,547
当期末残高	33,842	138,704
繰延ヘッジ損益		
前期末残高	1,283	4,162
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	5,445	5,864
当期変動額合計	5,445	5,864
当期末残高	4,162	1,702
評価・換算差額等合計		
前期末残高	142,519	29,680
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	112,838	166,682
当期変動額合計	112,838	166,682
当期末残高	29,680	137,001

	前事業年度 (自 2007年 4月 1日 至 2008年 3月31日)	当事業年度 (自 2008年 4月 1日 至 2009年 3月31日)
<b>純資産合計</b>		
前期末残高	7,105,879	7,369,106
<b>当期変動額</b>		
剰余金の配当	248,841	264,194
<b>当期純利益</b>	790,338	910,173
自己株式の取得	375,185	467,888
自己株式の処分	209,753	204,911
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	112,838	166,682
<b>当期変動額合計</b>	263,226	216,319
当期末残高	7,369,106	7,585,425

【重要な会計方針】

項目	前事業年度 (自 2007年 4月 1日 至 2008年 3月31日)	当事業年度 (自 2008年 4月 1日 至 2009年 3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 満期保有目的の債券 償却原価法(定額法)によっております。</p> <p>(2) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法に基づく原価法によっております。</p> <p>(3) その他有価証券 時価のあるもの 期末決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。</p> <p>時価のないもの 移動平均法に基づく原価法によっております。</p>	<p>(1) 満期保有目的の債券 同左</p> <p>(2) 子会社株式及び関連会社株式 同左</p> <p>(3) その他有価証券 時価のあるもの 同左</p> <p>時価のないもの 同左</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>デリバティブ 時価法によっております。</p>	<p>デリバティブ 同左</p>
3. たな卸資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 商品 総平均法に基づく原価法によっております。</p> <p>(2) 仕掛品 個別法に基づく原価法によっております。</p> <p>(3) 貯蔵品 総平均法に基づく原価法によっております。</p>	<p>(1) 商品 総平均法に基づく原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっております。</p> <p>(2) 仕掛品 個別法に基づく原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっております。</p> <p>(3) 貯蔵品 総平均法に基づく原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっております。</p> <p>(会計方針の変更) 当事業年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分)を適用しております。 これにより、営業利益、経常利益および税引前当期純利益は、それぞれ32,531千円減少しております。</p>

項目	前事業年度 (自 2007年 4月 1日 至 2008年 3月31日)	当事業年度 (自 2008年 4月 1日 至 2009年 3月31日)								
4. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1)有形固定資産</p> <p>定率法(ただし、平成10年度税制改正以降取得した建物(附属設備を除く)については定額法)によっております。</p> <p>なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間の均等償却をしております。</p> <p>なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="539 539 839 607"> <tr> <td>建物</td> <td>3～50年</td> </tr> <tr> <td>工具器具備品</td> <td>2～15年</td> </tr> </table> <p>(会計方針の変更)</p> <p>当社は、法人税法改正に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。これによる影響は軽微であります。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当社は、法人税法改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法により取得価額の5%に達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。これによる影響は軽微であります。</p> <p>(2)無形固定資産</p> <p>定額法によっております。</p> <p>なお、市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売期間(3年以内)における見込販売数量に基づく償却額と販売可能な残存有効期間に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい額を計上しております。また、自社利用目的のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。</p>	建物	3～50年	工具器具備品	2～15年	<p>(1)有形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>定率法(ただし、平成10年度税制改正以降取得した建物(附属設備を除く)については定額法)によっております。</p> <p>なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間の均等償却をしております。</p> <p>なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="1018 539 1318 607"> <tr> <td>建物</td> <td>3～50年</td> </tr> <tr> <td>工具器具備品</td> <td>2～15年</td> </tr> </table> <p>(2)無形固定資産</p> <p>定額法によっております。</p> <p>なお、市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売期間(3年以内)における見込販売数量に基づく償却額と販売可能な残存有効期間に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい額を計上しております。また、自社利用目的のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。</p> <p>(3)リース資産</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産</p> <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p>	建物	3～50年	工具器具備品	2～15年
建物	3～50年									
工具器具備品	2～15年									
建物	3～50年									
工具器具備品	2～15年									

項目	前事業年度 (自 2007年 4月 1日 至 2008年 3月31日)	当事業年度 (自 2008年 4月 1日 至 2009年 3月31日)
5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	<p>外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p> <p>なお、為替予約等の振当処理の対象となっている外貨建金銭債権債務については、当該為替予約等の円貨額に換算しております。</p>	同左
6. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。なお、当事業年度における繰入額はありませぬ。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額基準に基づき計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。</p> <p>数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づき期末要支給額を計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p> <p>(3) 退職給付引当金 同左</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金</p> <p>(追加情報) 役員の報酬制度改革の一環として、2008年6月20日開催の第49回定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止いたしました。これに伴い当該制度廃止日までの期間に対応する役員退職慰労金相当額290,005千円を固定負債「長期未払金」に含めて計上しております。</p>

項目	前事業年度 (自 2007年4月1日 至 2008年3月31日)	当事業年度 (自 2008年4月1日 至 2009年3月31日)				
7．リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。					
8．ヘッジ会計の方法	<p>(1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。 なお、為替予約が付されている外貨建金銭債務については、振当処理を採用しております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象</p> <table border="0" data-bbox="451 577 935 719"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">ヘッジ手段</td> <td>ヘッジ対象</td> </tr> <tr> <td>為替予約・・・・・・</td> <td>外貨建買掛金 外貨建未払金 外貨建予定取引</td> </tr> </table> <p>(3) ヘッジ方針 当社の内部規程である「為替リスク管理規程」に基づき、為替変動リスクをヘッジしております。</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ手段の変動額の累計額とヘッジ対象の変動額の累計額を比較して有効性の判定を行っております。</p>	ヘッジ手段	ヘッジ対象	為替予約・・・・・・	外貨建買掛金 外貨建未払金 外貨建予定取引	<p>(1) ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p> <p>(3) ヘッジ方針 同左</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 同左</p>
ヘッジ手段	ヘッジ対象					
為替予約・・・・・・	外貨建買掛金 外貨建未払金 外貨建予定取引					
9．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。	消費税等の会計処理方法 同左				



## 【会計処理方法の変更】

前事業年度 (自 2007年 4月 1日 至 2008年 3月 31日)	当事業年度 (自 2008年 4月 1日 至 2009年 3月 31日)
	<p>(リース取引に関する会計基準)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)平成19年3月30日改正))および「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。なお、これによる影響は軽微であります。</p>

## 【注記事項】

(貸借対照表関係)

前事業年度 (2008年 3月 31日)	当事業年度 (2009年 3月 31日)														
<p>1. コミットメントライン(特定融資枠契約)</p> <p>運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行7行とコミットメントライン(特定融資枠契約)を締結しております。この契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">コミットメントラインの総額</td> <td style="text-align: right;">2,000,000千円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td style="text-align: right;">- 千円</td> </tr> <tr> <td>差額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">2,000,000千円</td> </tr> </table>	コミットメントラインの総額	2,000,000千円	借入実行残高	- 千円	差額	2,000,000千円	<p>1. コミットメントライン(特定融資枠契約)</p> <p>運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行7行とコミットメントライン(特定融資枠契約)を締結しております。この契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">コミットメントラインの総額</td> <td style="text-align: right;">2,000,000千円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td style="text-align: right;">- 千円</td> </tr> <tr> <td>差額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">2,000,000千円</td> </tr> </table> <p>2. 偶発債務</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">売掛債権売却残高</td> <td style="text-align: right;">76,329千円</td> </tr> </table>	コミットメントラインの総額	2,000,000千円	借入実行残高	- 千円	差額	2,000,000千円	売掛債権売却残高	76,329千円
コミットメントラインの総額	2,000,000千円														
借入実行残高	- 千円														
差額	2,000,000千円														
コミットメントラインの総額	2,000,000千円														
借入実行残高	- 千円														
差額	2,000,000千円														
売掛債権売却残高	76,329千円														

## (損益計算書関係)

前事業年度 (自 2007年4月1日 至 2008年3月31日)	当事業年度 (自 2008年4月1日 至 2009年3月31日)
<p>1. 販売費と一般管理費のおおよその割合は、販売費51%、一般管理費49%であります。 主な費目および金額の内訳は次の通りであります。</p> <p>給料手当 1,055,493千円 法定福利費 188,751千円 役員報酬 156,666千円 賞与引当金繰入額 208,261千円 退職給付費用 71,167千円 役員退職慰労引当金繰入額 30,120千円 賃借料 227,917千円 減価償却費 88,892千円</p> <p>2. 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費は、37,214千円であります。</p>	<p>1. 販売費と一般管理費のおおよその割合は、販売費62%、一般管理費38%であります。 主な費目および金額の内訳は次の通りであります。</p> <p>給料手当 1,251,297千円 法定福利費 193,161千円 役員報酬 198,237千円 賞与引当金繰入額 218,642千円 退職給付費用 79,799千円 役員退職慰労引当金繰入額 6,300千円 賃借料 236,395千円 減価償却費 82,091千円</p> <p>2. 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費は、23,371千円であります。</p> <p>3. 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。</p> <p style="text-align: right;">32,531千円</p>

## (株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2007年4月1日 至 2008年3月31日)

## 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式 数(千株)	当事業年度増加株 式数(千株)	当事業年度減少株 式数(千株)	当事業年度末株式 数(千株)
普通株式	1,781	720	881	1,620
合計	1,781	720	881	1,620

(注) 自己株式の増加720千株は、取締役会決議による自己株式の取得であり、自己株式の減少881千株はストック・オプションの行使によるものであります。

当事業年度(自 2008年4月1日 至 2009年3月31日)

## 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式 数(千株)	当事業年度増加株 式数(千株)	当事業年度減少株 式数(千株)	当事業年度末株式 数(千株)
普通株式	1,620	1,203	863	1,960
合計	1,620	1,203	863	1,960

(注) 自己株式の増加1,203千株は、取締役会決議による自己株式の取得であり、自己株式の減少863千株はストック・オプションの行使によるものであります。

(リース取引関係)

前事業年度 (自 2007年 4月 1日 至 2008年 3月 31日)	当事業年度 (自 2008年 4月 1日 至 2009年 3月 31日)
	ファイナンス・リース取引(借主側) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース資産の内容 有形固定資産 事務用機器(工具器具備品)であります。 リース資産の減価償却方法 重要な会計方針「4.固定資産の減価償却の方法」に 記載のとおりであります。

(有価証券関係)

前事業年度(2008年3月31日現在)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

当事業年度(2009年3月31日現在)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

## ( 税効果会計関係 )

前事業年度(2008年3月31日)	当事業年度(2009年3月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
繰延税金資産	繰延税金資産
未払事業税否認 35,113千円	未払事業税否認 43,981千円
会員権評価損否認 14,006千円	会員権評価損否認 17,425千円
事業用土地評価損否認 112,459千円	事業用土地評価損否認 112,459千円
賞与引当金損金算入限度超過額 159,097千円	賞与引当金否認 168,863千円
退職給付引当金損金算入限度超過額 103,150千円	退職給付引当金否認 112,098千円
役員退職慰労引当金否認 109,976千円	長期未払金否認 118,003千円
貸倒引当金損金算入限度超過額 - 千円	貸倒引当金損金算入限度超過額 201千円
その他 196,578千円	その他 189,800千円
小計 730,384千円	小計 762,833千円
評価性引当額 150,069千円	評価性引当額 155,975千円
繰延税金資産合計 580,315千円	繰延税金資産合計 606,857千円
繰延税金負債	繰延税金負債
為替予約 - 千円	為替予約 1,168千円
其他有価証券評価差額金 23,217千円	其他有価証券評価差額金 18,290千円
繰延税金負債合計 23,217千円	繰延税金負債合計 19,458千円
繰延税金資産の純額 557,097千円	繰延税金資産の純額 587,399千円
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳
(%)	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。
法定実効税率 40.69	
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目 0.31	
受取配当等永久に益金に算入されない項目 0.11	
住民税均等割額 0.73	
評価性引当額の増減 6.80	
その他 0.18	
税効果会計適用後の法人税等の負担率 48.24	

## ( 1株当たり情報 )

前事業年度 (自 2007年4月1日 至 2008年3月31日)		当事業年度 (自 2008年4月1日 至 2009年3月31日)	
1株当たり純資産額	264.98円	1株当たり純資産額	276.14円
1株当たり当期純利益金額	28.35円	1株当たり当期純利益金額	32.72円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	27.50円	潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	-円

- (注) 1. 当事業年度において、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2007年4月1日 至 2008年3月31日)	当事業年度 (自 2008年4月1日 至 2009年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	790,338	910,173
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	790,338	910,173
期中平均株式数(株)	27,878,253	27,815,300
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
普通株式増加数(株)	860,343	-
(うち新株予約権)	(860,343)	-
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権(停止条件付一部取得条項付差別的行使条件付新株予約権無償割当て)55,619千株	新株予約権(停止条件付一部取得条項付差別的行使条件付新株予約権無償割当て)54,939千株 第2回新株予約権 なお、概要は「第4提出会社の状況1株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前事業年度 (自 2007年 4月 1日 至 2008年 3月31日)	当事業年度 (自 2008年 4月 1日 至 2009年 3月31日)
<p>2008年 6月20日開催の定時株主総会終了後の取締役会におきまして、当社の企業価値および株主共同の利益を確保するために、以下の要領により当社株式の大規模買付行為への対応策(以下「本プラン」といいます。)の継続について決議いたしました。</p> <p>1. 本プランを必要とする理由</p> <p>当社はシステムインテグレーターとして、セキュアなシステムを希望するお客様から長期的かつ安定した信頼を得てシステムの納入を行ってきており、またこのような開発・販売を支えるのは、優秀な技術者である社員であります。昨今の動きとして、新たな法制度の整備や企業構造・文化の変化等を背景として対象となる会社の構造や特色に留意せず、経営陣と十分な協議や合意を得ることなく、突然大量の株式買付けを強行するといった動きも顕在化してきております。もちろん大量の株式買付け行為そのものを全て否定するものではなく、会社の企業価値・株主共同の利益を向上させる行為であれば、その判断は最終的には株主の皆様全体の意思に基づいて決められるものであると考えております。</p> <p>しかし、大量の買付行為の中には、その目的等からして企業価値・株主共同の利益に明白な侵害を与えるものや株主の皆様売却を事実上強要するもの、当社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、株主の皆様十分な検討を行うに足りる時間や情報を提供しないもの、当社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするものなど、当社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。</p> <p>このような当社に対する濫用的な買収によって当社の企業価値が毀損されることがあれば、当社の強みである優秀な技術者の流出が懸念されるのみならず、当社のシステムを採用していただいているお客様からの信頼を失い、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益が大きく損なわれるおそれがあります。</p> <p>こうした事情に鑑み、濫用的な買収者が現れた場合、上述したような不適切な大量買付行為を未然に防止するため、株主の皆様が判断するための必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために交渉すること等により当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する買付行為を抑止するための枠組みが必要不可欠と判断いたしました。そして、2006年 6月23日開催の第47回定時株主総会におきまして、当社の企業価値および株主共同の利益を確保するために、本プランの導入を決議いたしました。</p>	<p>2009年 6月19日開催の定時株主総会終了後の取締役会におきまして、当社の企業価値および株主共同の利益を確保するために、以下の要領により当社株式の大規模買付行為への対応策(以下「本プラン」といいます。)の継続について決議いたしました。</p> <p>1. 本プランを必要とする理由</p> <p>当社はシステムインテグレーターとして、セキュアなシステムを希望するお客様から長期的かつ安定した信頼を得てシステムの納入を行ってきており、またこのような開発・販売を支えるのは、優秀な技術者である社員であります。昨今の動きとして、新たな法制度の整備や企業構造・文化の変化等を背景として対象となる会社の構造や特色に留意せず、経営陣と十分な協議や合意を得ることなく、突然大量の株式買付けを強行するといった動きも顕在化してきております。もちろん大量の株式買付け行為そのものを全て否定するものではなく、会社の企業価値・株主共同の利益を向上させる行為であれば、その判断は最終的には株主の皆様全体の意思に基づいて決められるものであると考えております。</p> <p>しかし、大量の買付行為の中には、その目的等からして企業価値・株主共同の利益に明白な侵害を与えるものや株主の皆様売却を事実上強要するもの、当社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、株主の皆様十分な検討を行うに足りる時間や情報を提供しないもの、当社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするものなど、当社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。</p> <p>このような当社に対する濫用的な買収によって当社の企業価値が毀損されることがあれば、当社の強みである優秀な技術者の流出が懸念されるのみならず、当社のシステムを採用していただいているお客様からの信頼を失い、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益が大きく損なわれるおそれがあります。</p> <p>こうした事情に鑑み、濫用的な買収者が現れた場合、上述したような不適切な大量買付行為を未然に防止するため、株主の皆様が判断するための必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために交渉すること等により当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する買付行為を抑止するための枠組みが必要不可欠と判断いたしました。そして、当社の企業価値および株主共同の利益を確保するために、2006年 6月23日開催の第47回定時株主総会におきまして「当社株式の大規模買付行為への対応策(以下「本プラン」といいます。)」の導入を決議し、2007年以降、定時株主総会後に開催される取締役会で、本プランの延長を決議いたしております。</p>

前事業年度 (自 2007年 4月 1日 至 2008年 3月 31日)	当事業年度 (自 2008年 4月 1日 至 2009年 3月 31日)
<p>なお、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、当該買付行為が長期的視点から当社の企業価値を毀損するものであるかどうかの検討は、中立的な第三者委員会に依頼するものとしております。</p> <p>2. 本プランの内容</p> <p>(1) 本プランの概要</p> <p>本プランの発動手続の設定</p> <p>(ア) 本プランは、まず、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させ、濫用的買収を防止することを目的として、当社株式に対する買付が行われる場合に、買付者または買付提案者（以下、併せて「買付者等」といいます。）に対し、事前に当該買付に関する所定の情報の提供を求め、第三者委員会が当該買付についての情報収集・検討等を行う期間を確保し、必要があれば当社代表取締役等を通じて買付者等との交渉を行うなどの手続を定めています。</p> <p>また、当社取締役会は、敵対的性質が存する者からの濫用的買収を防止するための事前の防衛策として、停止条件付一部取得条項付差別的行使条件付新株予約権無償割当て（以下「対抗措置」といいます。）を決議いたします。</p> <p>なお、上記にいう「濫用的買収」は、次のいずれかに該当するものを意味します。</p> <p>買付等が誠実に会社経営に参加することを目的としていないこと（専ら株価をつり上げ、高値で株式を当社又は当社関係者に買い取らせることを目的としている場合を含む。）</p> <p>当社を一時的に支配して、当社の重要な従業員や資産、ノウハウ等を買付者等又はその関係者に移転させる等、当社の犠牲の下に買付者等の利益を図ることを目的としていること</p> <p>当社の資産等を当該買付者等又はその関係者の債務の担保や弁済原資として流用することを目的としていること</p> <p>当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額な資産等を処分させ、その利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価上昇の機会を狙って売り抜けることを目的としていること</p> <p>買付の提案が、当社取締役会において買付提案の適否と対案を検討することの可能な時間的余裕を与えていないこと</p>	<p>なお、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、当該買付行為が長期的視点から当社の企業価値を毀損するものであるかどうかの検討は、中立的な第三者委員会に依頼するものとしております。</p> <p>本プランの要領は以下のとおりであります。</p> <p>2. 本プランの内容</p> <p>(1) 本プランの概要</p> <p>本プランの発動手続の設定</p> <p>(ア) 本プランは、まず、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させ、濫用的買収を防止することを目的として、当社株式に対する買付が行われる場合に、買付者または買付提案者（以下、併せて「買付者等」といいます。）に対し、事前に当該買付に関する所定の情報の提供を求め、第三者委員会が当該買付についての情報収集・検討等を行う期間を確保し、必要があれば当社代表取締役等を通じて買付者等との交渉を行うなどの手続を定めています。</p> <p>また、当社取締役会は、敵対的性質が存する者からの濫用的買収を防止するための事前の防衛策として、停止条件付一部取得条項付差別的行使条件付新株予約権無償割当て（以下「対抗措置」といいます。）を決議いたします。</p> <p>なお、上記にいう「濫用的買収」は、次のいずれかに該当するものを意味します。</p> <p>買付等が誠実に会社経営に参加することを目的としていないこと（専ら株価をつり上げ、高値で株式を当社又は当社関係者に買い取らせることを目的としている場合を含む。）</p> <p>当社を一時的に支配して、当社の重要な従業員や資産、ノウハウ等を買付者等又はその関係者に移転させる等、当社の犠牲の下に買付者等の利益を図ることを目的としていること</p> <p>当社の資産等を当該買付者等又はその関係者の債務の担保や弁済原資として流用することを目的としていること</p> <p>当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額な資産等を処分させ、その利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価上昇の機会を狙って売り抜けることを目的としていること</p> <p>買付の提案が、当社取締役会において買付提案の適否と対案を検討することの可能な時間的余裕を与えていないこと</p>



前事業年度 (自 2007年 4月 1日 至 2008年 3月 31日)	当事業年度 (自 2008年 4月 1日 至 2009年 3月 31日)
<p>買付者等が本プランに定める事項を履行した場合であっても、買付案、買付価額等の合理性について株主に誤解を与えるおそれがあること</p> <p>買付の提案が、株主に対して冷静に株式売却を検討することができるように配慮されおらず、株主に対して当社株式の売り急ぎを強要するおそれがあること</p> <p>買付の提案の内容が不適切であるため、当社における企業価値の源泉である当社と顧客との長期的な信頼関係および当社の優秀な技術者の雇用の維持を阻害するおそれがあり、当社の長期的な企業価値を損なうものであること</p> <p>買付者等が、買付内容の検討に必要な情報が含まれた買付提案書を提出せず、または第三者委員会の求めに応じた追加情報を提出しないなど、本プランに定める事項を履行していないこと</p> <p>また、上記にいう「敵対的性質が存する者」とは、濫用的買収を行う買付者等のうち、次の各条件のいずれかに当たる場合を除いた者を意味します。</p> <p>当社の子会社（財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則第8条第3項に定義される。）、関連会社（財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則第8条第5項に定義される。）</p> <p>不注意で、または当社を支配する意図がないのに特定株式保有者となった者と第三者委員会が認めた者で、かつ、特定株式保有者となった後10日以内（ただし、当社取締役会はこの期間を延長できる。）にその保有する株券等を処分等することにより特定株式保有者ではなくなった者</p> <p>当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、当社の特定株式保有者になった者である旨第三者委員会が認めた者（ただし、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く。）</p>	<p>買付者等が本プランに定める事項を履行した場合であっても、買付案、買付価額等の合理性について株主に誤解を与えるおそれがあること</p> <p>買付の提案が、株主に対して冷静に株式売却を検討することができるように配慮されおらず、株主に対して当社株式の売り急ぎを強要するおそれがあること</p> <p>買付の提案の内容が不適切であるため、当社における企業価値の源泉である当社と顧客との長期的な信頼関係および当社の優秀な技術者の雇用の維持を阻害するおそれがあり、当社の長期的な企業価値を損なうものであること</p> <p>買付者等が、買付内容の検討に必要な情報が含まれた買付提案書を提出せず、または第三者委員会の求めに応じた追加情報を提出しないなど、本プランに定める事項を履行していないこと</p> <p>また、上記にいう「敵対的性質が存する者」とは、濫用的買収を行う買付者等のうち、次の各条件のいずれかに当たる場合を除いた者を意味します。</p> <p>当社の子会社（財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則第8条第3項に定義される。）、関連会社（財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則第8条第5項に定義される。）</p> <p>不注意で、または当社を支配する意図がないのに特定株式保有者となった者と第三者委員会が認めた者で、かつ、特定株式保有者となった後10日以内（ただし、当社取締役会はこの期間を延長できる。）にその保有する株券等を処分等することにより特定株式保有者ではなくなった者</p> <p>当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、当社の特定株式保有者になった者である旨第三者委員会が認めた者（ただし、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く。）</p>

前事業年度 (自 2007年 4月 1日 至 2008年 3月31日)	当事業年度 (自 2008年 4月 1日 至 2009年 3月31日)
<p>当社の特定株式保有者となったとしても当社の企業価値または株主共同の利益との関係で、対抗措置をとることが相当でないと第三者委員会が認めた者</p> <p>(イ) 停止条件付一部取得条項付差別的行使条件付新株予約権無償割当ての概要は次のとおりであります。</p> <p>(a) 停止条件とは</p> <p>ある者が、特定株式保有者(注)に該当したとして該当者から公表がなされた日もしくは当社取締役会がこれを認めて公表した日のいずれか早い方から10日の期間内(ただし、取締役会が延期することができます。)に、当社取締役会が対抗措置をとることが適切であると判断し、その旨を公表すること</p> <p>または、</p> <p>当社が発行者である株券等(金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)について、買付等の後にその者が特定株式保有者となるような公開買付の公告を行った場合には、当該公告の日から10日の期間内(ただし、取締役会が延期することができます。)に、当社取締役会が対抗措置をとることが適切であると判断し、その旨を公表すること</p> <p>をいいます。なお、当社取締役会は、その者が敵対的性質が存する者であるか否かに関する第三者委員会による判断を最大限に尊重して、上記対抗措置をとることが適切であるか否かの判断を行うものとします。</p> <p>(注)「特定株式保有者」とは、当社の株券等の保有者、公開買付者または当該保有者かつ公開買付者である者であって、(a) 当該保有者が保有する当社の株券等と当該保有者の共同保有者が保有する当社の株券等にかかる株券等保有割合の合計、(b) 当該公開買付者が保有しもしくは保有することとなった当社の株券等と当該公開買付者の特別関係者が保有する当社の株券等にかかる株券等保有割合の合計、(c) 当該保有者かつ公開買付者である者が保有しもしくは保有することとなった当社の株券等と当該保有者かつ公開買付者である者の共同保有者及び当該保有者かつ公開買付者である者の特別関係者が保有する当社の株券等保有割合の合計、のいずれかが20%超に相当する者をいう。</p>	<p>当社の特定株式保有者となったとしても当社の企業価値または株主共同の利益との関係で、対抗措置をとることが相当でないと第三者委員会が認めた者</p> <p>(イ) 停止条件付一部取得条項付差別的行使条件付新株予約権無償割当ての概要は次のとおりであります。</p> <p>(a) 停止条件とは</p> <p>ある者が、特定株式保有者(注)に該当したとして該当者から公表がなされた日もしくは当社取締役会がこれを認めて公表した日のいずれか早い方から10日の期間内(ただし、取締役会が延期することができます。)に、当社取締役会が対抗措置をとることが適切であると判断し、その旨を公表すること</p> <p>または、</p> <p>当社が発行者である株券等(金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)について、買付等の後にその者が特定株式保有者となるような公開買付の公告を行った場合には、当該公告の日から10日の期間内(ただし、取締役会が延期することができます。)に、当社取締役会が対抗措置をとることが適切であると判断し、その旨を公表すること</p> <p>をいいます。なお、当社取締役会は、その者が敵対的性質が存する者であるか否かに関する第三者委員会による判断を最大限に尊重して、上記対抗措置をとることが適切であるか否かの判断を行うものとします。</p> <p>(注)「特定株式保有者」とは、当社の株券等の保有者、公開買付者または当該保有者かつ公開買付者である者であって、(a) 当該保有者が保有する当社の株券等と当該保有者の共同保有者が保有する当社の株券等にかかる株券等保有割合の合計、(b) 当該公開買付者が保有しもしくは保有することとなった当社の株券等と当該公開買付者の特別関係者が保有する当社の株券等にかかる株券等保有割合の合計、(c) 当該保有者かつ公開買付者である者が保有しもしくは保有することとなった当社の株券等と当該保有者かつ公開買付者である者の共同保有者及び当該保有者かつ公開買付者である者の特別関係者が保有する当社の株券等保有割合の合計、のいずれかが20%超に相当する者をいう。</p>

前事業年度 (自 2007年 4月 1日 至 2008年 3月 31日)	当事業年度 (自 2008年 4月 1日 至 2009年 3月 31日)
<p>(b) 新株予約権無償割当てと差別的行使条件とは</p> <p>新株予約権無償割当てとは、上記停止条件が成就した場合に、当社取締役会が別途定める一定の日における株主の皆様に対して、新たに申込みや払込みをしていただくことなく、当社の新株予約権を割当てることをいいます。本新株予約権には、特定株式保有者等に該当する者には、本新株予約権の権利行使は認められないとの差別的行使条件を付すものとします。</p> <p>(c) 一部取得条項付とは</p> <p>特定株式保有者等に該当する者を除く新株予約権者の新株予約権を、同新株予約権 1個について当社普通株式 1株を交付することにより、当社が取得するとの条項を付すことをいいます。</p> <p>この場合、新株予約権者は、行使価格相当の金銭を払い込む必要はありません。</p> <p>停止条件付一部取得条項付差別的行使条件付新株予約権無償割当てと第三者委員会の利用</p> <p>買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付を行う等、買付者等による買付またはその提案（以下、併せて「買付等」といいます。）が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれがあると認められる場合（その詳細につきましては前記 2. (1) (ア)「濫用的買収」をご参照ください。）には、当社は、当該買付者等による権利行使は認められないとの行使条件が付された新株予約権（その詳細につきましては別添 2「本プランに係る新株予約権無償割当て要綱」をご参照ください、以下「本新株予約権」といいます。）を、その時点の当社を除く全ての株主の皆様に対して会社法第 277 条に基づき無償で割当てます。</p> <p>なお、本新株予約権無償割当ては、停止条件が成就することによりその効力が生ずることになっていますが、その停止条件を成就させるか否か等の判断につきましては、当社取締役会が行います。ただし、その恣意的判断を排除するため、第三者委員会細則（その概要につきましては別添 1 をご参照ください。）に従い、当社経営陣から独立した者のみから構成される第三者委員会の勧告を最大限に尊重して判断を行うものとします。</p>	<p>(b) 新株予約権無償割当てと差別的行使条件とは</p> <p>新株予約権無償割当てとは、上記停止条件が成就した場合に、当社取締役会が別途定める一定の日における株主の皆様に対して、新たに申込みや払込みをしていただくことなく、当社の新株予約権を割当てることをいいます。本新株予約権には、特定株式保有者等に該当する者には、本新株予約権の権利行使は認められないとの差別的行使条件を付すものとします。</p> <p>(c) 一部取得条項付とは</p> <p>特定株式保有者等に該当する者を除く新株予約権者の新株予約権を、同新株予約権 1個について当社普通株式 1株を交付することにより、当社が取得するとの条項を付すことをいいます。</p> <p>この場合、新株予約権者は、行使価格相当の金銭を払い込む必要はありません。</p> <p>停止条件付一部取得条項付差別的行使条件付新株予約権無償割当てと第三者委員会の利用</p> <p>買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付を行う等、買付者等による買付またはその提案（以下、併せて「買付等」といいます。）が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれがあると認められる場合（その詳細につきましては前記 2. (1) (ア)「濫用的買収」をご参照ください。）には、当社は、当該買付者等による権利行使は認められないとの行使条件が付された新株予約権（その詳細につきましては別添 2「本プランに係る新株予約権無償割当て要綱」をご参照ください、以下「本新株予約権」といいます。）を、その時点の当社を除く全ての株主の皆様に対して会社法第 277 条に基づき無償で割当てます。</p> <p>なお、本新株予約権無償割当ては、停止条件が成就することによりその効力が生ずることになっていますが、その停止条件を成就させるか否か等の判断につきましては、当社取締役会が行います。ただし、その恣意的判断を排除するため、第三者委員会細則（その概要につきましては別添 1 をご参照ください。）に従い、当社経営陣から独立した者のみから構成される第三者委員会の勧告を最大限に尊重して判断を行うものとします。</p>

前事業年度 (自 2007年 4月 1日 至 2008年 3月 31日)	当事業年度 (自 2008年 4月 1日 至 2009年 3月 31日)
<p>本新株予約権の当社による取得 本プランに従って、本新株予約権無償割当てが実施された場合には、当社による買付者等以外の株主の皆様からの本新株予約権取得と当社普通株式の交付により、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合が実施前と比較して希釈化される可能性があります。</p> <p>(2) 本プランの発動にかかる手続 対象となる買付等 本プランにおいては、以下に該当する買付等がなされたときに、その対象となります。 当社の株券等の保有者、公開買付者または当該保有者かつ公開買付者である者であって、</p> <p>(a) 当該保有者が保有する当社の株券等および当該保有者の共同保有者が保有する当社の株券等に係る株券等保有割合の合計</p> <p>(b) 当該公開買付者が保有しもしくは保有することとなる当社の株券等および当該公開買付者の特別関係者が保有する当社の株券等に係る株券等保有割合の合計</p> <p>(c) 当該保有者かつ公開買付者である者が保有しもしくは保有することとなる当社の株券等および当該保有者かつ公開買付者である者の共同保有者ならびに当該保有者かつ公開買付者である者の特別関係者が保有する当社の株券等にかかる株券等保有割合の合計</p> <p>のいずれかが、20%を超える者による買付等、または超えると当社取締役会が認める者による買付等買付者等に対する情報提供の要求 上記 に定める買付等を行う買付者等は、当社取締役会が別段の定めをした場合を除き、買付の実行に先立ち、当社に対して、以下の各号に定める、買付者等の買付内容の検討に必要な情報（以下「本必要情報」といいます。）を含む買付提案を記載した書面（以下「買付提案書」といいます。）を提出していただきます。</p> <p>第三者委員会は、当該買付提案書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、自らまたは当社取締役会を通して本必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。この場合、買付者においては、当該期限までに、本必要情報を追加的に提出していただきます。</p> <p>i 買付者等およびそのグループ（共同保有者、特別関係者および（ファンドの場合は）組合員その他の構成員を含む。）の詳細（具体的名称、資本構成、財務内容等を含む。）</p>	<p>本新株予約権の当社による取得 本プランに従って、本新株予約権無償割当てが実施された場合には、当社による買付者等以外の株主の皆様からの本新株予約権取得と当社普通株式の交付により、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合が実施前と比較して希釈化される可能性があります。</p> <p>(2) 本プランの発動にかかる手続 対象となる買付等 本プランにおいては、以下に該当する買付等がなされたときに、その対象となります。 当社の株券等の保有者、公開買付者または当該保有者かつ公開買付者である者であって、</p> <p>(a) 当該保有者が保有する当社の株券等および当該保有者の共同保有者が保有する当社の株券等に係る株券等保有割合の合計</p> <p>(b) 当該公開買付者が保有しもしくは保有することとなる当社の株券等および当該公開買付者の特別関係者が保有する当社の株券等に係る株券等保有割合の合計</p> <p>(c) 当該保有者かつ公開買付者である者が保有しもしくは保有することとなる当社の株券等および当該保有者かつ公開買付者である者の共同保有者ならびに当該保有者かつ公開買付者である者の特別関係者が保有する当社の株券等にかかる株券等保有割合の合計</p> <p>のいずれかが、20%を超える者による買付等、または超えると当社取締役会が認める者による買付等買付者等に対する情報提供の要求 上記 に定める買付等を行う買付者等は、当社取締役会が別段の定めをした場合を除き、買付の実行に先立ち、当社に対して、以下の各号に定める、買付者等の買付内容の検討に必要な情報（以下「本必要情報」といいます。）を含む買付提案を記載した書面（以下「買付提案書」といいます。）を提出していただきます。</p> <p>第三者委員会は、当該買付提案書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、自らまたは当社取締役会を通して本必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。この場合、買付者においては、当該期限までに、本必要情報を追加的に提出していただきます。</p> <p>i 買付者等およびそのグループ（共同保有者、特別関係者および（ファンドの場合は）組合員その他の構成員を含む。）の詳細（具体的名称、資本構成、財務内容等を含む。）</p>

前事業年度 (自 2007年 4月 1日 至 2008年 3月31日)	当事業年度 (自 2008年 4月 1日 至 2009年 3月31日)
<p>買付の目的、方法および内容（買付対価の価額・種類、買付の時期、関連する取引の仕組み、買付方法の適法性、買付実行の蓋然性等を含む。）</p> <p>買付価格の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報ならびに買付に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額およびその算定根拠等を含む。）</p> <p>買付資金の裏付け（買付資金の提供者（実質提供者を含む。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含む。）</p> <p>買付後の当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策、買付後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇方針</p> <p>その他第三者委員会が合理的に必要と判断する情報</p> <p>なお、第三者委員会は、買付者等が本プランに定められた手続に従うことなく買付を開始したものと認められる場合には、引き続き買付提案書および本必要情報の提出を求めて買付者等と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、原則として、下記に記載のとおり、当社取締役会に対して、本新株予約権無償割当ての実施を勧告します。</p> <p>第三者委員会の検討手続</p> <p>第三者委員会は、買付者等から提出された買付提案書ならびに第三者委員会が追加提出を求めた本必要情報が提出された場合、当社取締役会に対しても、第三者委員会が定める期間内に買付者等の買付内容に対する意見およびその根拠資料、代替案その他第三者委員会が適宜必要と認める情報・資料を提示するよう要求することができます。</p> <p>第三者委員会は、買付者等から最初に情報・資料を受領した後、原則として対価を現金（円貨）のみとする公開買付による当社株式の買付の場合は60日以内、またはその他の方法による買付提案の場合には90日以内（以下「第三者委員会検討期間」といいます。）で、買付者等の買付内容の検討、当社取締役会による代替案の検討、買付者と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討等を行います。</p> <p>また、第三者委員会は、必要があれば当社代表取締役等を通じて、当該買付者等と交渉することなどにより、当該買収提案が当社の利益のために改善されるよう努め、中立・公平な観点から慎重に検討を行います。</p>	<p>買付の目的、方法および内容（買付対価の価額・種類、買付の時期、関連する取引の仕組み、買付方法の適法性、買付実行の蓋然性等を含む。）</p> <p>買付価格の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報ならびに買付に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額およびその算定根拠等を含む。）</p> <p>買付資金の裏付け（買付資金の提供者（実質提供者を含む。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含む。）</p> <p>買付後の当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策、買付後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇方針</p> <p>その他第三者委員会が合理的に必要と判断する情報</p> <p>なお、第三者委員会は、買付者等が本プランに定められた手続に従うことなく買付を開始したものと認められる場合には、引き続き買付提案書および本必要情報の提出を求めて買付者等と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、原則として、下記に記載のとおり、当社取締役会に対して、本新株予約権無償割当ての実施を勧告します。</p> <p>第三者委員会の検討手続</p> <p>第三者委員会は、買付者等から提出された買付提案書ならびに第三者委員会が追加提出を求めた本必要情報が提出された場合、当社取締役会に対しても、第三者委員会が定める期間内に買付者等の買付内容に対する意見およびその根拠資料、代替案その他第三者委員会が適宜必要と認める情報・資料を提示するよう要求することができます。</p> <p>第三者委員会は、買付者等から最初に情報・資料を受領した後、原則として対価を現金（円貨）のみとする公開買付による当社株式の買付の場合は60日以内、またはその他の方法による買付提案の場合には90日以内（以下「第三者委員会検討期間」といいます。）で、買付者等の買付内容の検討、当社取締役会による代替案の検討、買付者と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討等を行います。</p> <p>また、第三者委員会は、必要があれば当社代表取締役等を通じて、当該買付者等と交渉することなどにより、当該買収提案が当社の利益のために改善されるよう努め、中立・公平な観点から慎重に検討を行います。</p>

<p>前事業年度 (自 2007年 4月 1日 至 2008年 3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 2008年 4月 1日 至 2009年 3月31日)</p>
<p>更に、第三者委員会は、上記の検討手続を経て、第三者委員会細則（その概要につきましては別添1をご参照ください。）の判断基準（上記2(1)（ア）に記載のとおり。）に従い、当該買付提案が濫用的買収に該当するか否か、および当該買付者等が敵対的性質が存する者であるか否かを審議・決議し、第三者委員会検討期間内に当社取締役会に勧告します。</p> <p>新株予約権無償割当ての内容 対抗措置としての新株予約権無償割当ての内容は、別添2「本プランに係る新株予約権無償割当て要綱」に記載のとおりです。</p> <p>(3) 対抗措置発動後の中止について 本新株予約権無償割当ての停止条件が成就した後、割当対象株主が確定する日までの間に、買付者の買付行為の中止または買付内容の変更等がなされたことにより、当該買付者に敵対的性質が存しないと当社取締役会が認めるに至った場合には、当社取締役会は本新株予約権無償割当ての決議を取り消し、対抗措置の発動を中止することができるものとします。</p> <p>3. 本プランの合理性 本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」に定める三原則、すなわち、企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則を完全に充足しています。</p> <p>また本プランにおいて対抗措置をとるか否かは中立的な第三者委員会の判断を最大限尊重して行われますので、株主の共同利益を損なうものではありません。</p> <p>4. 株主の皆様への影響 (1) 本プランの導入時に株主の皆様にご与える影響 本プランの導入時点においては、本新株予約権無償割当て自体は行われませんので、株主および投資家の皆様の権利・利益に直接的な影響が生じておりません。</p> <p>(2) 本新株予約権無償割当て実施により株主の皆様にご与える影響 当社取締役会が本新株予約権無償割当てに際して別途設定する割当期日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき2個の割合で、本新株予約権が無償で割当てられますので、株式の希釈化は生じません。</p> <p>当社は、買付者等以外の株主の皆様の本新株予約権を取得する手続を取り、その旨該当する株主の皆様へ通知いたします。株主の皆様は、金銭等を払い込むことなく、当社による本新株予約権の取得の対価として当社普通株式を受領されることとなります。</p>	<p>更に、第三者委員会は、上記の検討手続を経て、第三者委員会細則（その概要につきましては別添1をご参照ください。）の判断基準（上記2(1)（ア）に記載のとおり。）に従い、当該買付提案が濫用的買収に該当するか否か、および当該買付者等が敵対的性質が存する者であるか否かを審議・決議し、第三者委員会検討期間内に当社取締役会に勧告します。</p> <p>新株予約権無償割当ての内容 対抗措置としての新株予約権無償割当ての内容は、別添2「本プランに係る新株予約権無償割当て要綱」に記載のとおりです。</p> <p>(3) 対抗措置発動後の中止について 本新株予約権無償割当ての停止条件が成就した後、割当対象株主が確定する日までの間に、買付者の買付行為の中止または買付内容の変更等がなされたことにより、当該買付者に敵対的性質が存しないと当社取締役会が認めるに至った場合には、当社取締役会は本新株予約権無償割当ての決議を取り消し、対抗措置の発動を中止することができるものとします。</p> <p>3. 本プランの合理性 本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」に定める三原則、すなわち、企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則を完全に充足しています。</p> <p>また本プランにおいて対抗措置をとるか否かは中立的な第三者委員会の判断を最大限尊重して行われますので、株主の共同利益を損なうものではありません。</p> <p>4. 株主の皆様への影響 (1) 本プランの導入時に株主の皆様にご与える影響 本プランの導入時点においては、本新株予約権無償割当て自体は行われませんので、株主および投資家の皆様の権利・利益に直接的な影響が生じておりません。</p> <p>(2) 本新株予約権無償割当て実施により株主の皆様にご与える影響 当社取締役会が本新株予約権無償割当てに際して別途設定する割当期日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき2個の割合で、本新株予約権が無償で割当てられますので、株式の希釈化は生じません。</p> <p>当社は、買付者等以外の株主の皆様の本新株予約権を取得する手続を取り、その旨該当する株主の皆様へ通知いたします。株主の皆様は、金銭等を払い込むことなく、当社による本新株予約権の取得の対価として当社普通株式を受領されることとなります。</p>

前事業年度 (自 2007年 4月 1日 至 2008年 3月 31日)	当事業年度 (自 2008年 4月 1日 至 2009年 3月 31日)
<p>5. 本プランの有効期限と継続について</p> <p>現在の本プランの有効期限は、2009年6月の定時株主総会終結後に開催される取締役会の終了時までとされており、2009年度以降につきましては、毎年の定時株主総会で新たに選任された取締役による取締役会においてその後1年間の継続の可否を決議し、同決議内容を株主の皆様へ情報開示するとともに当該事業年度の定時株主総会（毎年6月開催予定）において、報告をすることと致します。なお、当社の取締役の任期は1年となっており、本プランは取締役会の決議において廃止することが可能でありますので、本プランの廃止を希望される株主の皆様は、取締役の選任議案を通じて株主の皆様の意思を表明していただきたく存じます。その結果、出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得られなかった等、本プランに対し反対である旨の株主の皆様の総体的意思が示された場合には、速やかに本プランを廃止いたします。</p> <p>なお、有効期間満了前であっても、当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。また、当社取締役会が本プランの設計を見直す必要があると判断した場合には、改めて株主総会にお諮りして、株主の皆様のご意思を確認することといたします。</p> <p>6. その他</p> <p>本新株予約権の割当方法、名義書換方法、当社による新株予約権の取得方法等の詳細につきましては、本新株予約権無償割当ての割当期日の決定が行われた後、株主の皆様に対して公告または通知いたしますので、当該内容をご確認ください。</p> <p>なお、本プランの詳細につきましては、当社ホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。 (アドレス <a href="http://www.itfor.co.jp/">http://www.itfor.co.jp/</a>)</p> <p>(別添1) 第三者委員会細則の骨子</p> <p>1. 中立的な判断の確保</p> <p>(1) 新株予約権無償割当ての停止条件の成就について取締役会の中立的な判断を確保するために、社外監査役、弁護士（顧問契約先の弁護士を除く）、公認会計士（監査契約先の公認会計士を除く）等で当社と利害関係のない者から選任する3名から構成される第三者委員会を設置する。</p> <p>当社と第三者委員会の各委員との間では、善良なる管理者の注意をもって任務にあたる義務を負うことを含む委任契約を締結する。</p> <p>(2) 第三者委員会の委員は、取締役会が平時に任命する。ただし、委員の補欠を置くことが出来る。</p> <p>(3) 第三者委員会の判断が必要と認められる場合には、常勤監査役が第三者委員会を招集する。</p>	<p>5. 本プランの有効期限と継続について</p> <p>現在の本プランの有効期限は、2010年6月の定時株主総会終結後に開催される取締役会の終了時までとされており、2010年度以降につきましては、毎年の定時株主総会で新たに選任された取締役による取締役会においてその後1年間の継続の可否を決議し、同決議内容を株主の皆様へ情報開示するとともに当該事業年度の定時株主総会（毎年6月開催予定）において、報告をすることと致します。なお、当社の取締役の任期は1年となっており、本プランは取締役会の決議において廃止することが可能でありますので、本プランの廃止を希望される株主の皆様は、取締役の選任議案を通じて株主の皆様の意思を表明していただきたく存じます。その結果、出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得られなかった等、本プランに対し反対である旨の株主の皆様の総体的意思が示された場合には、速やかに本プランを廃止いたします。</p> <p>なお、有効期間満了前であっても、当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。また、当社取締役会が本プランの設計を見直す必要があると判断した場合には、改めて株主総会にお諮りして、株主の皆様のご意思を確認することといたします。</p> <p>6. その他</p> <p>本新株予約権の割当方法、名義書換方法、当社による新株予約権の取得方法等の詳細につきましては、本新株予約権無償割当ての割当期日の決定が行われた後、株主の皆様に対して公告または通知いたしますので、当該内容をご確認ください。</p> <p>なお、本プランの詳細につきましては、当社ホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。 (アドレス <a href="http://www.itfor.co.jp/">http://www.itfor.co.jp/</a>)</p> <p>(別添1) 第三者委員会細則の骨子</p> <p>1. 中立的な判断の確保</p> <p>(1) 新株予約権無償割当ての停止条件の成就について取締役会の中立的な判断を確保するために、社外監査役、弁護士（顧問契約先の弁護士を除く）、公認会計士（監査契約先の公認会計士を除く）等で当社と利害関係のない者から選任する3名から構成される第三者委員会を設置する。</p> <p>当社と第三者委員会の各委員との間では、善良なる管理者の注意をもって任務にあたる義務を負うことを含む委任契約を締結する。</p> <p>(2) 第三者委員会の委員は、取締役会が平時に任命する。ただし、委員の補欠を置くことが出来る。</p> <p>(3) 第三者委員会の判断が必要と認められる場合には、常勤監査役が第三者委員会を招集する。</p>

前事業年度 (自 2007年 4月 1日 至 2008年 3月 31日)	当事業年度 (自 2008年 4月 1日 至 2009年 3月 31日)
<p>(4) 第三者委員会は、必要な判断を行うために、取締役会に説明や資料の提出を求め、または、企業経営につき見識を有する者、専門職（投資銀行、証券会社、ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の専門家を含む。）等に対して、必要な情報の提出を要請し、または、その意見を求めることができる。</p> <p>また、第三者委員会は、その判断に必要と考える場合には、取締役会に対して、判断期間の延長を要請することができる。</p> <p>(5) 第三者委員会の決議は、原則として全員一致によるものとするが、これが困難な場合には、多数決によるものとする。</p> <p>2. 第三者委員会の審議事項</p> <p>第三者委員会は、原則として以下の各号に定める事項について審議・決議し、その決議の内容を、理由を付して取締役会に勧告する。</p> <p>(1) 買付者等についての「敵対的性質が存する者」への該当性</p> <p>(2) 上記1.(4)の判断期間の延長の要否</p> <p>(3) 「停止条件付一部取得条項付差別的行使条件付新株予約権無償割当て」決議内容における取締役会が判断すべき事項のうち、取締役会が第三者委員会に諮問した事項</p> <p>(4) 取締役会が、別途第三者委員会が行うことができるものと定めた事項</p> <p>3. 敵対的性質が存する者の判断基準</p> <p>買付者等の買付提案が、次の各条件のいずれかに当たる場合には、当該買付者等は敵対的性質が存すると判断するものとする。</p> <p>i 買付等が誠実に会社経営に参加することを目的としていないこと（専ら株価をつり上げ、高値で株式を当社又は当社関係者に買い取らせることを目的としている場合を含む。）</p> <p>当社を一時的に支配して、当社の重要な従業員や資産、ノウハウ等を買付者等又はその関係者に移転させる等、当社の犠牲の下に買付者等の利益を図ることを目的としていること</p> <p>当社の資産等を当該買付者等又はその関係者の債務の担保や弁済原資として流用することを目的としていること</p> <p>当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額な資産等を処分させ、その利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価上昇の機会を狙って売り抜けることを目的としていること</p>	<p>(4) 第三者委員会は、必要な判断を行うために、取締役会に説明や資料の提出を求め、または、企業経営につき見識を有する者、専門職（投資銀行、証券会社、ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の専門家を含む。）等に対して、必要な情報の提出を要請し、または、その意見を求めることができる。</p> <p>また、第三者委員会は、その判断に必要と考える場合には、取締役会に対して、判断期間の延長を要請することができる。</p> <p>(5) 第三者委員会の決議は、原則として全員一致によるものとするが、これが困難な場合には、多数決によるものとする。</p> <p>2. 第三者委員会の審議事項</p> <p>第三者委員会は、原則として以下の各号に定める事項について審議・決議し、その決議の内容を、理由を付して取締役会に勧告する。</p> <p>(1) 買付者等についての「敵対的性質が存する者」への該当性</p> <p>(2) 上記1.(4)の判断期間の延長の要否</p> <p>(3) 「停止条件付一部取得条項付差別的行使条件付新株予約権無償割当て」決議内容における取締役会が判断すべき事項のうち、取締役会が第三者委員会に諮問した事項</p> <p>(4) 取締役会が、別途第三者委員会が行うことができるものと定めた事項</p> <p>3. 敵対的性質が存する者の判断基準</p> <p>買付者等の買付提案が、次の各条件のいずれかに当たる場合には、当該買付者等は敵対的性質が存すると判断するものとする。</p> <p>i 買付等が誠実に会社経営に参加することを目的としていないこと（専ら株価をつり上げ、高値で株式を当社又は当社関係者に買い取らせることを目的としている場合を含む。）</p> <p>当社を一時的に支配して、当社の重要な従業員や資産、ノウハウ等を買付者等又はその関係者に移転させる等、当社の犠牲の下に買付者等の利益を図ることを目的としていること</p> <p>当社の資産等を当該買付者等又はその関係者の債務の担保や弁済原資として流用することを目的としていること</p> <p>当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額な資産等を処分させ、その利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価上昇の機会を狙って売り抜けることを目的としていること</p>



前事業年度 (自 2007年 4月 1日 至 2008年 3月 31日)	当事業年度 (自 2008年 4月 1日 至 2009年 3月 31日)
<p>買付等の提案が、当社取締役会において提案の適否と対案を検討することの可能な時間的余裕を与えていないこと</p> <p>買付者等が本プランに定める事項を履行した場合であっても、買付案、買付価額等の合理性について株主に誤解を与えるおそれがあること</p> <p>買付等の提案が、株主に対して冷静に株式売却を検討することができるように配慮されておらず、株主に対して当社株式の売り急ぎを強要するおそれがあること</p> <p>買付等の提案の内容が不適切であるため、当社における企業価値の源泉である当社と顧客との長期的な信頼関係および当社の優秀な技術者の雇用の維持を阻害するおそれがあり、当社の長期的な企業価値を損なうものであること</p> <p>買付者等が、買付内容の検討に必要な情報が含まれた買付提案書を提出せず、または第三者委員会の求めに応じた追加情報を提出しないなど、本プランに定める事項を履行していないこと</p> <p>ただし、買付者等が次の各条件のいずれかに当たる場合には、敵対的性質が存しないと判断するものとする。</p> <p>当社の子会社（財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則第8条第3項に定義される。）、関連会社（財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則第8条第5項に定義される。）不注意で、または当社を支配する意図がないのに特定株式保有者となった者と第三者委員会が認めた者で、かつ、特定株式保有者となった後10日以内（ただし、当社取締役会はこの期間を延長できる。）にその保有する株券等を処分等することにより特定株式保有者ではなくなった者</p> <p>当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、当社の特定株式保有者になった者である旨第三者委員会が認めた者（ただし、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く。）</p> <p>当社の特定株式保有者となったとしても当社の企業価値または株主共同の利益との関係で、対抗措置をとることが相当でないと第三者委員会が認めた者</p>	<p>買付等の提案が、当社取締役会において提案の適否と対案を検討することの可能な時間的余裕を与えていないこと</p> <p>買付者等が本プランに定める事項を履行した場合であっても、買付案、買付価額等の合理性について株主に誤解を与えるおそれがあること</p> <p>買付等の提案が、株主に対して冷静に株式売却を検討することができるように配慮されておらず、株主に対して当社株式の売り急ぎを強要するおそれがあること</p> <p>買付等の提案の内容が不適切であるため、当社における企業価値の源泉である当社と顧客との長期的な信頼関係および当社の優秀な技術者の雇用の維持を阻害するおそれがあり、当社の長期的な企業価値を損なうものであること</p> <p>買付者等が、買付内容の検討に必要な情報が含まれた買付提案書を提出せず、または第三者委員会の求めに応じた追加情報を提出しないなど、本プランに定める事項を履行していないこと</p> <p>ただし、買付者等が次の各条件のいずれかに当たる場合には、敵対的性質が存しないと判断するものとする。</p> <p>当社の子会社（財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則第8条第3項に定義される。）、関連会社（財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則第8条第5項に定義される。）不注意で、または当社を支配する意図がないのに特定株式保有者となった者と第三者委員会が認めた者で、かつ、特定株式保有者となった後10日以内（ただし、当社取締役会はこの期間を延長できる。）にその保有する株券等を処分等することにより特定株式保有者ではなくなった者</p> <p>当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、当社の特定株式保有者になった者である旨第三者委員会が認めた者（ただし、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く。）</p> <p>当社の特定株式保有者となったとしても当社の企業価値または株主共同の利益との関係で、対抗措置をとることが相当でないと第三者委員会が認めた者</p>

前事業年度 (自 2007年 4月 1日 至 2008年 3月31日)	当事業年度 (自 2008年 4月 1日 至 2009年 3月31日)
<p>4. 情報の開示</p> <p>第三者委員会は、買付者等から買付提案書が提出された事実および買付者等から提出された各種情報その他の情報のうち第三者委員会が適切と判断する事項について、必要と判断する時点において、株主に対して情報開示を行うものとする。</p> <p>また、上記1.(4)の判断期間を延長する旨の決議を行った場合、第三者委員会は、その理由、延長期間、その他第三者委員会が適切と認める事項について、当該延長の決議後速やかに情報開示を行うものとする。</p> <p>(別添2) 本プランに係る新株予約権無償割当要綱</p> <p>1. 本新株予約権無償割当ては、以下の停止条件が成就したときから効力を発する。</p> <p>ある者が、特定株式保有者に該当したとして該当者から公表がなされた日もしくは当社取締役会がこれを認めて公表した日のいずれか早い方から10日の期間内(ただし、取締役会が延期することができる。)に、当社取締役会が対抗措置をとることが適切であると判断し、その旨を公表すること</p> <p>または、</p> <p>当社が発行者である株券等(金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいう。)について、買付等の後にその者が特定株式保有者となるような公開買付の公告を行った場合には、当該公告の日から10日の期間内(ただし、取締役会が延期することができる。)に、当社取締役会が対抗措置をとることが適切であると判断し、その旨を公表すること</p> <p>なお、当社取締役会は、その者が敵対的性質が存する者であるか否かの第三者委員会による判断を最大限に尊重して、上記対抗措置をとることが適切であるか否かの判断を行うものとする。</p> <p>2. 割当対象株主</p> <p>本新株予約権無償割当ての停止条件が成就した日の翌日から3週間以内の期間で、当社取締役会が新株予約権無償割当てを行う日として公告した日(以下「割当期日」という。)における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主(ただし当社を除く。以下「割当対象株主」という。)に対し、その保有株式1株につき新株予約権2個の割合で、本新株予約権を無償にて割り当てる。</p> <p>3. 株主に割り当てる新株予約権の数の算定方法</p> <p>割当期日における最終の発行済株式総数(当社の保有する当社普通株式の数を控除する。)の2倍の数とする。</p> <p>4. 新株予約権無償割当てが効力を生ずる日</p> <p>上記第2項に定める割当期日とする。</p>	<p>4. 情報の開示</p> <p>第三者委員会は、買付者等から買付提案書が提出された事実および買付者等から提出された各種情報その他の情報のうち第三者委員会が適切と判断する事項について、必要と判断する時点において、株主に対して情報開示を行うものとする。</p> <p>また、上記1.(4)の判断期間を延長する旨の決議を行った場合、第三者委員会は、その理由、延長期間、その他第三者委員会が適切と認める事項について、当該延長の決議後速やかに情報開示を行うものとする。</p> <p>(別添2) 本プランに係る新株予約権無償割当要綱</p> <p>1. 本新株予約権無償割当ては、以下の停止条件が成就したときから効力を発する。</p> <p>ある者が、特定株式保有者に該当したとして該当者から公表がなされた日もしくは当社取締役会がこれを認めて公表した日のいずれか早い方から10日の期間内(ただし、取締役会が延期することができる。)に、当社取締役会が対抗措置をとることが適切であると判断し、その旨を公表すること</p> <p>または、</p> <p>当社が発行者である株券等(金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいう。)について、買付等の後にその者が特定株式保有者となるような公開買付の公告を行った場合には、当該公告の日から10日の期間内(ただし、取締役会が延期することができる。)に、当社取締役会が対抗措置をとることが適切であると判断し、その旨を公表すること</p> <p>なお、当社取締役会は、その者が敵対的性質が存する者であるか否かの第三者委員会による判断を最大限に尊重して、上記対抗措置をとることが適切であるか否かの判断を行うものとする。</p> <p>2. 割当対象株主</p> <p>本新株予約権無償割当ての停止条件が成就した日の翌日から3週間以内の期間で、当社取締役会が新株予約権無償割当てを行う日として公告した日(以下「割当期日」という。)における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主(ただし当社を除く。以下「割当対象株主」という。)に対し、その保有株式1株につき新株予約権2個の割合で、本新株予約権を無償にて割り当てる。</p> <p>3. 株主に割り当てる新株予約権の数の算定方法</p> <p>割当期日における最終の発行済株式総数(当社の保有する当社普通株式の数を控除する。)の2倍の数とする。</p> <p>4. 新株予約権無償割当てが効力を生ずる日</p> <p>上記第2項に定める割当期日とする。</p>

前事業年度 (自 2007年 4月 1日 至 2008年 3月 31日)	当事業年度 (自 2008年 4月 1日 至 2009年 3月 31日)
<p>5. 新株予約権の目的である株式の数の算定方法 本新株予約権 1個当たりの目的である株式数を当社普通株式 1株とし、その総数は割当期日における最終の発行済株式総数(当社の保有する当社普通株式の数を控除する。)の2倍の数とする。</p> <p>6. 当該新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 本新株予約権の目的となる株式 1株につき 1円とする。</p> <p>7. 当該新株予約権を行使することができる期間 本新株予約権の割当期日から 3週間を経過した日の翌日から 1か月間とする。</p> <p>8. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 全額を資本に組み入れる。</p> <p>9. 新株予約権の行使の条件 特定株式保有者、その共同保有者、その特別関係者もしくはこれらの者から新株予約権を承継した者(ただし、承継につき当社取締役会の承認を得た者を除く。)またはこれらの者が実質的に支配し、これらの者を実質的に支配し、これらの者が共同して支配し、もしくはこれらの者と共同して行動する者として当社取締役会が認定した者は新株予約権を行使することができない。</p> <p>10. 新株予約権の行使請求方法および払込の方法 新株予約権の行使請求方法および払込の方法については、別途、当社取締役会において定める。</p> <p>11. 新株予約権行使の効力発生時期等 新株予約権を行使した新株予約権者は、当該新株予約権を行使した日に、当該新株予約権の目的である株式の株主となる。 当社は、新株予約権の行使の効力発生後、すみやかに株券を交付する。</p> <p>12. 譲渡による当該新株予約権の取得について当該株式会社の承認を要するときはその旨 本新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。</p> <p>13. 当社による新株予約権の一部取得 本新株予約権は、割当期日から 3週間を経過した日の到来をもって、当社が以下の要領によりこれを取得する。 上記 に定める日に、当社は第 9 項に従い新株予約権を行使することができる者の新株予約権を取得する。 上記 の取得にあたって、取得する新株予約権 1個と引換えに、当該新株予約権者に対して当社普通株式 1株を交付する。</p>	<p>5. 新株予約権の目的である株式の数の算定方法 本新株予約権 1個当たりの目的である株式数を当社普通株式 1株とし、その総数は割当期日における最終の発行済株式総数(当社の保有する当社普通株式の数を控除する。)の2倍の数とする。</p> <p>6. 当該新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 本新株予約権の目的となる株式 1株につき 1円とする。</p> <p>7. 当該新株予約権を行使することができる期間 本新株予約権の割当期日から 3週間を経過した日の翌日から 1か月間とする。</p> <p>8. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 全額を資本に組み入れる。</p> <p>9. 新株予約権の行使の条件 特定株式保有者、その共同保有者、その特別関係者もしくはこれらの者から新株予約権を承継した者(ただし、承継につき当社取締役会の承認を得た者を除く。)またはこれらの者が実質的に支配し、これらの者を実質的に支配し、これらの者が共同して支配し、もしくはこれらの者と共同して行動する者として当社取締役会が認定した者は新株予約権を行使することができない。</p> <p>10. 新株予約権の行使請求方法および払込の方法 新株予約権の行使請求方法および払込の方法については、別途、当社取締役会において定める。</p> <p>11. 新株予約権行使の効力発生時期等 新株予約権を行使した新株予約権者は、当該新株予約権を行使した日に、当該新株予約権の目的である株式の株主となる。 当社は、新株予約権の行使の効力発生後、すみやかに株券を交付する。</p> <p>12. 譲渡による当該新株予約権の取得について当該株式会社の承認を要するときはその旨 本新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。</p> <p>13. 当社による新株予約権の一部取得 本新株予約権は、割当期日から 3週間を経過した日の到来をもって、当社が以下の要領によりこれを取得する。 上記 に定める日に、当社は第 9 項に従い新株予約権を行使することができる者の新株予約権を取得する。 上記 の取得にあたって、取得する新株予約権 1個と引換えに、当該新株予約権者に対して当社普通株式 1株を交付する。</p>

前事業年度 (自 2007年 4月 1日 至 2008年 3月 31日)	当事業年度 (自 2008年 4月 1日 至 2009年 3月 31日)
<p>14. 新株予約権の当社による取得または行使により新たに当社株式を取得した場合の当該株主の、株主総会における議決権行使 当社が定める基準日後に、当社による新株予約権の取得または新株予約権の行使によって、新たに当社株式を取得した場合の当該株主は、株主総会において議決権を行使できるものとする。</p>	<p>14. 新株予約権の当社による取得または行使により新たに当社株式を取得した場合の当該株主の、株主総会における議決権行使 当社が定める基準日後に、当社による新株予約権の取得または新株予約権の行使によって、新たに当社株式を取得した場合の当該株主は、株主総会において議決権を行使できるものとする。</p>

前事業年度 (自 2007年 4月 1日 至 2008年 3月 31日)	当事業年度 (自 2008年 4月 1日 至 2009年 3月 31日)
15. 新株予約権証券の不発行 新株予約権証券は、発行しない。 16. その他 その他、新株予約権無償割当てに関し必要な詳細に関する一切の事項の決定は、当社代表取締役に一任する。	15. 新株予約権証券の不発行 新株予約権証券は、発行しない。 16. その他 その他、新株予約権無償割当てに関し必要な詳細に関する一切の事項の決定は、当社代表取締役に一任する。

## 【附属明細表】

## 【有価証券明細表】

## 【株式】

		銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (千円)
投資有価証券	その他有価証券	(株)横浜銀行	462,087	193,152
		(株)アイピースクエア	250	50,000
		イオンクレジットサービス(株)	49,380	44,145
		(株)ほくほくフィナンシャルグループ	173,793	31,108
		オリックス(株)	7,060	22,381
		(株)インフォメーションクリエイティブ	50,000	20,850
		カンダコーポレーション(株)	43,000	14,190
		ダイコク電機(株)	10,000	12,350
		(株)ヤマトヤシキ	50,000	8,113
		(株)宮崎太陽銀行	20,000	6,800
		その他5銘柄	532,218	13,828
		小計	1,397,788	416,920
		計	1,397,788	416,920

## 【債券】

銘柄		券面総額(千円)	貸借対照表計上額 (千円)
有価証券	満期保有目的の債券	政府短期証券(第561回)	200,000
		国庫短期証券(第3回)	100,000
		国庫短期証券(第5回)	100,000
		国庫短期証券(第9回)	100,000
		オリックス株	
		コマーシャルペーパー	500,000
		大和証券エスエムビーシー株	
		コマーシャルペーパー	1,000,000
		株ジャックス	
		コマーシャルペーパー	500,000
		株オリエントコーポレーション	
コマーシャルペーパー	200,000		
東京リース株			
コマーシャルペーパー	100,000		
	小計	2,800,000	2,796,373
	計	2,800,000	2,796,373

【その他】

種類及び銘柄		投資口数等(千口)	貸借対照表計上額 (千円)
有価証券	その他有価証券	国際投信投資顧問株 マネー・マネジメント・ファンド	148,504
		小計	148,504
	計	148,504	148,504

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	986,814	25,368	-	1,012,182	573,210	32,881	438,972
機械及び装置	19,565	-	-	19,565	17,713	392	1,851
工具、器具及び備品	1,380,612	174,114	65,066	1,489,660	1,202,058	160,350	287,601
土地	149,565	-	-	149,565	-	-	149,565
リース資産	-	3,278	-	3,278	273	273	3,004
建設仮勘定	9,570	548	9,570	548	-	-	548
有形固定資産計	2,546,128	203,308	74,636	2,674,800	1,793,256	193,897	881,543
無形固定資産							
のれん	75,000	-	-	75,000	75,000	15,000	-
商標権	22,361	-	-	22,361	19,460	2,236	2,900
ソフトウェア	552,621	299,413	243,899	608,135	243,780	96,722	364,355
ソフトウェア仮勘定	12,235	280,170	-	292,405	-	-	292,405
その他	9,709	-	-	9,709	1,957	106	7,751
無形固定資産計	671,927	579,584	243,899	1,007,611	340,199	114,064	667,412
長期前払費用	9,221	490	221	9,491	7,305	965	2,185
繰延資産							
繰延資産計	-	-	-	-	-	-	-

(注) 1. 当期増加額の主な内容は次のとおりであります。

工具、器具及び備品 社内システム(デモ・評価・開発用)他 142,421千円 保守用機器 31,692千円  
ソフトウェア 自社利用ソフトウェア 36,845千円  
ソフトウェア 開発(市場販売目的)ソフト 259,069千円  
ソフトウェア仮勘定 開発(市場販売目的)ソフト 279,383千円

2. 当期減少額の主な内容は次のとおりであります。

工具、器具及び備品 除却 35,632千円(簿価1,832千円)  
ソフトウェア 償却完了 243,899千円

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	-	495	-	-	495
賞与引当金	391,000	415,000	391,000	-	415,000
役員退職慰労引当金	270,280	6,300	43,380	233,200	-

(注) 役員退職慰労引当金の当期減少額のうち、「その他」は、第49回定時株主総会(2008年6月20日開催)において、第3号議案「退任取締役に対し退職慰労金贈呈および役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件」が承認されたことに伴い、固定負債の長期未払金に振替えたものです。

## (2)【主な資産及び負債の内容】

## 資産の部

## イ 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	729
預金	
当座預金	1,194,233
普通預金	117,560
定期預金	500,000
その他	50,389
小計	1,862,184
合計	1,862,913

## ロ 受取手形

## (イ) 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
ダイコク電機(株)	298,511
オムロンアミューズメント(株)	11,749
ダイワボウ情報システム(株)	6,092
菱電商事(株)	904
フレクストロニクス・インターナショナル(株)	861
その他	858
合計	318,977

## (ロ) 期日別内訳



期日別	金額(千円)
2009年4月	76,510
5月	75,359
6月	81,653
7月	28,262
8月	57,190
合計	318,977

## 八 売掛金

## (イ) 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
イオンクレジットサービス(株)	262,659
三井住友ファイナンス&リース(株)	207,899
(株)エディオン	188,150
興銀リース(株)	158,910
シャープファイナンス(株)	116,043
その他	1,678,000
合計	2,611,664

## (ロ) 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

前期繰越高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	次期繰越高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日) (A) + (D)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	2 (B) 365
2,246,020	12,326,699	11,961,055	2,611,664	82.08	71.92

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

## 二 商品

区分	金額(千円)
ソリューションシステム事業	96,853
ネットワークシステム事業	16,314
カスタマーサービス	548
合計	113,717

## ホ 仕掛品

区分	金額(千円)
ソフトウェア仕掛品	235,127
合計	235,127

## ヘ 貯蔵品

区分	金額(千円)
保守用機材	18,171
合計	18,171

負債の部  
買掛金

相手先	金額(千円)
(株)システム・リサーチ	166,578
ダイワボウ情報システム(株)	159,704
協栄産業(株)	149,566
(株)フィデック	146,941
(株)ソフトバンクBB	135,312
その他	1,051,133
合計	1,809,237

(3)【その他】

該当する事項はありません。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社 本店
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当社の公告は、電子公告により行います。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告によることができないときは、日本経済新聞に掲載して行います。 電子公告のアドレス <a href="http://www.itfor.co.jp/">http://www.itfor.co.jp/</a>
株主に対する特典	なし

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利、並びに単元未満株式の売渡し請求をする権利以外の権利を有しておりません。

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第49期）（自 2007年4月1日 至 2008年3月31日）2008年6月20日関東財務局長に提出。

(2) 四半期報告書及び確認書

（第50期第1四半期）（自 2008年4月1日 至 2008年6月30日）2008年8月14日関東財務局長に提出。

（第50期第2四半期）（自 2008年7月1日 至 2008年9月30日）2008年11月11日関東財務局長に提出。

（第50期第3四半期）（自 2008年10月1日 至 2008年12月31日）2009年2月10日関東財務局長に提出。

(3) 臨時報告書

2008年6月24日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号（代表取締役の異動があった場合）の規定に基づく臨時報告書であります。

(4) 四半期報告書の訂正報告書及び確認書

2008年11月11日関東財務局長に提出

（第50期第1四半期）（自 2008年4月1日 至 2008年6月30日）の四半期報告書に係る訂正報告書及びその確認書であります。

(5) 自己株券買付状況報告書

報告期間（自 2008年3月1日 至 2008年3月31日）2008年4月3日関東財務局長に提出

報告期間（自 2008年4月1日 至 2008年4月30日）2008年5月9日関東財務局長に提出

報告期間（自 2008年5月1日 至 2008年5月31日）2008年6月4日関東財務局長に提出

報告期間（自 2008年6月1日 至 2008年6月30日）2008年7月3日関東財務局長に提出

報告期間（自 2008年7月1日 至 2008年7月31日）2008年8月5日関東財務局長に提出

報告期間（自 2008年8月1日 至 2008年8月31日）2008年9月4日関東財務局長に提出

報告期間（自 2009年2月1日 至 2009年2月28日）2009年3月3日関東財務局長に提出

報告期間（自 2009年3月1日 至 2009年3月31日）2009年4月3日関東財務局長に提出

報告期間（自 2009年4月1日 至 2009年4月30日）2009年5月7日関東財務局長に提出

報告期間（自 2009年5月1日 至 2009年5月31日）2009年6月3日関東財務局長に提出

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書

平成20年6月20日

株式会社アイティフォー  
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 公認会計士 麻生 和孝 印  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 石川 純夫 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイティフォーの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイティフォー及び連結子会社の平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年6月19日

株式会社アイティフォー  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 麻生 和孝 印  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 石川 純夫 印  
業務執行社員

### <財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイティフォーの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイティフォー及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### <内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社アイティフォーの平成21年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者であり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社アイティフォーが平成21年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成20年6月20日

株式会社アイティフォー  
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 公認会計士 麻生 和孝 印  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 石川 純夫 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイティフォーの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第49期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイティフォーの平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。



## 独立監査人の監査報告書

平成21年6月19日

株式会社アイティフォー  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 麻生 和孝 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 石川 純夫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイティフォーの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第50期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイティフォーの平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。